

# 参議院総務委員会会議録 第四号

平成十四年三月十九日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理 事

委 員

田村  
公平君

政府参考人  
事務局側  
常任委員会専門  
公正取引委員会  
議官  
法務大臣官房審  
議官  
小池  
信行君

入内島  
修君

芳山  
達郎君

伊東  
章二君

景山俊太郎君  
谷川秀善君  
浅尾慶一郎君  
伊藤基隆君

岩城光英君

小野清子君

久世公義君

沓掛哲男君

森元英輔君

山内俊夫君

高嶋良充君

高橋千秋君

内藤正光君

松井孝治君

魚住裕一郎君

木庭健太郎君

八田ひろ子君

宮本岳志君

渡辺秀央君

又市征治君

松岡満壽男君

國務大臣

副大臣

総務大臣

総務副大臣

若松謙維君

大臣政務官  
総務大臣政務官  
滝 実君

局長  
公正取引委員会  
議官

内内島修君

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(田村公平君) 次に、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き

質疑を行います。

○日出英輔君 自由民主党の日出英輔でございま

す。

今日は地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして御質疑をさせていただきます。ちょっと

時間が今日はたくさんいたとき過ぎまして、うれしい悲鳴を上げながらやりますが、伺いたいところはしっかりと伺つてまいりたいと思っております。

○日出英輔君 私も仕事柄全国を歩いております

が、どちらかというと西高東低といいますか、中

四国、九州あるいは東海、この辺はかなり機運が進んでいるような気がしますし、若干東の方は西に比べますと少し機運が、この醸成がまだまだ

いう感じも実は見受けられるわけであります。

そこで、具体的な話を伺います前に、よく話が出てまいりますのが、この市町村の合併でいいま

すと、明治の大合併と昭和の大合併の話がよく出てくるわけであります。参考資料等もいただきまして読んでみたんですが、少し現実的な、現実感といいますか、そういうのがないんですが、まず明治の大合併というのは一体どういうような背景でどういうような形で進められたのか伺いたいと

思います。これは芳山政府参考人に。

○政府参考人(芳山達郎君) お答えいたします。

明治の合併でござりますけれども、明治維新後におきまして我が国の町村が江戸時代から引き継

がれた自然の集落を基礎とした地縁的な共同生

活、生活共同体であります。

○政府参考人(芳山達郎君) お答えいたします。

明治の合併でござりますけれども、明治維新後

におきまして我が国の町村が江戸時代から引き継

がれた自然の集落を基礎とした地縁的な共同生

活、生活共同体であります。

○大臣政務官(滝実君) 現状は、各都道府県が地

域の合併のパートナーをお決めいただいて、それを

基に各地域がいろいろ御検討をいたいでいる

と、こういうことでござりますけれども、現在検

討中の市町村が大体二千ぐらいに上っているとい

うことからいたしますと、少なくとも今の段階で

はかなりの関心を持つてこの問題について各地域

で議論をしていただいていると、そういうような認識を私どもは持っております。

○日出英輔君 この明治の大合併の歴史は私もよ

く知りませんが、ただ伝えられるところによりま

すと、江戸時代のいわゆるそのときは村というか



上がっているということ自体は、今、副大臣お話を

しのようには、それはそのとおりなんですね。

ただ、どうも一皮めくりますと、実はこの十七

年三月までの合併特例法切れちゃったときが大変

だと。あるいは、総務省のホームページの中に市

町村合併相談コーナーというのがありますね。こ

れで合併、どことどこが合併するなどという形で

合併特例債等が出るか、試算等、これはなかなか

よくできてると言つて褒めていいのかどうか

分かりませんが、これが一皮めくりますと実は心

配の種になるわけであります。これまでに乗らな

いとうまくないのかなという、そういう空気があ

ります。是非、こういったことは表と裏が実はあ

りまして、じつくりと各地の市町村で議論ができ

ますように御配慮を賜りたいというふうに思う次

第でございます。

〔委員長退席、理事世耕弘成君着席〕

それから二つ目は、段階補正の話でございま

す。

今日、実は政府参考人として担当の局長をお呼

びしておりませんから、滝政務官にお答えをいた

だきましたが、人口が少ないところほど一人当たりの行政経費というのはやっぱり掛か

ります。そういう意味で言いますれば、掛かり増しの分を係数化する。これは私は、やっぱり生き

とし生けるもの、あるいはこの国土で生きるもの

にとって当然の措置だと思いますが、これが実は

昨年、強烈に段階補正の見直しということで出て

きましたのであります。市町村長の大会などに参

りますと、この話を随分と懸念する方が多うございました。

今、この段階補正の係数につきましては、こちらの総務委員会でも御質問の中であつたようでありましたが、職員の兼務化が進んでるとか外部委託が進んでいるとか、そういうことで合理的、効率的な財政運営に努めている団体もあるんで、そういった実態を反映したこの割増し係数の見直し作業をやっているんだというようなことを御答弁になつていて部分を拝見をいたしたわけであり

ますが、この作業は今一体どんなふうに進んでい

て、どういう形で出てくるのか、この辺について

政務官から御説明をいただきたいと思います。

○大臣政務官(滝美君) 各市町村とも、御指摘の

よう、特に規模の小さい市町村ではこの段階補

正の問題に対して大変御関心をいただいているわ

けでござりますけれども、この問題は実は今日こ

のところ始まつたわけじゃありませんで、ずっとこ

の数年間掛けて実は段階補正の見直しを少しづつ

やつてきたわけでござりますけれども、昨年、特

に改めてこの段階補正の考え方を整理し直そうと

いうことで、今着手し掛かっているわけでござい

ます。

従来の町村の人口規模による補正というのだが、

大体全国の市町村の、町村の平均的な数字を基に

して段階補正の数字を割り出してきたんでござい

ますけれども、やはり中には非常に経費の効率化

ということについて熱心に取り組んでいる市町村

もある。

そういう中で考えてまいりますと、やはり從来

のようになにただ平均的では、市町村の姿勢というも

のも考慮する必要があるんじやなからうかという

のをございまして、上位三分の一ぐら

いのところの町村の数字を一つの目標数字として

置いて、それに基づいた平均的な、要するに上位

三分の二のところの平均的な数字に合わせて段階

補正に取り組もうと、こういうことでございまし

て、それもしかも一挙にはなかなか難しいもので

すから、数年掛けてやっていくというのが平成十

四年度からの取組と、こういうふうに御承知をい

ただいたらよろしいんじやないかと思つております。

○日出英輔君 この段階補正の見直しの適用を受

けるところは財政力の低いところでござりますね。かなり一生懸命こういった合理的な財政運営

をしようと言えば、一生懸命やればやるほど今の見直しによつてまた減らされると、こういうことではたまらないという声があります。

それと併せて、昨年八月から各四十七県におき

まして重点地域を中心に行なうためのリーリン

だというお話をありましたが、昨年の話は大分今までと違つた受け止め方をされているよう思いました。これは、当然のことながら、先ほどから申上げております合併の動きとの関係でそういう

方向を総務省が強烈に取るのではないかと、いう

懸念から出ているよう思いますので、この辺につきましてもよろしく御配慮を賜りたいというふうに思つます。

そこで、十一年から総務省、いろいろ研究会を開きになつたりして、具体的な、合併の推進のためにいろいろ具体的な取組をなさつておられる

ようでございますが、恐縮でございませんけれども、芳山政府参考人に、具体的にこういうような取組を十一年ごろからやつてきたということを、ちよつと概要を御説明を賜りたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君) 合併に対する国の取組でござりますけれども、十一年から具体的に指針を設けて各都道府県、各市町村への取組を支援をしてまいりました。

まず始めに、都道府県に対して合併のパターンを含む合併の要綱を作りたいと思います。ところをお願いをいたしました。各県、各都道府県で地方交通圈、医療圏、買い物圏等々を参考にしながら、一つの目安となる合併パターンというの

とをお願いをいたしました。各県、各都道府県における合併支援の本部の設置でありますとか合併重点支援地域の指定ということで都道府県における支援体制を取つていただきたいというのをお願いしてまいつて、逐次でてきております。

それで、それを踏まえまして、政府としても、政府全体の合併の取組を、昨年三月に、総務大臣を本部長として各省庁の副大臣をメンバーとしまして市町村合併支援本部を立ち上げました。そして昨年の八月に、全省庁連携施策であります市町村合併支援プランというのが、五十八項目等でござりますけれども、でき上がつたわけでござります。

それと併せて、昨年八月から各四十七県におき

まして重点地域を中心に行なうためのリーリン

ポジウムを開催しまして、副大臣、政務官にも御出席いただきまして具体的な合併論議を進めてまいつておるわけでございます。

〔理事世耕弘成君退席、委員長着席〕

○日出英輔君 今の芳山参考人のお話の中で出て

きて、私もちょっと一言だけ伺つておきたいと思

いましたのは、今の市町村の合併のパターンなどを作ります中で、都道府県知事が入つてきて、都道府県の調整というそういう作業が入つております。これは、今の市町村と都道府県の間、市町村が地域の指定になっておりますし、また先ほどお話をありましたように二千二十六の市町村がありま三十一年、七十九地域、三百四十七

市町村が地域の指定になつてあります。これで具体的に合併の論議を進めておるというような状況と理解しております。

○日出英輔君 今の芳山参考人のお話の中で出て

きて、私もちょっと一言だけ伺つておきたいと思

いましたのは、今の市町村の合併のパターンなどを作ります中で、都道府県知事が入つてきて、都道府県の調整というそういう作業が入つております。これは、今の市町村と都道府県の間、市町村が地域の指定になつてありますし、一方で、余り強く入られると市町村も身動き付かなくなつてしまつてしまうという、実は二面性があるんじやないかという気がいたしました。

そこには仲介人がいないとこの種の話は進まないと

いうことは、私もそういうものであろうという気はいたしますが、具体的にこの都道府県の調整の役割というのは、どういう点とどういう点について総務省としては期待をしておられるんでしょうか。

○政府参考人(芳山達郎君) 都道府県の役割は、平成七年の合併特例法の延長以降、非常に重要な役割を担つてきているという具合に思います。

もとより、市町村合併は市町村の自主的な合併が主でござりますけれども、同時に、都道府県においても地域の実情を熟知して、広域的自治体としての都道府県の果たす役割というのは非常に重

要だらうということで、また合併特例法でもそういう位置付けがなされている。

そういうことから、先ほど御説明申し上げまし

たが、市町村合併についての支援ないし人的支援、また財政的支援等含めて、都道府県としても自主的なそういう取組をしている。國の方も都道府県を通じて市町村に支援をすると、そういうような仕組みと理解しております。是非とも、都道府県でそういうような取組を是非していただきたい。また、現実にそういう取組をされておると思います。

○日出英輔君 それから、もう一つ伺いたいのは、合併がなかなか進まないであろう地域、だれが見ても進まないだろう地域、あるいは私も回って歩くのは結構離島だと比較的山村に近いところであります。

例えば、地方の中核の都市があればその都市を中心には比較的動きがあるようになりますが、はかばかしいそういう中核的な市なりあるいは町といったところがないようなところ、こういったところについては、これはなかなか合併の制約というのは非常に大きいんだと思いますが、これについてはどういうような指導を総務省としてはこれからなさっていくというおつもりでございましょうか。どなたでも結構ございますが。

○政府参考人(芳山達郎君) 我々の市町村合併の指針を作るときに、いろいろそういう方面を含めて合併の制約の強い地域もあり得るとは思いますが、今後情報通信の発達でありますとか、ないしは交通条件の改善とかいうのをトータルとして合併の可能性について是非とも検討していただいて、そういう中から合併についての適否を御判断していただきたいということで、初めから難しいという形で除くんではなくて、そういうような将来の条件、将来のネットワークの整備、情報通信網の整備、ITの整備というのを含めて、全体として合併を考えていったらいがなものかという具合に考えまして、なつかつ、今後そういう一島一村という地域とか、地域によっては山間奥地でありますとかいうような小規模の町村における対応というのが十七年三月の期限までに

は顕在化していくのかなという具合に思いました、そこらのものを含めて小規模、小規模町村の在り方などの基礎的自治体の在り方について我々も検討していくかにやならぬという具合に思います。昨年十一月に発足した二十七次地方制度調査会も今後具体的な検討を進めることになりますが、当然、今、先生御指摘の小規模市町村の在り方でありますとか、ひいては県の在り方も含めて、そういうようなのも論議になるだろうという具合に思っております。

○日出英輔君 政府は十二年の十二月に閣議決定、行政改革大綱の中で市町村合併後の自治体数を千を目指すという方針を掲げておられるよう思いますが、この当時、千がいいとか六百がいいとかなり数字が躍りまして、そのたびごとにまた地方が翻弄されたというようなこともあります。千だと、机の上で線を引く分にはいいと思います。千ですと、今はそのままでございますが、道路事情が変わりますと千というのは随分大胆だなという気もいたしますが、是非とも余り、かつての大合併と言われたときのように、上から一つの数字目標を作つて先ほど申し上げましたような特例法の話でありますとか段階補正の話でありますとか、そういうことがややもしますとあつたように思います。

○副大臣(若松謙雄君) 実は、ちょうどおとしの与党の行政改革推進協議会、ここでの議論が今回の閣議決定の千になつた次第であります。私は、そのときその協議会の一人の委員として、やはりこの市町村合併というのは、委員も大変御心配のようになかなか進みにくどころも全國的に多いと。果たして、このまま自發的な形で、国としてただ地域の動きだけを見守るだけでいいのかどうか、こういった議論になりまして、やはり政治主導でしっかりと日本の国の在り方といふものを議論していくこと、そういう議論がおとしの末に掛けて議論がなされまして、結果的に、与党行政改革推進協議会でやはり千を當面の目標すべきであると、こういった議論を今回閣議決定として記載した次第であります。やはりこの点が正しいかどうかという議論もまたしなければいけないと考えております。

先ほどの、特に離島とかという合併しにくいとおっしゃる市町村連合といいますか、そういうもののがいま一千というものの根拠がいま一度よく分からなかつたわけであります。今は、広域市町村連合なんかもそうだと思いますが、道路事情が変わつて提にしない集落、あるいはそれの集落連合、あるたよやうに思います。

○日出英輔君 私も千というものの根拠がいま一度よく分かりませんが、そういうものも片や踏まえながら、いずれはもう少し情報が浸透していくかと考へております。さて、私は、この市町村連合といいますか、そういうものも、今はまだ方針として千を目標とするという動きであります。千ですと、机の上で線を引く分には千というのは過ぎるような気もしますし、現実のプロセスを考えますと千というのは随分大胆だなという気もいたしますが、是非とも余り、かつての大合併と言われたときのように、上から一つの数字目標を作つて先ほど申し上げましたような特例法の話でありますとか段階補正の話でありますとか、そういうことがややもしますとあつたように思つておきたいと思います。

○大臣政務官(滝美君) 具体的なその見通しといふものを今の段階でつかむというのはなかなか難しいとは思いますが、今のこの動きを見ておられまして、そもそも市町村の合併というのは今後どの程度進むんだろうかという、そういう見通しといふものにはやはり千を当面の目標としておきたいと思います。

ただ、今まで議論が出ておりますように、目標としての一千という市町村も、都道府県が各地域割りに作りになつた合併のパターン、それを見ていますと、大体七百とか一千二百とか、そのパターンによつては大体千を中心にして各地域でそのような絵をかいておられるわけでございま

ころ、それにつきましては、たしか昨年の六月だったでしょうか、経済財政諮問会議が、やはりいわゆる県への直轄とかそういうたたかれた議論もすべきではないかと、こういつた意見も出る時代になつておりまして、私は、この市町村合併というのはいろんな角度から積極的に議論すべきではないかと考えております。

したがつて、そういう中からこの合併の具体的な動きが今出でてきているわけでござりますので、私どもは、やつぱり住民発議ということも片や踏まえながら、いずれはもう少し情報が浸透していくかと考へております。そこで、これが以上ちょっと申し上げませんが、例えばこの市町村合併支援プランなどを作りになりますが、是非とも、当該市町村がやつぱり一緒に仕事をしていく、あるいは一緒に暮らしていく、そういうこととしてのメリットというものを自分たちが探し出せるようになります。○日出英輔君 思つた以上に時間が掛かりましたのでこれ以上ちょっと申し上げませんが、例えばこの市町村合併支援プランなどを作りになりますと、そういうことをどうぞあります。そこでもう少しこちら支援していくべきだと思います。○大臣政務官(滝美君) まず、住民監査請求と住民訴訟についてちょっと伺いたいと思っております。この住民訴訟の問題につきましては、党派の別なく、大変新聞その他をにぎわしていることもありますし、いろいろと一人の国会議員として考えさせるところがありますので、私も今日、今までの議論の積み重ねを十分勉強したわけではありませんけれども、少し二、三伺つてみたいと思つております。

前回、この委員会で各先生のお話を大変恐縮ですが私は伺えませんでしたが、議事録を読ませていただきまして、松井先生なり木庭先生なりのお話、森元先生のお話なども伺せていただきましたので、少しどういう御議論をされたかという

ことは実は若干知った上で質問ではござります

が、ただ臨場感がございませんので、あるいはダ

ブつて先生方の御質問と同じような質問をすると

いうことになりました御容赦を賜りたいという

ふうに思つておる次第でござります。

この住民訴訟の議論の前に住民監査請求の話を

ちょっと伺いたいんでございますが、今の住民監

査請求制度というのは本当に十全に機能してい

るんだろうかという問題があるのではないか

といふふうな気がしておるわけであります。

最近五年間でどのくらいの請求件数があつて、

どういう請求内容がおおむねなつてあるのかとい

う辺りをまず先に伺いたいというふうに思いま

す。

○政府参考人(芳山達郎君) 住民監査請求制度に

係ります直近の調査でござりますが、平成七年度

から平成十年度までの四か年の実績を対象として

十一年度に調査を行いましたけれども、それによ

りますと、都道府県で八百五十三件、市区町村で

二千三百三件、計二千八百六十六件住民監査請求が

なされております。

請求内容は様々でありますて、一概にその傾向

を言えませんけれども、主に違法又は不当な公金

の支出、財産の管理、契約の締結というのが住民

監査請求でなされておる状況でござります。

○日出英輔君 今の二千八百件という件数は五年

間の件数でありますね。一年間に直しますとこれ

の五分の一ということになりますが、今の監査委

員さん、こういった制度がしかれてから久しいわ

けであります、きちんとした方がきちんととした

取組、特に最近はもう市町村、こういった行政の世界でも民間の経営というものを大いに導入

すべしという話があつたり、あるいは住民に対す

るサービスというのをきちんと客観的につかまえ

てこれを示すべきであるといった議論があつた

り、こういった種の議論は最近非常に進んでいます。

と思います。

そこで、伺いたいんではあります、この監査請求制度を、地方自治法が予定しているような機能を果たしていくために、私は、もう少しこの制度をうまく運用できるよういろいろ指導あるいは運用上の努力といったものが必要だというふうに思いますが、この辺についてはいかがお考えでございましょうか。お三方のどの方も結構です。

○政府参考人(芳山達郎君) 監査制度の充実についての御質疑でございます。

今回、いろいろ住民訴訟の前の前置であります

監査請求制度についていろいろ改善策を講じてお

ると思ひます。

まず初めに、一つは行為の停止等を求める監査

請求の実効性を担保したいというようなことで、

その審査段階で監査の結果が確定するまでの間に

暫定的に当該行為の停止を勧告することができます

制度を構築したい、そういうことで、地方団体に

対して、事後の措置ではなくて、事前にそういう

損害を生じさせないということで、行政自らの判

断でそういう対処ができるように期待をしたいと

いうのが一点でございます。

もう一点は審査のやり方でございまして、これ

まで以上に透明性ないしは審査能力の強化等を図

るために、審査のやり方、審査の際に監査委員の

判断によりまして請求人及び関係機関又は職員を

立ち会わせる、対審制にするというようなことで

陳述の聴取を行わせるようになると。また、必要

に商法の世界では今コーポレートガバナンスとい

う議論が盛んに議論されておりまして、昨年から

今年に掛けてかなりの改正が行われました。正

に地方自治体のそのガバナンスと申上げております

か、私はパブリックガバナンスと申し上げており

ますし、またニュー・パブリック・マネジメント

とかという言葉があるわけがありますが、いかに

この地方自治を効率的にチェックしていくか、こ

の議論は今本当に真剣にしなければいけないとい

う理解をいたしております、今、監査委員の常

駐化、やはりこれも一つの方法であろうかと思ひ

ますし、しかし商法の例を見ますと、じゃ、いわ

ゆる監査役というのがございました。なかなか日

本の監査役は余り機能していない、いわゆる常駐

が余り生かされていないという、こういった反省

も含めて、いわゆる社外取締役とか、そういった

制度も議論されて、それを地方自治に当てはまり

ますと、やはり、じゃ地方自治の先ほどのガバナ

れは常勤制を取ることができるという規定になつておりますね。常勤制ではありませんね、端的に

言いますと、取ることができますと、ということになつりますとか、もう少しこの制度

で決まつて、あるいは定数もそうであります。例

えば市町村で言いますと、二名、常勤でない。こ

ういうことで本当に問題が出てきたときに対処し

切れるのかどうかということもあります。

私は、その辺についての御検討も、これは急に

はまいりませんけれども、やはりしなければなら

ないんじゃないかという実は問題意識で申し上げ

たんですが、いかがでございましょうか。

○副大臣(若松謙維君) いわゆる、御存じのよう

に商法の世界では今コーポレートガバナンスとい

う議論が盛んに議論されておりまして、昨年から

今年に掛けてかなりの改正が行われました。正

に地方自治体のそのガバナンスと申上げております

か、私はパブリックガバナンスと申し上げており

ますし、またニュー・パブリック・マネジメント

とかという言葉があるわけありますが、いかに

この地方自治を効率的にチェックしていくか、こ

の議論は今本当に真剣にしなければいけないとい

う理解をいたしております、今、監査委員の常

駐化、やはりこれも一つの方法であろうかと思ひ

ますし、しかし商法の例を見ますと、じゃ、いわ

ゆる監査役というのがございました。なかなか日

本の監査役は余り機能していない、いわゆる常駐

が余り生かされていないという、こういった反省

も含めて、いわゆる社外取締役とか、そういった

制度も議論されて、それを地方自治に当てはまり

ますと、やはり、じゃ地方自治の先ほどのガバナ

ンスの在り方をどうすべきか。常駐ということも一つの選択肢でしよう、包括外部監査制度、こ

れも十一年から自主的に試行されておりまして、やはりそういった組合せの中で一つ一つまた丁寧

にかつ網羅的に検討しなければいけないと考えておりまして、是非、委員の貴重な御提言でもあり

ますし、引き続き総務省としては前向きな、また効果的な方策というものを検討していきたいと考えております。

○日出英輔君 今、副大臣に先に言われてしまい

ましたけれども、私もこの監査委員の仕事の中身

を見ますと、やっぱり当該市町村、地方公共団体

の財務に関する事務の執行でありますとか、あるいは経営に関する事業の管理でありますとか、こういった議論を本格的にやらなければならない時代だと思います。もう民間の会社がこうだから地

方公共団体もこうあるべきだとまでは申し上げられません。それは会計制度も、やっぱり民間の通

の財務に関する事務の執行でありますとか、公の会

計ですね、これは制約も多いし、一見分かりにく

い。しかし、逆に言いますと、問題が起きたときにはかなり大きな問題が出来てしまったりすること

もありますから、私は監査制度についてはもう少

し抜本的に、この事務局体制もそろだし、監査委

員の資質もそうでありますし、これから何をしな

きやいけないかということも含めて御検討いただ

きたいというふうに思う次第でございます。

そこで、この住民訴訟の話にちょっと行くわけ

であります、今までの新しい訴訟類型でいきます

と、前も同じでありますけれども、この監査請求

制度を通ってきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通ってきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通ってきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通ってきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通てきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通てきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通てきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

制度を通てきて、前置主義で、その上での訴訟

といふことになるわけであります、これは改正

されていますけれども、この監査請求

合を考えますと、その意思を発して、適正であるか適正でないかというような議論をして一定の答えを出して、それについて、今度四号訴訟になりますと、途端に、その前置主義を通ってきたにもかかわらず、今度は個人を相手とした議論をするというのは、どうも私は木と竹をつなぐ以上にながつてないんじゃないかという気がするわけあります。

制度あるとすれば、これは監査委員会の議論を通じて一つのフィルターに掛けて、地方公共団体の意思として発したものであれば、それは四号訴訟というのは個人ではない話でやるべきではないのかという気がするんです。私は私の浅はかな理解なのかどうか、滝政務官。

○大臣政務官(滝実君) おおっしゃるとおり、現行法の条文の立て方はそういうことになっているんですね。監査請求におきましては、要するに機関の長を対象にして言わば監査請求するような仕組みになつていて。ところが、四号訴訟になると、それが消えて、個人を対象にするふうに仕組みが変わつてきている、こういうことであるわけでございます。

これは前々から指摘されていますように、昭和三十八年の自治法の改正の際に条文整理する段階で、言わば民事法の手続、代表監査の制度と申しますが、民事法の言わば訴訟ですね、それに基づいてもう一遍仕組み直したというところからそういうようないいが出てきているよう思います。したがって、そこどころが要するに今回のこの制度改正の一番のポイントということになるわけございまして、そういう意味ではおっしゃるところだと思います。

○日出英輔君 この住民訴訟の議論の各先生方の御発言要旨等々伺い、いろんな物の本を読んでみると、理解するのに、全体像を理解するのに若干気も狂わんばかりのようなどころもあるのは、例えば今のような点が通常の物の考え方ではないなという感じがしております。

それからもう一つ、この新しい制度に入る前に

伺いたいのは、これは芳山参考人に伺いたいんであります。この三号の訴訟と四号の訴訟というのは、これはダブつて出ることがあり得るんで

しょうか、ないんでしょうか。

それで、それを受けまして住民訴訟になりますと、当然、訴訟でございますので、違法な行為を裁判所が認定をすると。そしてそれは、違法な行為又は怠る、違法な怠る事実についての認定をすらりません、行政判断じやありませんので、訴訟であります。

四号につきましては、個人に対する訴訟でござりますので、近時、最高裁の判決におきまして三号訴訟、四号訴訟は併合できるというような判決が出ております。

○日出英輔君 それから、ちょっとこれも条文の理解をするときによく分かりませんのは、この住民訴訟の前提となりますこの監査請求の規定の方は、「違法若しくは不當に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」、怠る方の話であります。書いてあるんですけれども、これは違法又は不當ということです。それで、これが違法又は不當と書いてあるんですけど、この書き出しこのところが、前条「第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき」と書いてあります。これが違法な行為又は怠る事実というの、この怠るところには違法なというのが係つていて、怠る事実と書いてあります。二百四十二条で

○政府参考人(芳山達郎君) プラスの面といふか、これまで四号訴訟が担つてきた役割といふ御認識で、またマイナス面についてはどういった御認識に立たれておられるのか、ちょっと総括的に伺いたいと思います。

○日出英輔君 プラスの面といふか、これまで四号訴訟が担つてきた役割といふことは、当然、違法な財務会計行為の是正、防止と

○政府参考人(芳山達郎君) 不正経理でありますとか、そういう面で一定の役割を果たしてきたという具合に我々も認識をしております。

また、今度の地方制度調査会の答申を受けて、今度と相まって違法な食糧費の支出でありますとか、これまで四号訴訟が担つてきた役割といふことは、何と云ふべきか、これまで四号訴訟で飯に勝訴をした場合には地方団体はその報酬額を負担する事務で行つた行為と個人との関係といふのは引き続き問題として残つておるというようなことも含めいろいろ指摘をされているという具合に認識をしてございます。

○日出英輔君 衆議院の方の総務委員会でのこの法案に対する審議等の審議録も読ませていただきました。なかなかに、個人を相手にするということで、受ける方からすると大変だと。あるいは、言葉をそのまま使っておられましたけれども、衆議院の民主党の方の法案修正の中では、民主党の先生方の中からやつぱり乱訴という言葉なども出てきている、こういうのも一部事実だらうというふうには思ひます。

先ほどのそういうたったマイナス面の中の弁護士費

事者とならないために、地方団体の説明責任が必ずしも十分に果たしてこれなかつたというのが一つ問題として指摘されるわけでございます。

そして、もう一つ思いますのは、職員としてまた長として職務の中の一環としてまた政策の一環として行為を行つたというのが、四号訴訟の段階ではその行つた行為について個人として訴えられると、自己負担で訴訟をしなければならないという意味での、何と申しますか、割り切れなさと申しますか、そういう点があつたというようなことが根幹でございます。

それで、それを受けまして住民訴訟になりますと、当然、訴訟でございますので、違法な行為を裁判所が認定をすると。そしてそれは、違法な行為又は怠る、違法な怠る事実についての認定をすらりません、行政判断じやありませんので、訴訟であります。

四号につきましては、個人に対する訴訟でござりますので、近時、最高裁の判決におきまして三号訴訟、四号訴訟は併合できるというような判決が出ております。

○日出英輔君 それで、少し中身に入つてまいりますと、この住民訴訟の、特に四号訴訟であります。これがやつぱり、私も詳しくは知りませんが、プラス面と若干マイナス面があるような気がいたします。プラス面についてはどういうふうな事が又は怠る事実についての認定をすらりません、行政判断じやありませんので、訴訟であります。

また、そういうような一環として、個人で負担する場合の弁護士の費用の問題でございますけれども、そういうこともありますて、平成六年の地方自治法の改正におきまして、四号訴訟で飯に勝訴をした場合には地方団体はその報酬額を負担することができるという具合な規定はできたわけでございましたけれども、それでもなお、先ほど申しまして、この住民訴訟の、特に四号訴訟であります。そこで、これまで四号訴訟が担つてきた役割といふことは、何と云ふべきか、これまで四号訴訟で飯に勝訴をした場合には地方団体はその報酬額を負担する事務で行つた行為と個人との関係といふのは引き続き問題として残つておるというようなことも含めいろいろ指摘をされているという具合に認識をしてございます。

○日出英輔君 衆議院の方の総務委員会でのこの法案に対する審議等の審議録も読ませていただきました。なかなかに、個人を相手にするということで、受ける方からすると大変だと。あるいは、言葉をそのまま使っておられましたけれども、衆議院の民主党の方の法案修正の中では、民主党の先生方の中からやつぱり乱訴という言葉なども出てきている、こういうのも一部事実だらうというふうには思ひます。

先ほどのそういうたったマイナス面の中の弁護士費用の話について、今、芳山参考人は触れられたわけであります。この弁護士費用を、平成六年に被告職員のために地方公共団体が訴訟費用を負担することができますが、この弁護士費用を、平成六年に被告職員のために地方公共団体が訴訟費用を負担することができますが、この辺の解釈はどういうふうになつておるか。これについては、これまで個人が訴訟の相手になるものですから、当該執行機関といふものが相手にならないということであります。そ

して、解説書をちょっと読ませていただきまして、勝訴した場合には被告職員の応訴費用は適正

な職務行為に関して生じた費用と位置付けることができるのでそのような費用を地方公共団体において負担することができることとしたと、こういうくだりがございました。

これは一見そういうふうに思つてあります

が、これは勝訴した場合もそうであります

が、敗訴した場合でも、実は職務をした当事者からすれば職務に、職務行為に関して行つたんでありまして、勝つたときだけが職務行為に関して生じた費用であつて負けたときはそうではないというの

は、何か私はここも少し、この平成六年の改正とい

うのはどういう意味で改正というのを言つたん

だらうかと。気の毒であるといふのは分かります

が、これはどういう意味で改正といふのを言つたん

だらうかと。気の毒であるといふのは分かります

いまして、いろいろ考え方はあるかもしませんが、当時、長や職員が勝訴した場合のみその弁護士費用は地方団体が負担することができるという形で、議会の議決を経た上で補助することができるという規定止まりになつておるというのが現行でございます。

○日出英輔君 それから、この四号訴訟で地方自治体の訴訟参加という話が、の道がありますですね。今の住民訴訟を受けている中で、地方自治体はどの程度訴訟参加をしておられるのか。具体的なちょっと数字を教えていただきたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君) これも財団法人自治組合センターの調べでございますが、平成六年度から十年度までの五か年に提起された住民訴訟の件数が八百七十八件でございます。そのうち、地方団体が民事訴訟法に基づく補助参加ないしは行政事件訴訟法に基づく行政庁の参加をしておりましては二百四件、一二三%という具合になつております。

○日出英輔君 そうしますと、今、芳山参考人は、二三%について住民訴訟事案で自治体が訴訟参加をしたと。そうすると、残りはしなかつたということになるわけですね。

衆議院の審議録を読まさせていただいておる中で、千葉の市長さんでしたか、清掃工場の建設に絡む訴訟で二百何十億、二百六十億でしたか、損害賠償請求をこの四号訴訟で受けたときに、千葉市は訴訟参加をしていないということを何かおっしゃつたくだりがありました。

ちょっと私もびっくりしてしまつたんであります。ですが、この今の二三%という訴訟参加というのとは、これは一体何を意味しているのかというのがちょっとよく分からぬわけあります。実態上は大部分、総務省のこの法案の提案理由等を読ませていただきますと、政策判断が伴つていておりますが、これが一体何を意味しているのかといふのが、ちょうど考へるのかと。結果として、被告である長でありますとか被告である個人、職員が財務会計行為を行つていなかつたということです。それで、一方、先生言われましたように、敗訴した場合どう考へるのかと。結果として、被告である長でありますとか被告である個人、職員が財務会計行為を行つていなかつたということです。それで、当該弁護士費用を負担することは公益にかなわないのではないかといふなことでござ

方になりました個人の方に当該自治体が訴訟参加する方が圧倒的に多いはずだというふうに通常は思うんですが、そうでないのは一体どこら辺にこの辺の理由があるといふうに推察されるんでございます。

○政府参考人(芳山達郎君) 地方団体やその機関が訴訟参加をしていい理由というのは、数字上確かにありませんけれども、現行四号訴訟が住民が団体に代位して訴訟をしておるというような訴訟構造になつております関係上、被告である長や職員個人の側に参加をするというようなことがあります。

○政府参考人(芳山達郎君) は、判例上、学説上、法理論的に問題があるのでないかというような指摘もまた一つはされております。

もう一つは、長が個人として被告になつている場合でございますけれども、団体や機関としての長が訴訟参加をその人に対する同一人に対する訴訟の実態は七十%が参加を現実にはしていなれないというか、お手盛りではないのかというような住民感情に配慮するというようなこともあります。

もう一つは、長が個人として被告になつている場合でございますけれども、団体や機関としての長が訴訟参加をその人に対する同一人に対する訴訟の実態は七十%が参加を現実にはしていなれないというか、お手盛りではないのかとい

ういうような資料になつております。

○日出英輔君 何ともはや、訴えられたこの個人はお気の毒の一語だというふうに気がするわけですね。実際には、その大部分が憲法の、憲法上の判断まで問われるような話だつたり、あるいはいろんな政策判断、議会の同意その他を経てきていた弁護士費用であるといふ位置付けであります。当然それにについては地方団体が負担してしまつて、当然それについては地方団体が負担してしまつて、当然それはいかないかといふのが背景にあつたと聞いております。

○日出英輔君 何ともはや、訴えられたこの個人はお気の毒の一語だというふうに気がするわけですね。実際には、その大部分が憲法の、憲法上の判断まで問われるようだつたり、あるいはいろんな政策判断、議会の同意その他を経てきていた弁護士費用であるといふ位置付けであります。

さらに、ちょっと進みますと、ある団体のホームページをちょっと見させてもらいましたら、この住民訴訟のいろんな類型を書いてございました。特に住民側の方が勝訴をした、そういう勝訴判決のリストみたいなものであります。目次だけをちょっと簡単に読ましていただきますと、公費天国を是正する住民訴訟、議長や首長らの視察旅行、議員野球大会、架空の接待、高額な飲食、空出張・やみ手当、放漫財政と闘う住民訴訟、公有財産の格安売却、私有財産の高価買上げ、民間法人に派遣した職員の給与負担、違法な補助金交付、ずさんな契約管理、巨悪と闘う住民訴訟なんという言葉もありますね、談合による不當利得、暴力への屈服、人権侵害と闘う住民訴訟。

これはある種の団体が書かれたことでありますから、この言葉を一々取り上げて申し上げる気はありませんが、意見をいたしますと、政策判断をやりながら出したもの、あるいは先ほどちょっと伺つた違法か不当かというふうなところにも関連いたしますが、これを違法と言ふのだろうか、普通の社会的な付き合いその他でいって、これは違法と言ふには少し広過ぎるのではないかといったような点もいろいろと実は示されているわけであります。

これはある種の団体が書かれたことでありますから、この言葉を一々取り上げて申し上げる気はありませんが、意見をいたしますと、政策判断をやりながら出したもの、あるいは先ほどちょっと伺つた違法か不当かというふうなところにも関連いたしますが、これを違法と言ふのだろうか、普通の社会的な付き合いその他でいって、これは違法と言ふには少し広過ぎるのではないかといったような点もいろいろと実は示されているわけであります。

こういった今読み上げた幾つかの類型、あるいは先ほど伺いました住民訴訟の件数等々を考えましたときに、最初にこの法案を作りますときの地方法と言うには少し広過ぎるのではないかといったような点もいろいろと実は示されているわけであります。

こういった今読み上げた幾つかの類型、あるいは先ほど伺いました住民訴訟の件数等々を考えましたときに、最初にこの法案を作りますときの地方法と言うには少し広過ぎるのではないかといった個人が非常に気の毒だというふうなことで、またこういったことを直さないと職務がなかなかスムーズにいかない、萎縮する、そういういったことが挙げられているわけであります。私は、今は、現実の住民訴訟のこの実態から見ますと、新しく訴訟類型を変えること自体、私は変えた方がいいんじゃないかというふうに思います。

思いますが、ちょっととこの辺が制度論なのか感情論なのか何なのか、ちょっととこのところの整理が付きにくいような点ではないかというふうに思いまし

さらに、ちょっと進みますと、ある団体のホームページをちょっと見させてもらいましたら、この住民訴訟のいろんな類型を書いてございました。特に住民側の方が勝訴をした、そういう勝訴判決のリストみたいなものであります。目次だけをちょっと簡単に読ましていただきますと、公費天国を是正する住民訴訟、議長や首長らの視察旅行、議員野球大会、架空の接待、高額な飲食、空出張・やみ手当、放漫財政と闘う住民訴訟、公有財産の格安売却、私有財産の高価買上げ、民間法人に派遣した職員の給与負担、違法な補助金交付、ずさんな契約管理、巨悪と闘う住民訴訟なんという言葉もありますね、談合による不當利得、暴力への屈服、人権侵害と闘う住民訴訟。

これはある種の団体が書かれたことでありますから、この言葉を一々取り上げて申し上げる気はありませんが、意見をいたしますと、政策判断をやりながら出したもの、あるいは先ほどちょっと伺つた違法か不当かというふうなところにも関連いたしますが、これを違法と言ふのだろうか、普通の社会的な付き合いその他でいって、これは違法と言ふには少し広過ぎるのではないかといったような点もいろいろと実は示されているわけであります。

これはある種の団体が書かれたことでありますから、この言葉を一々取り上げて申し上げる気はありませんが、意見をいたしますと、政策判断をやりながら出したもの、あるいは先ほどちょっと伺つた違法か不当かというふうなところにも関連いたしますが、これを違法と言ふのだろうか、普通の社会的な付き合いその他でいって、これは違法と言ふには少し広過ぎるのではないかといったような点もいろいろと実は示されているわけであります。



治体の意思がそこできちっとして、その上で争われているというようなふうに一見取られます。現実に、もう監査委員の人数、あるいは常勤でもない、あるいはこれから訴える方といいますから、あるいはこれからの訴える方といいますか住民側の方の見る目は、地方自治体の財務内容なりあるいは経営に対するかなりきつい目もあります。これは、当然いろんな民の方のこの辺の議論の進み方もあります。私は、それから、さっきは申し上げませんでなければ、議員が入つておられるというようなこともありますね。

やっぱりこの監査委員制度が余りにも弱体だというのがこの四号訴訟の、乱訴という言葉は余り使いたくないんですけれども、これに至る一つの

基本的な原因ではないだろうかという気がいたします。立法論を含めて実は少しお考へいただけないだろかということを実は申し上げたんです

が、これにつきましては、片山大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 今の監査委員さんの監査というのは内部監査なんですね。だから、内

部監査としての良さも悪さもあると、こういうこ

とでございまして、大分前の議論で、内部監査だけじゃ不十分じゃなかろうかというので外部監査

を、公認会計士さんや税理士さんを外部監査人に任命しまして外部監査をしてもらうということを入れたわけでございますが、それはそれとして、

内部監査でありましてもなおやっぱり機能するよ

うに考える必要があると思いますね。大分、前よりは制度を直してきました。

しかし、それじゃ今の監査委員さんの数や、質

と言つたら怒られますが、そういう構成で十分かどうか、あるいは事務局の問題等いろいろございまして、今回の新しい四号訴訟と内部監査である監査委員の監査と外部監査と、こういうものの組合せでは非地方団体の公正を確保していく、あるいは透明性をはつきり打ち出していくと

いうことが必要かと思ひますけれども、是非監査制度の充実についても我々の大きな課題として検討させていただきます。

○日出英輔君 時間が参りましたので質問をやめさせていただきますが、やはり今、私も外部監査

の方まで時間があればちょっと伺いたいと思っておりました。なかなかに、始まりましたが、水と油のようになります。内部監査の方と外部監査で

す。これも上手に育てていただいて、将来は、

同格のというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、両々相まつた監査制度の充実というものを是非お心掛けていただきたいと思っております。

それから、この住民訴訟の件につきましては、余り実はそんなに大きな党派その他によつては違わないような気がするんですが、申し上げました

ように、受ける方もそれから出す方もそうあります、それなりのルールがやっぱり崩れていた

というところを私は大変残念に思いますし、今回

の新しい制度でその辺がきちんと軌道が修正されるようお心を持っていただきたいということを申

し上げまして、終わりにします。

ありがとうございます。

○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でござります。

私は、住民投票制度について数点にわたって御

質問をいたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

今回提案をされているのは、市町村合併の法定

協議会の設置について住民投票制度を導入しよう

というふうにされているわけでござりますけれども、この住民投票の制度そのものは、現時点では

条例で定めて実施することができる、こういうことになつていてるわけありますけれども、既に

多くの自治体で住民投票条例の制定を求める直接

請求が行われて、この条例を制定するところがかかる

なりあるというふうに思うんですけど、どう

いう実態になつてて、お知らせをいただきました

いというふうに思います。

○政府参考人(芳山達郎君) 住民投票条例を制定

している団体の状況でございます。現在、総務省

で把握している団体数でございますけれども、二

十五団体、一県、十市、十二町、二村、二十六条

については、私は地域の自主決定という観点、あ

ります。

○高嶋良充君 総務大臣にお伺いしたいんですけど

れども、条例で定めて住民投票を行なうということ

について、私は地域の自主決定という観点、あ

ります。

それで、高嶋委員言われましたように、条例で

住民投票をやれるじゃないかと。やれるんですけど、

考えようと、こういうのが恐らく地方制度調査会

や地方分権推進委員会の意向だったと思いま

す。で、それをまとめて受けた作つたわけであります。

それで、高嶋委員言われましたように、条例で

住民投票をやれるじゃないかと。やれるんですけど、

やれるんですけど、これは単に住民意思の表明だけ

ですからね、法的な拘束力はその限りではありません

せんので。事実上の拘束力的なものはあります

よ。そういうことなもので、やつぱりこの際、こ

れは法定にして、住民発議システムの完結という

ことで我々は制度化したらどうだろうかと、こう

考えた次第でござります。

○高嶋良充君 確かに大臣が言われるよう、せっかく住民投票をやつてある程度の住民の意思が出ても、その法的拘束力がないというのは、確かに今、現行の法的には問題だというふうに思ひます。

そういう観点であれば、私は、直接やつぱりそういう市町村合併等々についての住民の意見を聞いて、それに法的拘束力を持たせるというふうな形の住民投票制度の法改正の方がよかつたんではないかと、こういうふうに思つんですが、私ども民主党も、一般的な住民投票制度の制度化が必要だというふうに思つてゐるわけですから、そういう観点から見れば、なぜ今回、法定協議会の設置に限定をしなければならないのかというの若干理解に苦しむわけであります。

とりわけ、市町村合併というのは住民にとって最重要課題だというふうに思つていますから、直接この市町村合併についての住民の意思を問うよううふうに思つてゐるんですけれども、その点については総務大臣、どうお考へでしようか。

○国務大臣(片山虎之助君)いや、これが大変問題なのは、今の地方自治制度の仕組みは代表制民主主義ですよ。当該市町村が合併するかしないかなんというのは、存立についての大変な議論です。それを、代表制民主主義を採用しているんですね。それは議会が意思決定するということです。議会を差し置いて住民投票で決めるのはいかがかと、こういう議論があるんですね。ただ、そんなことを言つたら、昭和の大合併やつたじやないかと。それはそなんです。そのときは、町村合併促進法の中にいろんな手立てを入れまして、最終的には場合によつては住民投票と、こうやつたんですが、今回はなかなかそこまでは、地方制度調査会も一応答申には書いています。合併そのものの可否を住民投票にかけたら、しかしそれは関係団体等、意見を十分聞きなさいと、調整しなさいと書いてあるわけですね。地方分権推進委員会の方は、協議会だけでいいと、合

併まではちょっと早いと、こういう御意見でございまして、それで地方六団体と相談しましたら、協議会についても実は一部異論があつたんです。しかし、協議会ならないだらうと、発議、住民発議の仕組みの関係として。しかし、合併はちょっと勘弁してくれ、それは困ると。合併するかしないかは市町村議会の固有の権限だと、こういう御意向でございまして、そこで我々は、今回は協議会にとどめたわけでございます。

○高嶋良充君 住民投票制度というのはかなりもう古くから議論されてきてるわけですね。なかなか実現をしないんですけども、二十五年ぐらいた前、一九七六年に地方制度調査会の第十六次答申を出されている部分でも、この住民投票制度の導入の必要性について触れてるわけです。

それ以降も様々な議論が行われてきているとい

うふうに聞いてるんですけども、この間どんとうな検討が行われてきて、なかなか実現しないというのは先ほども若干、行政局長答えられましたけれども、その実現が非常に難しいといふのはどういうところにあるんだろうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君)ただいま御指摘がありましたように、昭和五十一年の第十六次地方制度調査会の御答申の中で触れられました以降、第二十四次及び第一六六次の地方制度調査会において住民投票制度に言及をされております。

ちよと詳しく述べますと、第二十四次地方制度調査会、平成六年から八年までございましたが、住民投票制度については様々な意見があつて、結論を得るに至りませんでした。

八年の四月十六日に専門小委員会の報告が出されておりました。その中で、地方公共団体の計画策定ないしは行政施策の住民参加への機会の拡大のための方策として住民投票制度の導入を検討するべきではないか、ないしは、議会の活性化の觀点からも住民投票制度の導入を検討するべきではな

いかという意見も見られたわけですが、一方、現行の代表民主制を基本とした住民自治制度の下で

は、議会、長の本来の機能と責任との関係をどう考えるのかと。また、住民投票が地域社会の合意形成に及ぼす影響などについて慎重に考える必要があるのではないかと。また、住民投票に適する事項、適さない事項は何であるのかについて慎重に検討する必要があるのではないかといふようなことで、これら

の両方の意見というか、いろいろの意見を踏まえ

て、住民投票制度を含めて、住民参加の機会の拡大又は政策形成についての住民意思の反映のための方策について更なる検討を引き続きやるという具合のが二十四次でございます。

続きまして、二十六次の地方制度調査会の答申でございますが、この問題についても、住民自治の更なる充実方策の一環として住民投票についての議論がされました。

平成十二年十月二十五日に答申がなされておりましたが、そこでも答申の中に具体的に書いてござりますが、そこでも答申の中に具体的に書いてございますけれども、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力の在り方等々、検討すべき論点があることから、一般的な住民投票の制度化について引き続き検討することが必要であるという具合にうたわれたわけです。

ただ、市町村合併については、正に地方団体の存立そのものにかかる重要な問題である、また

地域に限定された課題である、そういうようなことから、その地域に住む住民意思を問う住民投票の導入を図ることが適當であるという具合にされることは、その導入を図ることが適當であるといふことがございまして、地方制度調査会のこれまでの論議はそういうことでござります。

○高嶋良充君 今、地制調の関係についていろいろその経過を御答弁いたいたんですかと、それ以外でも第二次の行革審や地方分権推進委員会などからも答申が出されているというふうに思ひますけれども、そういう意味では、地制調以

外のいろんなところでもこの住民投票制度の意見が出されて検討されてきているということは、私は、基本的に住民投票の一般的な制度化の必要性についてはある程度共通の認識になつてきているのではないかと。また、住民投票に適用される総務省としてはその点、どのように把握されおるでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 大きく、今、委員の御質問に対しての議論がなされていて三つございまして、まず平成元年十二月に行われました第二次行革審、この「国と地方の関係等に関する答申」、この中におきましてはこう記されておりまして、まず地方公共団体の行政への参加機会の拡充を図り、自治意識の向上に資するため、住民投票制度や直接請求制度を始め政策形成等における住民意思の反映、吸収の充実方策の在り方にについて検討すると記載されています。

平成六年九月の地方六団体がまとめました地方分権の推進に関する意見書、ここにおきましては、「地方公共団体は、当該地方公共団体の行財政運営の民主性をより一層高めるため、一定の事項を定める条例制定手続に「住民投票制度」を導入するものとする」、「住民投票制度を適用する事項は、当該地方公共団体の条例で定めるものとする」と記載されています。

さらに、平成九年七月の地方分権推進委員会第二次勧告におきましては、「住民投票制度については、住民参加の機会拡大のために有効と考えられる一方で、現行の代表民主制との関係に十分留意する必要があり、また、適用対象とすべき事項、その法的効果等についての検討も必要なことから、国は、その制度化については、今後とも、慎重に検討を進める必要がある」と記載されております。

このよう三つの今までの流れを総括いたしますと、いずれも住民投票制度については一定の意義は認めておりますが、その具体的な制度設計については、それぞれいわゆる課題、問題を指摘しております。そして、住民投票の一般的な制度化を必ず

しも提言するには至っていないと、そのように認識しております。

○高嶋良充君 意義を認めながらまだ問題

点があるのでなかなか前に進まないと、そういう

認識だろうというふうに思うんですが、最後に大臣に積極的な御答弁をいただきたいというふうに思つてますけれども。

地方分権一括法がもう施行されて二年が経過しました。最初はどうなることかなというふうに思つたんです、ようやく地方自治体の団体だけでなしに、やっぱりそここの住民の皆さん方も、分権という状況の意識の中で行政や政治に対してもかなりの参加意識というものは芽生えてきたというか根付いてきたんではないかなというふうに思つてますね。

そういう意味では、これからもますます地方分権というのを発展させていかなければならないという、推進していくかなければならないという観点に立てば、やっぱりこの住民自治の充実というのが非常に重要視をされる。当然、そうなると間接民主主義を補完するものとしてやっぱりこの住民投票制度というのは有効ではないかといふうに思つているんです。

そういう観点では、いろいろ問題点もありますけれども、これを何とか早く解決をして、一般的な住民投票制度というものを実現する必要があるのではないかというふうに思つているんですけれども、大臣としての御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今お話しのよう

に我が国の地方自治制度は代表制民主主義を中心でございますが、それを補完するものとして直接制民主主義も今まで採用してきました。こういう状況の中、もっとその補完の度合いを広げると、こういう議論も私は確かにあります

ね。だから、どこまで、今の時代の状況の中でそ

の補完の程度をどこまでするか。住民投票を一般的な制度として認めるとして、それじや何をその対象にするか、そこで長や議会の意見と住民投票

の結果が違った場合にどういう調整をするのか、あるいはどこまで拘束力を持たせるか、こういうところの解明が一般的な制度にするためには私は必要だろうと、こういうように思います。

そこで、そのために地方制度調査会等がござりますので、そういうところでも大いに議論していただいだくなら、我々は大いにこの補完としての住民投票制度は検討してもらいたいと、こういふふうに思つております。

○高嶋良充君 大臣の方から御答弁をいただいた

んですが、いずれにしても、非常に重要な問題ですから十分な議論が必要だろうというふうに思つてますが、そういう観点では、住民投票の一般制度化を実現すべきといういろんな意見を十分に

認識をいただいて、それで地方制度調査会等の議論も踏まえてもらうのは当然ですけれども、住民投票制度の在り方について検討していっていただくと、そういう御答弁として受け取らせていただいだよろしく。

○國務大臣(片山虎之助君) 地方制度調査会に御

検討をお願いしようと思つております。そこで、我々としても研究させていただきます。

○高嶋良充君 終わりります。

○内藤正光君 民主党・新緑風会の内藤正光でござります。

本日、私は八十分もいただいております。じつくり時間を掛け、特に四号訴訟のところに大き

くクローズアップをしまして質問をさせていただきたいと思います。

まずお伺いしたいのは、そもそも論でございま

すが、住民訴訟というのは地方自治の根幹を成す原理原則なんですね。こういう住民の利害に大きな影響を及ぼす重要法案の改正に当たつては、学者や法曹界の方々のみならず、国民の意見を、住民の意見を幅広く聞いた上で慎重に検討を行つていかなければならぬ、これは当然のことでござります。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

そこで、お尋ねいたしたいと思いますが、今回の法改正が一体どのような場で、どのような人た

ちが集まつて、そしてどのくらいの時間を掛けて議論されたのか、具体的にお答えいただけま

せんでしょうか。

○大臣政務官(滝実君) 今回の住民訴訟の改正の直接的なきっかけになりましたのは、御案内のとおり第二十六次の地方制度調査会、これは平成十

年から始まつたわけでございますけれども、その

地方制度調査会における審議項目の決定におきま

して取り上げられたのがきっかけでございます。

その後、約一年掛けて、地方制度調査会の中で専門

小委員会を作りました、その中で十数回に分けて

この問題が議論されてきた、それがこの地方制度

調査会における審議の経過でございます。

その中には、もちろん、今御指摘のように、調

査会の中ではいろんな案を、固まつた段階でパブ

リックコメントに付したり、そういうふうなこと

をやつてしまひましたけれども、基本的にほんの

専門小委員会の中で議論を尽くしてきたと、こう

いうようなのが経緯でございます。

○内藤正光君 制度調査会の答申に基づいて専門

小委員会の中で十数回にわたりて議論が進められ

てきたということをおっしゃつたわけなんです

が、私が知る限りでは、平成十二年六月二十九日

の木曜日、午前十時半から午後零時三十分、二時

間議論が行われたと。これ以外に私はちょっと資

料を持ち合わせていないんですが、それ以外にい

つやつたんですね。

○政府参考人(芳山達郎君) この住民訴訟制度の改正でござりますけれども、平成十一年の七月の

専門小委員会におきまして審議項目の決定をいたしました。決定をいたしまして、その中に、住民

訴訟制度について検討するということになりま

して、その中で、具体的には専門家で具体的に検討

していただこうという具合に相なつたわけでござります。

その前に、もちろん、それ、ちょっとさかのば

りますと、平成十年十月二十七日の第一回総会で

住民訴訟制度の見直しが総会で提議をされまし

た。その後、第一回専門小委員会で市長会長か

ら、住民訴訟制度についての見直し、特に訴訟を

議論されたのか、具体的にお答えいただけま

せんでしょうか。

○大臣政務官(滝実君) 今回の住民訴訟の改正の

直接的なきっかけになりましたのは、御案内のと

おり十一年七月二十八日、専門小委員会で見直

しの決定をした、項目の決定をしたと。その後、専門

小委員会、御議論の後に、第十四回、先ほど言

いました十一年七月二十九日、専門小委員会で見直

しの決定をした、この決定をしたと。その後、専門

小委員会として、行政の監視の在り方に関する

研究会ということで、これは具体的には、学者の

先生ないしは最高裁の元裁判官、また弁護士の先

生という専門家における研究会で、具体的に七回

余り御議論しまして、その後、先生言いましたよ

うに、第十四回専門小委員会、十二年六月二十九

日に専門家の研究会の答申が、答申というか考え

方がその場で示されたと。それで御論議をした上

で専門小委員会としてはそういう方向で、こうと

いうことになりますて、総会におかけしたというの

が経緯でございます。

○内藤正光君 まず、ちょっとお伺いしたいんで

すが、この委員会のメンバーというのはどういつ

た面々がそろつてているんですか。各層の方々が満

遍なく入っているんでしょうか。

○内藤正光君 まず、ちょっとお伺いしたいんで

すが、この委員会のメンバーというのはどういつ

た面々がそろつているんですか。各層の方々が満

でありました国立大学の成田先生でございますが、そのほか大学の先生ないしは前最高裁の判事、また弁護士等々九名でございます。

○内藤正光君 私も、ちょっといろいろ、面々、いろいろ伺つたところ、どうも何か偏りが、いわゆる実務者はばかり、その多くは弁護士であった大学の先生であつたりと、私は、到底この人選、幅広い国民各層の意見を聞くというふうにはなつてないんじやないかな、そんなふうに思うんです。

それはさておき、いろいろこの小委員会、専門小委員会で議論を続けてきましたと言うんですが、たゞ、この第十四回、終盤の専門小委員会ですね、こうあるんですね、二時間しかなかつた、この二時間の何か途中で、統いてということで事務局が作つた資料の説明を行つて、その後自由討議を行つたといつ議事録が書かれているんですね。どういうことをテーマにしたかというと、「住民訴訟制度をはじめとする住民監視制度の充実策」について、事務局が作成した資料の説明を行ひ、その後、自由討議を行つた」と。その後行われた自由討議で、かなり基本的なものでして、私は、何か議論が深められてきつあるという、終盤戦というよりも、何かここから議論が始まることと私はこれを見たときに思つたのですが、ところがこれは終盤だと。正直言つて、本当に果たしてここまで議論されたのかというのが私は甚だ疑問でならないんですよ。本当に議論をしてきたのか、しつかりと。何か、突然何かこういう内容の法律がぽつと出てきて、昨年出てきたんですよね、法律が。はつきり言えば、そんなに審議しましたのか、本当にじっくり時間を掛けて審議してきたんです。

○政府参考人(芳山達郎君) この住民訴訟制度の在り方は、従来から地方団体を含めて非常な大論議でございました。この研究会の前の昭和六十三年も、実は財團法人地方自治協会の中にそのような行政監視の在り方に関する研究会を設けまし

て、その中で、いわゆる現在における個人が訴えられる実務者はばかり、その多くは弁護士であつたり大学の先生であつたりと、私は、到底この人選、幅広い国民各層の意見を聞くというふうにはなつてないんじやないかな、そんなふうに思うんです。

そのときは集約を見ませんでした。見ませんでしたが、先ほど来御議論ありました、平成六年のせめて職務における弁護士費用について制度改正をしようという形で、そういうような研究成果がそういう形につながつたと私は思つておりますが、その後、その後と申しますかそれ以後も、地方団体、特に市長会、町村会、知事会を含めてすけれども、従来からこういう要望強うございました。

それで、第二十六次地方制度調査会の最初の十年十月の総会の中で、住民訴訟制度の見直しを地制調で論議したらどうかというのが第一回目の総会で提案をされ、その後、全国市長会長からも、先ほど同じように申し上げましたけれども、論議をされて、具体的には専門家でもつて御議論していただこうということで、その専門家のメンバー、先ほど申しましたが、地方制度調査会の副会長、また地方制度調査会の委員も含めて、他の専門家を入れて一年間掛けて御議論はなかつたという具合に聞いておりますので、そういう流れでその案を地方制度調査会の専門小委員会で上げていたら、その中で御議論をした上でそういう具合に決まったということが決つたといふ具合に我々は思つています。その後、もちろん総会の、最後の断面の総会でも全会一致で御議論はなかつたといふ具合に聞いておりますので、そういう流れで理解をしております。

○内藤正光君 いろいろな意見が出たとおっしゃいますが、本当にじっくり時間を掛けて審議してきましたが、本当に物理的にあつたとは思えないんですが、本当にじっくり時間を掛けて審議してきたんです。

○政府参考人(芳山達郎君) 全体を含めて、二つ分けた方がいいと思ひますけれども、研究会における御論議は、全体として住民訴訟制度の在り方全体を御議論しようと。訴訟の、いわゆる訴える全員を含めてそこはどう考えたらいいのか、その人数を含めてそこはどう考えたらいいのか、

ないしは損害賠償責任をどう考えたらいいのかと、全体を含めて御議論をされたという具合に聞いておりますが、結論的に申しますと、今の住民訴訟であります、責任を狹めたり住民の訴える訴訟であります。

そこで、もう一つは、専門小委員会の十四回目で、先ほど来先生が言われます十四回の専門小委員会で主な意見があつたわけですが、今度の執行機関を被告とすることで、長や職員の政策的な判断あるいは意思決定の根拠などを明らかにすることができる場が設けられるということで時代の流れに即しているというような意見、また自己決定、自己責任の時代にあって住民監視を制限することは適当ではないということで、そういうような意見、また、制度を更に充実し、併せて現実に弊害を生じていて手直していくといいといふ基本線で引き上げており、大変慎重な配慮がなされておると、そういうような意見もありました。

ただ、議会の議決事項を除外するべきではないのかという意見と、いや、やっぱり議会と住民との、考へると議会の議決を除外することは適当ではないのではないかというような両方の意見が当日の専門小委員会にはあつたということを聞いております。

○内藤正光君 この入口のところで余り時間を持つていたらあと大事なところが議論できなくなつてしまつますのでこの程度にしますが、いずれにしましても、どうも何か審議の在り方、またその枠組み自体が余りにもずさんではないのか、そんなふうに思えてならないんです。私は、言つてしまえば、最初から住民訴訟の機能を抑制してしまつたことがあります。それは政策判断云々以前の問題だと思いますが、非常にレベルの低い。そういう問題が一杯起つていて、議員や首長による視察に名をかりた観光旅行を始め空出張ややみ手当、あるいはまた官製談合等々、いろいろなものが出てくるわけなんです。

住民訴訟で明らかにされた地方公共団体における御議論は、全くこのままではいけないんです。私は、政策判断云々以前の問題だと思いますが、非常にレベルの低い。そういう問題が一杯起つていて、議員や首長による視察に名をかりた観光旅行を始め空出張ややみ手当、あるいはまた官製談合等々、いろいろなものが出てくるわけなんです。

るこれら政策判断云々以前の問題に対する御所見をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(滝実君) おつしやるとおり、今幾つかの判例を御紹介いただきましたけれども、もちろんその個々の言わば支出の違法行為といいますか、そういうものに該当するというようなものがあることはそのとおりだと思います。ただ、それ以前に、それとともに、やっぱり個々の判断に当たっては、その前提となる政策論議が大体付いているというものもありあるわけでございま

したがって、今回のこの考え方は個々の、個々の職員、個々の町長の違法性、そういうものについての責任を別に除外するわけではございませんで、当然個々の問題は個人の問題は当然追及するわけでございますけれども、基本的にはそれは機関として追及した中で個人の責任も追及していくと、こういうのが建前でございますから、今回の問題はそういう個別の、個人の問題の違法性と御理解を賜れば有り難いと思います。

○内藤正光君 私、全体的に感じんですが、今回、政府の答弁は、何かある特異な例を持ち出して、だから変える必要があるんだということをよくおつしやっているように思えてならないんです。政策判断がいろいろ争われると、そういうのが私はあることは否定してはいりません。ただ、これは特異な例なんでしょう。そしてまた、例えば賠償が遺族に引き継がれてしまう、かわりなどと、そういうのもあることは否定しませんが、ただこれが全体のうち大半を占めるのかといつたら、ほんの特例的な存在としてあるだけじゃないんですか。

私は、今回の総務省さんのいろいろな、こういう事態があるから法改正が必要なんだという、この挙げられる具体例、余りにも特異な例に偏り過ぎてやしないかと思うんですが、いかがですか。

○大臣政務官(滝実君) いや、それは基本的にこの問題は各市町村長、あるいは知事ももちろんそ

の中に幾つか入るわけでございますけれども、そういう中で現実に長年掛けてやはり何とかこの制度を見直すということから出てきてるわけでございまして、具体的な判例の中でも、今お聞きになつたところは、なるほどそういうものがかなりあると思います。あると思いますけれども、決してその前提としての政策の不当性あるいは政策の判断、そういうものが極めて例外的だというわけには、そういうものではないだろうと思います。

やはり、この個々の事例の相当部分が政策判断、議会の議決にかかわってきたような、そういうものも改めてこの住民訴訟の対象として個人として争われてきたと、こういうものも相当あるということでございまして、そういうものが、ごく例外的なものをとらえて今回の改正に踏み切つたというようなものでは私はないと考えております。

○内藤正光君 済みません。これちょっと事前通告ないというか、今ちょっとここで考えた質問なんですがね。

いろいろ住民訴訟を通じていろいろな不正なり問題が明るみに出てきたと、ですね。今回、総務省さんは法案改正する、四号訴訟の在り方を変えたわけですね。その論拠としては、まずこういったものは自治体自らが見付けて問題を正すべきだという、まず根底にこういう考え方があると。であるならば、なぜこれらの問題、例えば町議らによるパンコクだとシンガポールの買春ツアードとか、実質観光旅行と言われる視察に名をかりただけの観光旅行、こういったものを正していくことができなかつたんですか。

○政府参考人(芳山達郎君) 私、先生が言われる実は、住民訴訟八百七八件、件数としてはありますけれども、ちょっと分析させてください。その裁判所の判断が、例えばある地裁でもっては一円とか、ある地裁では八千円とか、ある地裁では五千円と、そういう具合に地裁の判断も、その官官接待、いわゆる不正経理、食糧費についてはいろいろ議論があつたわけです。そういうことは、個々人の職員がその行為を財務会計の違反として起こしたんではなくて、地方団体全體としてそういうことが職務として成り立つんだというのが当時の判断だったと思うんです。

もの十五件でございます。その他七百七十五件については、それ以外でござります。

それで、実は、先生も御案内のとおり、何が一番訴えられているかという今一番大きいのは、財務会計行為が違法だということで確かに訴えられているんですけど、その奥にありますのは、我々が意思決定とか政策判断とか言っています大きなのは、例えば産業廃棄物処理場を建設する、社会福祉施設を建設すると。それに過大に金が掛かっているということを財務会計として訴えているん

ですが、そういう建設費が、建設が要るのかどうかというような件数が多い。また、公共事業として、道路とか港湾、空港とか下水道とか、また多いのは補助金の支出でございます。第三セクターに対する補助金、また例えば市民団体が主催する熱気球大会に対する補助金というようなもの、又は第三セクターに対する支援というようなのが非常に多いわけでございます。

そういうようなことから、先生言われる意味での確かにそれがないと私も否定はしません。そういう事例があるのはもちろんあるんですけど、仮に例えば食糧費の問題、というように考えてみると、食糧費の問題は確かに平成七年ぐらいには非常に地方団体では大問題でございました。近ごろはもう全くないような状況になつているとは思いますが、それでも、あの当時の食糧費なりわゆる官接待における地方団体の取扱い、すべて悪かといえば、その範囲では認めるというのがある裁判所の判断でもありました。

その裁判所の判断が、例えばある地裁でもっては一万円とか、ある地裁では八千円とか、ある地裁では五千円と、そういう具合に地裁の判断も、その官官接待、いわゆる不正経理、食糧費についてはいろいろ議論があつたわけです。そういうことは、個々人の職員がその行為を財務会計の違反として起こしたんではなくて、地方団体全體としてそういうことが職務として成り立つんだ

それが、地方団体としてはやっぱりこれは是正しなきやいかぬということが当局としての判断だらうという具合に思つていまして、先生言われる意味での事例というのは確かにあることはあるんですが、我々が今問題にしてるのは、そういう意味での地方団体の意思決定なり、そういう政策判断なり、議会で議決をしたものまで訴訟の対象になるというよいうことをとらえて、我々は問題、今度の訴訟、四号訴訟を考えておるというこ

とを是非御理解いただきたいと思います。

○内藤正光君 ここではいつたんまずちょっと、その政策判断が絡む問題はちょっと除外して、明らかにおかしな不正支出だと空出張だと、そういうふたものをちょっとと一回議論させていただきたいんですがね。

そもそもなんですが、今回は自治体があります、住民が代位して訴えるんじゃなくて、まずは自治体が訴えるべきだとおつしやるわけですね。でも、考えてみますと、例えば首長が絡んでる不正問題、あれを組織が訴えるといったって、組織って人ですね。首長の部下ですよ。果たして部下が訴えられるかどうか、そういう問題もありますし、あるいはまた空出張だとかやみ手当等、いわゆる組織が一丸となつた不正事件、あれを組織に訴えろって、これは論理矛盾を起こしていませんか。

○政府参考人(芳山達郎君) そこがポイントだろうと思うんです。

我々、今まで、例えば空出張であるとか、そういう不正経理が、これまでには住民の皆様から見て、ある部の、ある箇所の、ある人の行為をとらまえて、あなたは不正経理をやつている、あなたは空出張をやつしているというところがこれまでには訴えの被告になりますから個人として争うことになりますが、地方団体は知らないんです。地方団体は是正されないんです。

それで、我々としては、そういう場合には、そ

の部、その課、その人だけじゃなくて、全体として、果たしてそういうようなことが組織として成り立っていないのかどうかということが、組織全体として見直す端緒になるんじやないかというのが今度の住民訴訟のポイントだろと我々は思つていまして、これまで個人をとらえての議論、今度は住民、被告として、地方団体として被告になつて、それでもつて是正をするということがあつたという具合に理解いたしております。

○内藤正光君 個人を訴えられてもそれが組織全体の反省材料にならないとおっしゃいましたが、やはり普通は一人訴えられたら組織全体として反省しますよ。もしそういうことをしない組織があるとしたら、外務省くらいですよ。違いますか。

○政府参考人(芳山達郎君) 今度の、先生、訴訟類型は組織を訴えますが、訴訟の仕組みはその組織を通じて個人に請求せよという訴訟ですよね、請求訴訟ですね。執行機関をもちろん訴えますけれども、訴訟の中身はその個人から金を請求せよという訴えをする。しかば、被告でありますのは確かに執行機関でありますけれども、従来どおり個人であります職員が当事者として参加をすれど、両面あると大臣は申されておりますけれども、両面あるということを言つてはいるわけであります。

そういうことであれば、組織全体も見直しのきっかけになる、職員にも追及でくるということであり、これまで職員個人ですから、職員個人が自分は悪いことをしていないと、住民はあなたは悪いことをしているんだという議論だったわけですね。そのレベルの議論だったわけです。それは組織全体で議論になつていなかないかというのを、我々は今まで、もちろんこれまでの成果はあつたと思いますけれども、全体として説明責任なりそこらを果たすためには執行機関が被告になるべきである、また地方制度調査会もそういう御論議をしているということの訴訟、改正のねらいでございます。

○内藤正光君

根本的な考え方方が違うのでなかなか

か議論はかみ合わないようなんですが、まあそれはそれとして、大臣にお尋ねしたいと思いますが、本来、政策判断が絡む問題もそうですが、余りにも低レベルな不正だとかそういうような結果であるという具合に理解いたしております。

○内藤正光君 個人を訴えられてもそれが組織全體が明るみに出て行政改善につながつたということは決して少なくないと思います。

幾ら今回法改正するからといって、今までの現行の住民訴訟制度を否定するようなことは絶対できないかと思いますが、そういう立場で、これまで現行の住民訴訟制度が果たしてきた役割をどのように評価するか、御所見をお尋ねします。

○国務大臣(片山虎之助君)

これも既にお答えしましたが、現行の住民訴訟制度はそれなりに私は一定の役割を果たしてきたと。特に、今言わされましたように、空出張等など違法の財務会計行為の是正や抑止の効果は確かにあったと思います。

ただ、空出張というのは、委員、あれ一人でやるものじゃないでしょう。やはり出張命令を出さないと駄目ですか、そのお金がどこに行くかということはあるんだけれども。だから、これは組織がやることであります。だから、その住民の側から見ると、組織を訴えるのがいいんですよ、組織を訴えるのが。当該団体、例えばどこの県でも、東京都なら東京都に損害掛けるんですから、東京都の機関である知事さんを訴えるなり出納長さんを訴えるなり、この個人のAとかBとかをつかまえて訴えても、なかなかこれは私はやつていませんと言つたら済んじやうんで。

○副大臣(若松謙維君)

先ほど局長が一部御説明いたしましたが、正確にこの住民訴訟の提起件数につきまして、平成六年四月一日から平成十一年三月三十一日までの五年間、ここで新たに訴訟を提起された件数が都道府県で二百八十二件、指定都市で五十七件、市町村、市区町村で五百三十九件、合計八百七十八件となつております。これを一年平均で見ますと約百七十六件と、このようない状況でございます。そして、その住民訴訟の提起件数は年々増加する傾向にあるわけであります。

○内藤正光君 年間百七十六件ですね、二百件満

真っ正面の相手にしてこの責任を問うて、同時に個人も、個人の罪を、個人がやつたことをこれをから求償するわけですから、そういう意味では、今までのものは今までのものとして役割を果たしてきましたが、今回の私が私は本来の住民訴訟の目的からいってもこっちの方が合っているんじゃないかと思つております。

○内藤正光君 午前中の質疑はあと七分なんで、

ちょうど中途半端とは思つうですが、じゃ、午前中あと最後は乱訴の問題について議論させていただきたいと思います。

○内藤正光君

政府は、住民訴訟が乱訴だ乱訴だと、そういう傾向が見られると主張されていますが、実際どれくらい乱訴の実態が見られるのか。実際乱訴といつても、これ評価が分かれますので、住民訴訟の件数はどれくらいここ数年あるのか、教えていただけませんでしょうか。

○副大臣(若松謙維君)

先ほど局長が一部御説明いたしましたが、正確にこの住民訴訟の提起件数につきまして、平成六年四月一日から平成十一年三月三十一日までの五年間、ここで新たに訴訟を提起された件数が都道府県で二百八十二件、指定都市で五十七件、市町村、市区町村で五百三十九件、合計八百七十八件となつております。これを一年平均で見ますと約百七十六件と、このようない状況でございます。そして、その住民訴訟の提起件数は年々増加する傾向にあるわけであります。

○内藤正光君 年間百七十六件ですね、二百件満

の市町村の数と二百件の住民訴訟の数と比べて、数からいっても私はそんなに多いものじやないと思つうんです。

まず考えなきやいけないのは、住民が、原告住民がここで勝訴をかち得ても何にも得るものはないんですよ、金銭的なもの。時間を割かなきやいけない、お金も掛けなきやいけない。そういうことを犠牲にして原告住民はやつているわけですよ。だから、原理からいって乱訴になり得ようがないんだと思います。やはり本当に問題意識を持つて、基本的にはですよ、一部政治的な思想があつてのやり取りもあるうかと思いますが、一般論からすれば、やはり変えなきやいけないといふ、自分たちの税金をちゃんと使つてもらわなきや困るという、そういう思いがあつて、自分の時間なりコストを掛けて裁判に臨むわけですから、そもそも原理的に言つて乱訴になり得ようがないだと思います。実際に数の上からいっても、三千三百の自治体のうち年間平均すると二百。私は到底乱訴だとは言えない。

○副大臣(若松謙維君)

もつと言ふと、実際にその中身、じゃ結末はどうなつたかというと、ちゃんと勝訴をかち得ているし、和解も含めたらかなりの数、私は成果をかち得ていると思うんですね。私は、総務省がおつしやるよう、乱訴の実態とは大きく懸け離れておると思いますが、いかが副大臣、お考えでしようか。

○副大臣(若松謙維君)

住民訴訟の先ほど言つた五年間の結果なんですけれども、いわゆる訴えが却下され原告敗訴、また棄却され原告敗訴が全体の七六・四%ござります。そして、請求の一部が容認され原告勝訴、または請求の全部が認められることで約八割近くが原告敗訴ということになつてゐるのが事実であります。

○内藤正光君

それと、どうしても乱訴乱訴というお言葉で、私どもは乱訴という言葉は使つておりませんが、いずれにしても御存じのように年々、地方自治体

の運営の在り方として、やはり非常に高度的な組織というものが進んでいます。そのためのところだと思います。そういうたった、かつ従来のいわゆる不正といふことであります。自分のポケットに入れると、そういうことをやはり回避するための様々なチェック機能というのでは、これは年々改善、向上していけるわけでありまして、そういうたやはり行政の努力というのも現実にありますかと思います。

そういう意味で、その上でかつ何か問題があるというところの住民の訴訟というふうに考えますと、やはり機関としての問題として表面化しているのでないかと。それに対する訴訟があるとすれば、そうであつてもやはり個人で、基本的に個人、機関を通じた個人への訴訟というこの原理原則は変わつておりますので。

私は、委員がいろいろと問題意識をお持ちだと思つてあります。我が総務省として今回、法案提出したひとつ今までの経緯、また考え方も御理解いただきたいと思います。

○内藤正光君 八割が敗訴だとおつしやいますが、じゃ、逆にですね、請求の一部が認められた、認められて原告勝訴だと、全部が認められ原告勝訴が五・数%だとおつしやいましたが、やはり和解をなぜ入れないのかというふうに思ひますよね。やっぱり行政改善を約束した上で和解だと、そういうたものも結構あるわけですよ。そういうものを含めたら五%どころじゃないですよ。かなり、これは一五、六%行つてゐるはずですよ、それ全部合わせたら。これはかなり私は、この余りリソースがない中で、原告結構いい成果を残しているんじやないかと私は思ひますが。

○副大臣(若松謙維君) 一応、事実だけ申し上げさせていただきますが、裁判上の和解による終了若しくは原告が訴えを取り下げ、これが実は四・四%ございます。そういう意味では、十数%といふのは実は当たりませんで、今、原告が訴えを取り下げるのが実は一三・七%ございます。それが

八割と先ほどの五・数%以外のところの主要なところということを御理解いただきたいと思います。

そういう意味で、その上でかつ何か問題があるというところの住民の訴訟というふうに考えますと、やはり機関としての問題として表面化しているのでないかと。それに対する訴訟があるとすれば、そうであつてもやはり個人で、基本的に個人、機関を通じた個人への訴訟というこの原理原則は変わつておりますので。

私は、委員がいろいろと問題意識をお持ちだと思つてあります。我が総務省として今回、法案提出したひとつ今までの経緯、また考え方も御理解いただきたいと思います。

○内藤正光君 はい。

○委員長(田村公平君) 内藤正光君、いいですか。

○内藤正光君 はい。

○委員長(田村公平君) 内藤正光君の質疑の途中であります。御協力をいただきまして、午後一時二十分まで休憩し、その後、質疑を続行させてください。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

午後零時二十二分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 午前に引き続き、午後も質疑をさしていただきまます。

○内藤正光君 午前に引き続き、午後も質疑をさしていただきまます。

○政府参考人(伊東章二君) 御指摘の点でござりますけれども、独占禁止法六十九条は、先生御指摘のとおり、利害関係人が事件記録を閲覧、謄写の請求ができるというふうになつております。

この利害関係人の中には独禁法違反行為による被害者も含まれるというものが判例でございますけれども、大体上は、被害者は地方公共団体と合行為につきましては、被害者は地方公共団体といふことになるわけでございまして、地方公共団体が被害者として利害関係人に該当するということは確かなところでございますが、一方で、じやあ代位訴訟をしていてる原告住民はどうなるのかといふことで、現行制度の下で今裁判になつております。

この問題は、新制度の下における法解釈の問題でございまして、第一義的には審判手続を主宰いたしまして公正取引委員会が判断し、第二次的にその決定に対する取消し訴訟が提起された場合に裁判所が個別具体的な事案に応じて判断するということにならうかと思います。

したがいまして、法務省といたしまして、新制度の下での法解釈がどうなるかということにつきまして、一般的に申し上げるということは難しいということを御理解をいただきたいと思います。

○内藤正光君 公取委に重ねてお尋ねしますが、今検討されているということなんですが、一つ確かなことがあります。

自治体に代位するというこの大前提が崩れてしまうわけです。そうすると、公取委の審判記録を開示する根拠というものはどこに求められるんですか。

○政府参考人(伊東章二君) 現在、問題になつて

八割と先ほどの五・数%以外のところの主要なところということを御理解いただきたいと思います。

がその利害関係人であるか否かをめぐって裁判で争われたんですが、いつたん昨年の十月十七日だつたと思いますが、東京地裁で初めてそれが認めた画期的な判決が出されたわけでございました。

○内藤正光君 はい。

○委員長(田村公平君) 内藤正光君の質疑の途中であります。御協力をいただきまして、午後一時二十分まで休憩し、その後、質疑を続行させてください。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

午後零時二十二分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 午前に引き続き、午後も質疑をさしていただきまます。

○内藤正光君 午前に引き続き、午後も質疑をさしていただきまます。

○政府参考人(伊東章二君) 御指摘の点でござりますけれども、独占禁止法六十九条は、先生御指摘のとおり、利害関係人が事件記録を閲覧、謄写の請求ができるというふうになつております。

この利害関係人の中には独禁法違反行為による被害者も含まれるというものが判例でございますけれども、大体上は、被害者は地方公共団体といふことになるわけでございまして、地方公共団体が被害者として利害関係人に該当するということは確かなところでございますが、一方で、じやあ代位訴訟をしていてる原告住民はどうなるのかといふことで、現行制度の下で今裁判になつております。

この問題は、新制度の下における法解釈の問題でございまして、第一義的には審判手続を主宰いたしまして公正取引委員会が判断し、第二次的にその決定に対する取消し訴訟が提起された場合に裁判所が個別具体的な事案に応じて判断するということにならうかと思います。

したがいまして、法務省といたしまして、新制度の下での法解釈がどうなるかということにつきまして、一般的に申し上げるということは難しいということを御理解をいただきたいと思います。

○内藤正光君 公取委に重ねてお尋ねしますが、今検討されているということなんですが、一つ確かなことがあります。

自治体に代位するというこの大前提が崩れてしまうわけです。そうすると、公取委の審判記録を開示する根拠というものはどこに求められるんですか。

○政府参考人(伊東章二君) 現在、問題になつて

おりますのは、現行制度を前提とした資料の閲覧、謄写請求でございますから、当然、現行制度を前提にその代位しておるという側面に着目しまして利害関係人というふうに認めたということです。

新しい制度の下でどうなるかというのは、繰り返しになりますが、その請求の理由、趣旨あるいは六十九条の趣旨等々を踏まえて個別具体的に判断していくこととなるということでございます。

○内藤正光君 せめて、お答えいただけませんでしょうかね、その方向性だけでも。これは私は、審判記録の開示というのは談合追及の決め手にならぬわけですよ、立証のための。住民にとっての、原告住民にとつての大変大きな武器になるわけですか。それがなかつたら、本當裸同然ですよ。ですから、法が新しく改正されて、されることで、何といふんですか離れてしまうのか。つまり、審判記録開示という可能性が小さくなつてしまふのか、いや、まだ分からぬといふのか、あるいは大きくなるのか、その方向性だけでもお答えいただけませんでしょうか。

○政府参考人(伊東章二君) 現行制度の下で住民訴訟の原告が利害関係人として認められるかどうかといふことも今裁判で争いになつておるところでございまして、それを踏まえて御指摘の点はまた検討させていただきたいというふうに思つております。

○内藤正光君 さつき法務省の方からも答弁ありましたように、まず公取委がどういうスタンスを持つかですね。私は、これ住民のことを考えたら、まず出すべきだと思うんですよ。これは本当に何度も繰り返すようなんですが、やっぱり談合追及にとつての決め手になるわけですから。住民は、正直言つてそんな情報収集源持つていなければなりません。だから、それに代わる論拠をどこに見記録を開示していただきたい。

ただ、ここで一つネックになるのがやっぱり法律論なんですよ。代位するという構図がなくなってしまう。だから、それに代わる論拠をどこに見

いですか。何かもうちょっと、検討している云々を踏み越えるものをいただきたいなと思います。これはかなりの多くの住民が見てるんだと思いまます、インターネット中継か何かで。是非お答えいただきたい。

私は、後退するようなことがあつていいんだろうか。つまり、今、少なくとも公取委さんは現行制度の下で審判記録の開示をしようというふうに一步踏み込んだわけです。私は、このスタンスはすばらしいものだと思つんです。ところが、法改正によつて、いや、やはり審判記録は開示できませんよとなつたらば、私はこれは民主主義に逆行するものだと思います。重ねてお尋ねします。

○政府参考人(伊東章二君) 独占禁止法違反行為によつて損害を被つた被害者、まあ企業、地方公共団体、私人等ござります。そういう被害者が損害賠償請求をするということにつきましては、公正取引委員会の行政措置と相まって独占禁止行為の抑止力を強化するものというふうに私どもも評価しております。いろんな形で可能な限り資料提供等は応じるということで基本的にはやつておるところでございますが、一方で、審判手続というものは、まあやや裁判に類似した準司法手続の下での閲覧、謄写請求の問題でございます。個別に、どういう理由で、だれがどういうタイミングで請求するか、それを踏まえて具体的に判断するということでございます。

○内藤正光君 総務省にお尋ねします。今の御議論を聞いていたいたかと思ひますが、総務省はこれまで法改正によつて情報はどんどん出でくるとおっしゃつていたわけですか。ところが、この私と公取委さん、そして法務省はこれ今まで公取委に審判記録の開示をしてくれる判断、利害関係人、六十九条の解釈については先ほど来公正取引委員会の方から御説明のとおりであると思ひますが、我々、今度の談合訴訟についての解釈としては、当然原告住民が執行機関に説明責任を追及をするということに間違いない

ことになつております。この辺のことをどういうふうにお考えですか。

○内藤正光君 総務省にお尋ねします。私はそういうことを聞いているんです。それは分かっています。ところが、この私と公取委さん、そして法務省とのやり取りを聞いて、そとはならないんじやないのかという懸念が大いにあるわけなんですね。それ以外の修飾語は要らないです。

○政府参考人(芳山達郎君) そして、証拠の提出をするであろうという具合に思いますので、地方団体としては、当然、不利益書類も含めて資料の提出をすると。住民の訴訟はその訴訟体系の中でのべき責任を有する者は地方公共団体の執行機

関ということでございます。そこで、その新四号訴訟におきましては地方公共団体の執行機関が被告となるものであるわけですが、その際には、独占禁止法上の利害関係人に含まれると解される地

方公共団体が談合事案に関する記録の閲覧、謄写等必要な資料を収集しているかいなかを含め、原告住民は執行機関の説明責任を問うことができる制度となつております。

このことからすると、この改正後の新四号訴訟におきましては、特に談合事案において、本来、損害賠償を請求すべき責務を有する地方公共団体

による公正取引委員会への閲覧、謄写の請求と、これに基づく証拠資料の提出が当然期待されるとのことになつております。地方公共団体が本

來あるする資料も含めて訴訟資料はより充実する

と、このように解釈しております。

○内藤正光君 私が聞きたいのは、じゃ住民が、

原告住民が地方公共団体に出せと請求をすると、

間接的に。そしたら、利害関係人であるところの

地方公共団体が公取委から請求をして、そして請

求をしたものをお告住民に開示してもらえるんで

すか。私はそういうことを聞いているんです。

○政府参考人(芳山達郎君) 公正取引委員会における判断、利害関係人、六十九条の解釈について

は先ほど来公正取引委員会の方から御説明のとおりであると思ひますが、我々、今度の談合訴訟についての解釈としては、当然原告住民が執行機関

に説明責任を追及をするということに間違いない

ことにならうかと。そのときに、本来地方団体におきましては公正取引委員会に対して利害関係人であ

るということから、当然に謄写、閲覧、謄写の請求をしているだろうと……

○内藤正光君 それは分かつてているんです。住民

と直接の対応じゃないとは思いますが、裁判の指揮との中で資料の提出が図れるものと私は思つております。

○内藤正光君 明確にしてください。もう余計なことは結構です。住民が地方公共団体に審判記録の開示を間接的に請求したら、地方公共団体は公取委に利害関係人ですから請求できると。でも、その得たこの審判記録、原告住民に開示してもらえるんですか、どうですか、これを聞いてるんです。イエスかノーで答えればいいことなんですね。

○政府参考人(芳山達郎君) 非常に微妙な点ですけれども、裁判の、先ほど言いましたけれども、裁判の進行状況に応じて当然地方団体として有すべき資料を出すものは出すという具合に思いま

す。

○内藤正光君 有すべき資料じゃないんです。原告住民の訴えに応じて、例えば地方自治団体がまだ審判記録の開示を求めていなかつたとする。

○政府参考人(芳山達郎君) これはいかぬと、原告住民がそんなことではいかぬということで、直接求められないにして

も、地方公共団体をせつづいて、ちょっと開示請求しろというこういう主張に基づいて地方公共団体は速やかに公取委に審判記録の開示をしてもらつて、それを、受け取つたものを原告住民に開示してくれるのかどうか、オーブンにしてくれるのかどうか、この一点なんですね、私が聞いているのは。それ以外の修飾語は要らないです。

○政府参考人(芳山達郎君) 地方団体が利害関係人になるということは当然であろうと思います。

○内藤正光君 それは分かっています。

○政府参考人(芳山達郎君) それで、地方団体としては、訴訟の審理の充実を図るために公取委に利害関係人として資料の請求をするという具合に思ひます。そして、住民の方から裁判所の方に提出の要求があつた場合には、地方団体として有する資料、既存の資料も含めて、今回の請求も含めて、訴訟の進行に応じて必要書類を提出するこもあり得るという具合に思ひます。

○内藤正光君 何か奥歯に物が挟まつてよく

分からないんですよ。

大臣、どうですか、よくちょっと分からないんです。要は、先ほど、まあ質問は繰り返しませんが、要は原告住民の訴えに応じて出すか出さないか。何度も言うようですが、これは、この記録は、裁判記録は談合追及にとつてのすごく重要な武器なんです、住民にとっての。そして、いつたんは公取委さんは開示をするというスタンスを取られた。取られたわけですよ。私は、総務省さん、これまでオープンにします、どんどん情報出していくとおっしゃるからには当然私は出していくだけるものだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(片山虎之助君) まあなかなかこれは難しいところなんですが、今、代位訴訟ですから請求できますよね。で、今度は今言いましたように機関が訴えられる、団体の機関ですから、団体が利害関係人だから取れる。私は原則は出すべきだと、こういうふうに思っています。ただ、訴訟上のいろんな関係があるから、その点はもう少し我々の方でも整理しますけれども、原則は出すということです。

○内藤正光君 ちょっと確認をさせていただきまます。繰り返しなんですが、じゃ、くどいようで恐縮でございますが、原告住民が地方公共団体に公取委の審判記録を開示、見せてくれと言ったら、地方自治団体は、その時点でもまだ開示してもらつていいようであれば早急に公取委に開示請求をして、そして得た資料を原則原告住民にオープンにしてくれると。ただ、いろいろな諸事情があつて例外的にそれを認めない場合もあり得ると。しかし、原則はオープンにすると。そういう理解でよろしいんですね。

○國務大臣(片山虎之助君) まあ地方団体といいますか、その機関が説明責任を果たすという意味では、それは私は出すべきなんだろうと、こう思っています。ただ、訴訟上のプラスマイナス、争つているんですから、そういうことの関係での整理を少しさせていただきたいと。これは、私だけではなくて公取や法務省にも関係ありますから。しか

し、基本的に今度は団体の説明責任を果たさせる

というのが新しい制度の改正の趣旨ですから、その点からいって、大幅に後退するようじゃ私は困る、こう思つておりますから。どこまでが例外でどこまでが一般的なあれかというのを整理します。

○内藤正光君 大臣の答弁は評価をさせていただきます。是非後退するようなことがないよう、是非うんじゃなくて、原則は出すんだと、しかし何か事情があつたらまあ出さないと、そういうスタンスでは非臨んでいただきたいと思ってます。

では、それで、もう一つ、その理由は、出せないというもし理由があつたら、それは早急に明確にして、議論をして、そしてやっぱりこの辺の出せない理由とか何かをオープンにしていただきたいなと思いますが、ちょっとその辺、一言お願ひします。

○國務大臣(片山虎之助君) やっぱりそこにお二人来てますからね、公取委さんと法務省さんが。その辺の今までのいろんな経緯もあるでしょうから、この条文の運用について。そういうようなのを整理して、できるだけ明らかにいたします。

○内藤正光君 是非早急に取り組んでいただきたい、そんなふうに思います。

次に、ちょっとこれ恐縮なんです。事前通告してないんですが、申し訳ございませんが、お尋ねしたいと思います。

情報開示についてちょっとお尋ねしたいと思うんですが、総務省は、情報公開制度がある、あるいはまた文書提出命令がある、そういうことを聞いてくださいと、その理由は、多分情報公開法及びその手続に基づいてその理由が明確にされていると思いますので、法律及びその運用に基づいてそれがなされる、またそれに不服ならば審査会でもつて御議論していただくということだろうと思います。それが少ない方がいいか、多い方がいいのか、少ない方がいいとは思いますが、軽々しくは私答えられませんので、御答弁御容赦願いたいと思います。

○内藤正光君 是非副大臣にお答えいただきたいんですが、是非とも、何というんですかね、地方公共団体が有無を言わせないような具体的な文書

げた理由として、文書の存在、不存在を検証する手段がないと。二番目として、要は、どういう文書があるんだか分からず、文書を請求しようにも、情報を請求しようにも、一体どこにどういう

手続がないと。二番目として、要は、どういう文書があるんだか分からず、文書を請求しようにも、情報を請求しようにも、一体どこにどういう手続があるわけで、原則公開と、非公開の場合にはそれなりに理由が必要だと。それは当然、書類作成上、必ずチェックして、これは公開、非公開と、

これはやるわけなんですね。それを、じゃ地方自治体の場合はどうするかと、いうことです、御存じのように、これは条例でやつているわけなんですね。ですから、その条例が、あるところは厳しいところもあるでしょう。非常にこれは、個々、何というんでしょうか、ケース・バイ・ケースでありますので、ただ、やはり時代の流れは情報公開の流れだと思いますので、やはり総務省としては各自治体がそういう時代の流れをしっかりタイアップしていただければ、そのよう

に期待しているところです。

○内藤正光君 地方自治体を所管される総務省ですから、それはもう総務省の意思なわけですか、是非、情報公開の流れに、時代の流れに沿つてどんどんどんどん情報開示するよう各自治体に指導を努めていただきたい、そんなふうに思います。

続きまして、今度は官製談合というものをひとつケースに取り上げて質問をさせていただきたいと思います。

まず総務省さん、そして法務省さんにお尋ねをしたいと思うんですが、去る平成十二年七月のことなんですが、名古屋市のごみ焼却施設に関する名古屋地裁の判決について取り上げていろいろ御議論させていただきたいんですが、この判決はとんどんですが、名古屋市のごみ焼却施設に関する

て、建設局次長、市議会議員、そしてゼネコン五

名を提示しなきゃ出してもらえないだとかそういう

うことがなきよう、どんどんどんどん情報を出すというふうに総務さんはおっしゃっているわけですから、前向きに情報は原則幅広に出すんだと、いうお考えをお示しいただきたいと思うんです。

○副大臣(若松謙維君) 御存じのように、国の場合はいわゆる情報公開、いわゆるそういう手続きがあります。是非、よくあるように例外的に出すといふんじゃなくて、原則は出すんだと、しかし何か

ういうこと。それで、二番目として、裁判所が決定を出そうとしない云々とあります。特にこの文書の存在、不存在を検証する手段がないといふ訴えに注目した際、行政の情報公開の在り方にについてお尋ねしたいんですが、現状のままでよい

うようなこと。それで、二番目として、裁判所が決定を出そうとしない云々とあります。特にこの文書の存在、不存在を検証する手段がないといふ訴えに注目した際、行政の情報公開の在り方に

が。

○副大臣(若松謙維君) 御存じのように、国の場合はいわゆる情報公開、いわゆるそういう手続きがあります。是非、よくあるように例外的に出すといふんじゃなくて、原則は出すんだと、しかし何か

社に対して九億円を同市に支払うよう命じたものなんですが、特に建設局次長の役割については、単に落札予定価格をゼネコン側に漏らしたのみならず談合を率先して主導したと指摘し、いわゆる官主導の官製談合であつたということを明確にしました。そういうた裁判、判決だつたわけでございました。

現行の仕組みでは個人を被告といいたしますので、談合によつて損害を受けた被害者である市当局と、損害を与えた加害者であるところの建設局次長やゼネコンとが対立関係に明確に位置付けられてゐるわけなんです。住民は、地方自治体、市当局に成り代わつて、代位してそのゼネコンとか建設局次長をばんと訴えて、そして裁判で争つた。

しかし、改正案が通つてしまふとどうなるのか。一つには、建設局次長やゼネコンを直接訴えることができなくなる。そればかりか、被害者であるところの市当局と加害者であるところの建設局次長、そしてゼネコンとが正に一体となつて被告になるわけですね。これはもう極めて矛盾した、ゆがんだ私は形になつてしまふんじゃないのかといふうに思うんですね。ここで容易に想定されるのは、眞の被害者である市当局にとつて好ましい証拠というのは、実は眞の加害者であるところの建設局次長だとゼネコンにとつて逆に不利になつちやう情報なんですね。ですよね。

こういつた矛盾を抱える中で、総務省が主張するように、情報は何でもどんどん出るようになりますよという事態は私は到底想定しないと思うんです。何となれば、被告は眞の加害者と眞の被害者が混在しているわけですから、一方にとつて有利な情報というのは片方にとっては不利な情報ですか。ですよね。ましてや、この部下が、上司が絡んだ不正問題を追及するため、上司にとつて不利になるような情報を部下が率先して出すかどうか、これも私は大いな疑問だと思います。

いやいや、それでも、いや、情報は出るようになつていい、それでも、いや、情報は出るようになつていい、

なるんですけど、その主張をされるんであれば、

ちょっと私を納得できるような論理的な説明をし

ていただきたいと思うんです。

○副大臣(若松謙維君) まず、従来の四号訴訟で

すけれども、これは長や職員個人が被告になつて

いるということで、地方公共団体が直接の当事者になつていい、ということで、地方公共団体の資料の活用というのが限られていたわけなんです。

さらに、その地方公共団体から従来ですと資料を請求する場合には裁判所で一定の手続が必要

である。それに対してこの新四号訴訟で受けた、かつ、機関も地方自治体もいわゆる訴訟

参加等をしてその疑いのある企業等に訴訟参加さ

せるわけですね。その際に、従来の四号でいわゆる機関が裁判に必要な情報を提供する場合には裁判所に一定の手続が必要なわけですが、新四号

でそれは必要なくなります。

ということで、さらにもこの新四号訴訟であります

が、地方公共団体の執行機関が当事者になるわ

けですが、それによりまして、不利益文書が存在

しながら文書提出命令に従わずに文書を提出しな

かつた場合、この被告である執行機関に直接不利益な効果を与えることができる場合もあると、そ

ういうことから、むしろ地方公共団体が持つてい

る資料の提出を、どんどん出させる、吐き出させ

る、こういう効果があるわけありますので、私

は、この新四号の方が裁判等においてはいわゆる不利益情報、不利益文書ですか、そういったもの

が極めて裁判所の手続も不要、要らずに、いわゆ

るどんどん出てくる、このよだな効果を期待して

おります。

○内藤正光君 どうも、不利益な情報もどんどん出でてくる、どちらにとつて不利益かといふうな話もあるんですが、逆に住民側にとつて

利益のある情報がどんどん出でてくるといふロジックが、どうも何かいまいちちょっと、す

とんと落ちないんですね。もう一回簡単に説明し

ていただけませんでしょか。なぜ出てくるのか。

か。例えば、このケースに即して言うならば、な

ぜゼネコンとか建設局次長にとつて不利益な情

報がどんどん出でてくるのか、このロジックがよく分からないです。

○副大臣(若松謙維君) まず、委員の先ほど疑問

を呈されたいわゆる部下と上司の関係があつて、当事者が例えば部下でした、上司はそれを監督す

る立場だと。こういう、どちらかというと従来の四号訴訟というのは対個人に対して訴訟ですか

ら、そういう点でやや、従来、機関は、自治体は下がるという傾向にあつたわけなんですね。それが新四号が、これからは部下も上司も関係ない、

一体となつて説明を、しっかりと訴訟に対し対応しなければいけない、こういう流れになつていい

るわけですね。その際に、従来の四号でいわゆる機関が裁判に必要な情報を提供する場合には裁判所に一定の手続が必要なわけですが、新四号

でそれは必要なくなります。

ということで、さらにもこの新四号訴訟であります

が、地方公共団体の執行機関が当事者になるわ

けですが、それによりまして、不利益文書が存在

しながら文書提出命令に従わずに文書を提出しな

かつた場合、この被告である執行機関に直接不利益な効果を与えることができる場合もあると、そ

ういうことから、むしろ地方公共団体が持つてい

る資料の提出を、どんどん出させる、吐き出させ

る、こういう効果があるわけありますので、私

は、この新四号の方が裁判等においてはいわゆる不利益情報、不利益文書ですか、そういったもの

が極めて裁判所の手続も不要、要らずに、いわゆ

るどんどん出てくる、このよだな効果を期待して

おります。

○政府参考人(芳山達郎君) 先生が言われた事案の場合で、刑事事案として考えますと、刑事事案であります例えば入札の競売の刑事事案とか収賄の事案とかいう場合には、執行機関が当然、当該個人に対しても損害賠償請求なり不正当請求をするというのは、横領にしろ背任にし

ろ、当然の姿だろうと思います。

ただ、先ほど先生が言われた事案に関して、初めの、当座の訴訟の段階では、まだ談合というのが明らかでない段階の事案である。そういう場合には端緒が明らかになっていないわけです。談合

が認められない。この段階では、まだ談合として認められない。住民としては、いやいや、これは談合だと、この職員が何かそういう横領な

り、何か談合行為に携わっていたと住民は思つて

いる。ところが、地方団体の方はそう思つてない段階で訴訟が起つたというような事案なわけですね。

それで、今までの個人訴訟の場合は、個人が被告になりますものですから、その資料としてなかなか出てこないというわけであります。今回の場合は地方団体が被告になりますので、地方団体の執行機関になりますので、もしも、持つている資料を裁判所の方で住民の要求に応じて出せという形で出したのに、当事者である執行機関が出さなければなりません。

そこで、今までの個人訴訟の場合は、個人が被告になりますものですから、その資料としてなかなか出てこないというわけであります。今回の場合は地方団体が被告になりますので、地方団体の執行機関になりますので、もしも、持つている資料を裁判所の方で住民の要求に応じて出せという形で出したのに、当事者である執行機関が出さなければなりません。

そこで、今までの個人訴訟の場合は、個人が被告になりますものですから、その資料としてなかなか出てこないというわけであります。今回の場合は地方団体が被告になりますので、地方団体の執行機関になりますので、もしも、持つている資料を裁判所の方で住民の要求に応じて出せという形で出したのに、当事者である執行機関が出さなければなりません。

そこで、今までの個人訴訟の場合は、個人が被告になりますものですから、その資料としてなかなか出てこないというわけであります。今回の場合は地方団体が被告になりますので、地方団体の執行機関になりますので、もしも、持つている資料を裁判所の方で住民の要求に応じて出せという形で出了したのに、当事者である執行機関が出さなければなりません。

求しなければ地方団体は協力してくれないんですね。だからこそ、個人で訴えられている職員は、情報公開請求を地方団体にして、職員でありつつして、情報公開請求でもらったのを裁判に出しているというような状況なわけですね。今回の場合は執行機関が被告になるわけですから、持っている情報を住民の要求に応じて出さない場合には民事訴訟法上不利益になりますよ、負けますよというのが法律に書いてあるわけです。

だから、我々としては、裁判の指揮に応じて資料は前よりも、個人であるよりも執行機関である方がもつと出ますという、不利益にならないために出ますということを言っているわけです。

○内藤正光君 時間もあと残り数分になってしましました。

先ほど監査請求の話が出ましたので、ちょっとその監査請求の在り方について、請求制度の在り方について簡単に最後質問させていただきたいと思いますが、本法律案が成立してしまうと監査請求に対する監査委員の判断いかんによつてはその後裁判に行くこと。その裁判には、自治体は、税金と税金によって手当でされている公務員の稼働をつぎ込んで裁判に臨むと。そして原告住民と争うわけなんです。

結果として、結果としてですよ、こういう場合もあり得るということを申し上げたいんですが、例えば談合で懐にお金を入れたゼネコンを第一段階では守つてしまふ、こういうことも結果としては、可能性としてはあり得るわけです。私は、これは住民の率直な感情が受け入れられるかというと、私、到底受け入れられないものだと思います。そういうわけで、私は監査請求制度の在り方、もつといえば監査委員の在り方、選び方、選任の在り方を抜本的に見直さないことには、私はこれは住民、国民、納得できないものだと思います。

ところで、今の監査委員の選ばれ方はどうかといふと、首長が選ぶ、選任すると。言つてみれば元助役だつたりとかそんな人ばかりですよ。言つてみれば仲良しクラブですよ。私はこれは早急に見直さなきやいけない。例えば選任の在り方に当たっては公選制を取つたりとか、あるいはまた即きることがあるんです。外部監査を今、できる規定になつておりますが、義務付けて、その監査の在り方にやつぱり緊張感をもたらす。私は、そういうことがなければ、私はこの法律、法改正、到底認めることができない。大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(片山虎之助君) さきの質問で、建設局次長をあれすることは何か被害者同士が争うことになるではないかという、あれちょっとあります。したよね。損害を被つたのは団体なんですか、名古屋市なんですか。建設局の次長は機関なんですよ。団体と機関というのは一緒じゃないんです。団体に損を与えているから団体の損を取り返すのが住民訴訟制度ですから、団体が機関を指弾して、次長から金を取り上げるのは一向構わないんですよ。団体は勝つために頑張るんですよ。だから、団体の勝つためにいろんな資料を出すんですよ。そこで、もし団体が勝つたら、仮に談合やつておるとすれば、企業と企業でぐるになつた建設局次長から取り上げるんです。

そこは団体と機関が違うということをお考えいただきたいので、団体の損を取り返すのがこの制度のあれですよ。団体の損を取り返すために住民が訴訟を起こすんですよ。そうでしょう。だから今まで建設局次長個人だつたんですよ。今度は機関の責任を問うんですよ。団体の損を取り返すために。

○委員長(田村公平君) 大臣、時間が来ておりままで手短にお願いします。

○国務大臣(片山虎之助君) はい、済みません。

監査委員につきましては、委員がいろいろ言わ

れたことは我々も問題意識は持つておりますが、

この監査委員制度の構成や運用をどうするかにつ

るのは請求の場合に義務付けるかどうするかにつ

いては今後とも今までいろいろ検討してまい

りましたが今後とも検討いたしたいと、こういう

ふうに思っております。問題意識は持つております。

○木庭健太郎君 私の方は、市町村合併の問題について今日は少し質疑をさせていただきたいと

思つております。

午前中も議論がありましたが、総務省の調査に

よりますと、昨年十二月までに二千二十六団体が

合併を検討しているというようなことで、確かに

合併の機運があることはあるようではございま

す。ただ、現実に、平成十七年三月までですか、

二市町村だと私は聞いております。その意味で

は、一応千を目指にと言つてきた数からするなら

ば厳しい状況にあることだけはまだまだ間違いない

いと思っております。

したがつて、これを千へ向かっての達成、ある

意味では、今の段階で新たな合併の促進策とか、

また、午前中もまたこれ議論になりました合併特

例法の期限延長、そういう検討もそろそろなされ

る時期に現在はなつてあるんじゃないかなと私は

思つておりましたが、逆に、二月二十一日でした

か、市町村合併支援本部の会合では、当面はまず

この特例法の期限延長を検討しないこと、そして

三月中に合併推進について新しい指針を策定する

ことなどが確認されたというような報道を読みました。

○木庭健太郎君 市町村合併の進捗状況を見て

ますと、全体の印象では、政令市、そういうもの

については結構一生懸命いろんな形での動きがあ

るんですけれども、逆に言えば、本来はこの合併

によって行政力とか財政力を向上しなくちゃとい

う本来一番切実なところが、その地域はどうかと

いうと動きが余りない、こんな現象に現実には

なつてているんじゃないかなと思うんですよ、現実

は、それでキャンペーンやつてやりや済む問題か

と言いたいんですけども、どういうふうにこの辺を本当に見ていらっしゃるのか、どうすればいいのかというのはもう少し真剣にいろんな手を打

たなくちゃいけない時期に来ているんじゃないかな

と思うんですけれども、いかがですか。

○副大臣(若松謙維君) 実は私も先月、大阪の合

併リレーシンボジウムに出させていただいたんで

すが、実は平成十三年度でこの全国四十七都道府

県のリレーシンボジウムは二巡目になります。お

話を聞きますと、やはり去年よりは今年、当然今

年よりは来年ということで加速度的に合併に対す

る認識、また重要性等、非常に熱気が高まつてき

ております。まず、そういう事実是非御認

識いただきたいたいと思っております。そして、何と

いつてもやはり今年が正念場だと理解しております。

いての当面の方針について本部決定がなされたところでございます。

その本部決定の中身であります。大きく四点ございまして、一点目が、各省庁は連携して更なる支援プランの拡充に向けて検討を行う、二点目が、特に市町村合併の広報啓発については、平成十四年度においても全国四十七都道府県において

リレーシンボジウムを開催する、三番目として、

市町村合併支援強化シンポジウムの開催等、政府

広報を始めとする市町村合併の広報啓発等、集中

合併を検討しているというようなことで、確かに

合併の機運があることはあるようではございま

す。ただ、現実に、平成十七年三月までですか、

二市町村だと私は聞いております。その意味で

は、一応千を目指にと言つてきた数からするなら

ば厳しい状況にあることだけはまだまだ間違いない

いと思っております。

したがつて、これを千へ向かっての達成、ある

意味では、今の段階で新たな合併の促進策とか、

また、午前中もまたこれ議論になりました合併特

例法の期限延長、そういう検討もそろそろなされ

る時期に現在はなつてあるんじゃないかなと私は

思つておりましたが、逆に、二月二十一日でした

か、市町村合併支援本部の会合では、当面はまず

この特例法の期限延長を検討しないこと、そして

三月中に合併推進について新しい指針を策定する

ことなどが確認されたというような報道を読みました。

○木庭健太郎君 市町村合併の進捗状況を見て

ますと、全体の印象では、政令市、そういうもの

については結構一生懸命いろんな形での動きがあ

るんですけれども、逆に言えば、本来はこの合併

によって行政力とか財政力を向上しなくちゃとい

う本来一番切実なところが、その地域はどうかと

いうと動きが余りない、こんな現象に現実には

なつてているんじゃないかなと思うんですよ、現実

は、それでキャンペーンやつてやりや済む問題か

と言いたいんですけども、どういうふうにこの辺を本当に見ていらっしゃるのか、どうすればいいのかというのはもう少し真剣にいろんな手を打

たなくちゃいけない時期に来ているんじゃないかな

と思うんですけれども、いかがですか。

○副大臣(若松謙維君) 実は私も先月、大阪の合

併リレーシンボジウムに出させていただいたんで

すが、実は平成十三年度でこの全国四十七都道府

県のリレーシンボジウムは二巡目になります。お

話を聞きますと、やはり去年よりは今年、当然今

年よりは来年ということで加速度的に合併に対す

る認識、また重要性等、非常に熱気が高まつてき

ております。まず、そういう事実是非御認

識いただきたいたいと思っております。そして、何と

いつてもやはり今年が正念場だと理解しております。

す。

ですから、この総務委員会で今日御参加の委員も是非とも、この市町村合併の重要性等について積極的な議論をともにしながら、何としても今年度、平成十七年三月の合併特例法が終了するいよいよ直前でありますので、今年度に大きな前進が見られるように頑張っていきたいと考えております。

○木庭健太郎君 そのとおりなんですけれども、私も地元ではそういうことはやっているんですけど、それでもどうなのがなというのは本当に最近、別に上からお仕着せしてどうこうやれと言ふんじやないんですね。ただ、まだまだ、議論の中でありましたよ、例えば合併してどんなメリットがあるのか、そういうこともまだ理解もされていない。そういうことも含めて、もう少しそういう意味で、総務省としても進めていくうといふのであれば、もうちょっと考えた方がいいんじゃないかなという気がするんですけども、大臣、いかがですか、一言。

○国務大臣(片山虎之助君) 木庭委員の御心配のように、やるべきところがなかなか動きがなくて、やらなくてもいいということじゃありませんよ、全部がやる必要あるんだけれども、いろいろですね、それは、大きいところが全部それじゃそういう機運になっているかというと、そうでもないんですよ。だから、大きいところも中ぐらいのところも小さいところもみんないろいろなんですよ。

ただ、全体的に、何度も申し上げますが、六割以上の市町村が合併協議会なり研究会を作つて合併の検討を始めていることは事実です。それは、私たちも地方に行けば、一番の話題は今合併ですよ、どここの都道府県でも。だから、そういう関心や認識は持つてきたんですね。

ただ、それがアクションにつながるか、そこが問題なので、これからが、今、若松副大臣が言つたけれども、私も正念場だと思つておりますので、きめの細かいいろんな啓蒙や周知や、そういう

が、こういう小さくて元気だということに対する

もし何か御意見あれば聞いておきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 私は木庭委員の御意見には基本的に賛成です。

確かに地域の一つの町おこし的な産業一つだけをとらえての元気さというものもあるわけでしょ

うが、御存じのように、今、地方の時代、地方分権ということから考えまして、基本的に住民の

様々なニーズは、これから基礎的自治体はすべ

ていわゆる地方、市町村でやると、こういう流れにあります。その一環として介護保険が地方自

治体で行うと。ところが、こういったことになる

と、どうしても最低数万、十万、そういうやつ

ぱり行政規模が必要になってくるんですね。

そこで今、先ほど小さくて元気がある町村と

いうのはこれから市町村に対するニーズにはこ

たえられない、やっぱり限界があると、そのよ

うに認識しております。地域の将来にわたる活

力を維持して、そして住民サービスの維持向上を

図るためにやはり合併により市町村の規模を拡大することが大変重要であると、そのように認識しております。

○木庭健太郎君 今、若松副大臣、言わずもがな

おっしゃったんですけども、例えば、やっぱり

介護の問題辺りは、今のこの小さな単位ではなか

なか難しいところがあるわけですよ。

だから、もう少し私は合併の問題としてその効

果という意味で総務省として国民にというか地方

自治体にも、地方自治体の方が実感は本当はして

いるんですけども、感じていただきたい、分

張られる形でできている部分があるんじゃないかな

なというように私は思えてならないんです。そ

ういう形をどんどん広げていけばいいんだという

ことにはこれはなかなかないんじゃないかな

と。なぜ合併ということを言つてているのかというと、やっぱり地域の活性化するためには、いわゆる組織としての能力を高める、行政能力を組織的に高めていくというのが正にこの合併をやるときの一番考えるときの大重要な点だと思っております。

そこで私は、我々も元気さというものをもつて、今、合併支援地域というのを何か所か指定してもらつておりますけれども、これをもう少し広げていこう、こう思つておりますし、やっぱりモデルになるような先行的なパイロット的合併については我々もいろんな意味で応援していこうと、物心両面の、こういうふうに考えておりまして、そのための細かいやっぱりプランが要るのかなど私は考えておりますので、またいろいろ検討しましたものを場合によつては総務委員会の先生方にいろいろ御指導いただきたい、こういうように思つております。

○木庭健太郎君 それから、この委員会でも議論になりましたけれども、合併議論をやつていると、きにいつも出てくる一つの反対意見と、いかが違う意見というのは何かというと、小さくても元気のある町や村はたくさんあるというようなことがよく言われるわけでございます。確かにそういう自治体があることも事実だと思いますが、どうなんですかね、小さくて元気のある町村と、そういうのを見ている場合、結局、その中にたまたま首長さんが非常にそういう問題で一生懸命なのがいる、また町村の職員の中にそういう人たちが何人かいるためにはそういうことになつていて。言わば見ていて、個人の卓越した能力とかそんなところに引っ張られる形でできている部分があるんじゃないかなというように私は思えてならないんです。そ

うじや、それを小さくて元気でいいんだ、だからそなへ難しいところがあるわけですよ。

だから、もう少し私は合併の問題としてその効果という意味で総務省として国民にというか地方自治体にも、地方自治体の方が実感は本当はしていっているんですけども、感じていただきたい、分かつていただきたい点というのは、もちろん市町村合併というのは経費削減という問題に一番貢献はします。貢献はするけれども、それ以上に自治体の行政能力という意味でいうならば、今の自治体、小さな自治体から合併する自治体になることによって行政能力というものがどんなふうな変化をするのかと、変化することによって、どんな今までできなかつたどんなものに取り組めるのかと

いつた点をきちんと言つていくことも必要なんだろうと思うんです。

ですから、副大臣で結構ですから、一体これは

合併することによって、こういったこういった分野、特にこれについてはこうなんだ。どう行政能力を高めていくという点で、PRをしていかれると思いますが、どういった点が変化をしていくのかという点について見解を伺つておきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) まず、合併のメリットをどう伝えていくかという御指摘だと思いますが、御存じのように総務省は合併協議会の運営の手引、これは一つのマニュアル的なものを作つておりますし、昨年の八月ごろでしょうか、合併プランのかなり詳細ないわゆる手続書も作つております。

そこで今、先ほど小さくて元気がある町村と、いうのはこれから市町村に対するニーズにはこたえられない、やっぱり限界があると、そのよう

うに認識しております。地域の将来にわたる活力を維持して、そして住民サービスの維持向上を図るためにやはり合併により市町村の規模を拡大することが大変重要であると、そのように認識しております。

○木庭健太郎君 今、若松副大臣、言わずもがなおっしゃったんですけども、例えば、やっぱり

合併シンボジウムとか市町村合併支援アドバイザー制度、こういった制度を通じてこの合併を理解していただく、そのメリット等を理解していただるために努力しているわけですが。

何といっても、これからやはり総務省として考

えなければいけないのは非常に財政が厳しいと、

そういう観点からやはり管理部門の効率化、こ

れには何といつてもIT化なんですね。これをI

Tを更に高度化しますと、もう三十万とか五十万の自治体でもある意味で政令都市並みの事務能力を持てる可能性がある、さらにそういうふうになりますと都市計画等も自分たちでできると、こう

いうことで、本当に高度化した、かつ効率的な自治体がこれから可能となると。更に今住民参加型の地方自治が求められているわけでありまして、

そういう新らしいわゆるニュー・パブリック・マネジメント的な思考も必要でありますし、より住民ニーズというものは本当に年々年々高まつて複雑になつてきております。

それに対応するために、やはり多才、多種多才な人材をそろえた地方自治体という構築が早急に求められるところであります。そういう観点から市町村合併は本当に必要である、時代の流

れに沿った政策であると、そのようなことを様々な形でアピールしていきたいと考えております。  
○木庭健太郎君 そうなると、今的地方自治体の職員の皆さん方にとつてみると、若松副大臣のようにニュー・パブリック・マネジメントというようなことは簡単に言えるような人ならないんですねけれども、言わばその企画立案能力なり、いろんなこと今までやつたことないわけですよね、ある意味では、小さな町村の皆さん。この人たち意識改革もしていかなくちゃいけない。これはじや今合併するところだけに任せてできるのかと、これはなかなか難しい。そういうある意味じや、そこがまた逆に言うと職員の皆さんが合併といううとに對しての一つの抵抗感にもなつていくわけですよ。

そういった意識を変えるために、市町村の職員、言わばそういう人材、どのように意識変革をさせ、やろうとなさるのか。何かお考えになつて、こんなことをやろうと思っていらっしゃるなら、是非教えていただきたいと思います。  
○副大臣(若松謙維君) いわゆる地方公務員の方も私、いろいろな考え方があるうかと思います。やはりどうしても高齢というか、結構偉い方は余り今の制度を変えたくない。ところが若い方は、やはり町村の役場に勤めるよりは市役所の公務員になりたいと、こういった方々もいらっしゃいます。大事なのは、そういう本当に時代は変化している、それに私たち地元の役所もしっかりと対応したいと、そういうやる気のある公務員の方々に適切なアドバイスをしていくというのが総務省の役割ではないかと考えております。

○木庭健太郎君 それと、これも午前中御質問があつたんで重ねて思いましたが、まあ大臣にちょっとお聞きしておきますが、昭和の大合併の問題でございます。これが結局、昭和の大合併、いろんな意味でいい面もあつたし、悪い面もあつたし、そういう意味では昭和の大合併の傷跡みたいなものを引きずっている自治体もあるんだというような御指摘も現実にございました。

うにニュー・パブリック・マネジメントというようなことは簡単に言えるような人ならないんですねけれども、言わばその企画立案能力なり、いろんなこと今までやつたことないわけですよね、ある意味では、小さな町村の皆さん。この人たち意識改革もしていかなくちゃいけない。これはじや今合併するところだけに任せてできるのかと、これはなかなか難しい。そういうある意味じや、そこがまた逆に言うと職員の皆さんが合併といううとに對しての一つの抵抗感にもなつていくわけですよ。

そういった意識を変えるために、市町村の職員、言わばそういう人材、どのように意識変革をさせ、やろうとなさるのか。何かお考えになつて、こんなことをやろうと思っていらっしゃるなら、是非教えていただきたいと思います。  
○副大臣(若松謙維君) いわゆる地方公務員の方も私、いろいろな考え方があるうかと思います。やはりどうしても高齢というか、結構偉い方は余り今の制度を変えたくない。ところが若い方は、やはり町村の役場に勤めるよりは市役所の公務員になりたいと、こういった方々もいらっしゃいます。大事なのは、そういう本当に時代は変化している、それに私たち地元の役所もしっかりと対応したいと、そういうやる気のある公務員の方々に適切なアドバイスをしていくというのが総務省の役割ではないかと考えております。

○木庭健太郎君 それと、これも午前中御質問があつたんで重ねて思いましたが、まあ大臣にちょっとお聞きしておきますが、昭和の大合併の問題でございます。これが結局、昭和の大合併、いろんな意味でいい面もあつたし、悪い面もあつたし、そういう意味では昭和の大合併の傷跡みたいなものを引きずっている自治体もあるんだというような御指摘も現実にございました。

ある意味では、うまくいったところはなぜうまくいったのか、悪くいったところはなぜ今もそういったものを残しているかと、そういうようなことを、これだけはこれから進めていく上で、これだけは、やつていく上の今のこの大合併へ向けての一つの参考にもなると思うんで、その辺をどんなふうに認識をなさつていて、こういう点がどうなだな、こういう点がそうなんだと。それをまた各自治体へも、ある意味では教訓としてお知らせできるようなこともやつた方がいいんじゃないかなと思いますが、大臣、どんなふうに昭和の大合併をとらえていらっしゃるか、御見解を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) あれは特別の法律を作りまして、国、県が相呼応して合併計画を作つて、それに基づいて強力に奨励して、最後は住民投票で黑白を決するというようなことでやりました。一万多町村が再編成されたと思いまますね。一万ちょっとありましたものが約四千になります。一万ちょっとありましたものが約四千になりますね。一万一、二千ありましたものが約四千になります。私は大変効果があつて、市町村の能力の向上と均質化が進んだと思います。あの六三三四という新しい学制もそれなりに成功したと。その過程ではいろいろありましたね。例えば旧町村を財産区にするとか、あるいは新しい市町村名をめぐつて一部が分離するとか、いろんなことがありますましたし、選挙でそれが持ち越されたりいろんなことがありましたけれども、やっぱり十一年、二十年たまますともうほとんど一つの自治体としての共通の認識を持つ市町村に私、変わつてきたとこう思いますよね。

○木庭健太郎君 それと、これも午前中御質問があつたんで重ねて思いましたが、まあ大臣にちょっとお聞きしておきますが、昭和の大合併の問題でございます。これが結局、昭和の大合併、いろんな意味でいい面もあつたし、悪い面もあつたし、そういう意味では昭和の大合併の傷跡みたいなものを引きずっている自治体もあるんだというような御指摘も現実にございました。

ある意味では、うまくいったところはなぜうまくいったのか、悪くいったところはなぜ今もそういったものを残しているかと、そういうようなことを、これだけはこれから進めていく上で、これだけは、やつていく上の今のこの大合併へ向けての一つの参考にもなると思うんで、その辺をどんなふうに認識をなさつていて、こういう点がどうなだな、こういう点がそうなんだと。それをまた各自治体へも、ある意味では教訓としてお知らせできるようなこともやつた方がいいんじゃないかなと思いますが、大臣、どんなふうに昭和の大合併をとらえていらっしゃるか、御見解を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) あれは特別の法律を作りまして、国、県が相呼応して合併計画を作つて、それに基づいて強力に奨励して、最後は住民投票で黑白を決するというようなことでやりました。一万多町村が再編成されたと思いまますね。一万一、二千ありましたものが約四千になります。私は大変効果があつて、市町村の能力の向上と均質化が進んだと思います。あの六三三四という新しい学制もそれなりに成功したと。その過程ではいろいろありましたね。例えば旧町村を財産区にするとか、あるいは新しい市町村名をめぐつて一部が分離するとか、いろんなことがありますましたし、選挙でそれが持ち越されたりいろんなことがありましたけれども、やっぱり十一年、二十年たまますともうほとんど一つの自治体としての共通の認識を持つ市町村に私、変わつてきたとこう思いますよね。

○木庭健太郎君 それと、これも午前中御質問があつたんで重ねて思いましたが、まあ大臣にちょっとお聞きしておきますが、昭和の大合併の問題でございます。これが結局、昭和の大合併、いろんな意味でいい面もあつたし、悪い面もあつたし、そういう意味では昭和の大合併の傷跡みたいなものを引きずっている自治体もあるんだというような御指摘も現実にございました。

ある意味では、うまくいったところはなぜうまくいったのか、悪くいったところはなぜ今もそういったものを残しているかと、そういうようなことを、これだけはこれから進めていく上で、これだけは、やつていく上の今のこの大合併へ向けての一つの参考にもなると思うんで、その辺をどんなふうに認識をなさつていて、こういう点がどうなだな、こういう点がそうなんだと。それをまた各自治体へも、ある意味では教訓としてお知らせできるようなこともやつた方がいいんじゃないかなと思いますが、大臣、どんなふうに昭和の大合併をとらえていらっしゃるか、御見解を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) あれは特別の法律を作りまして、国、県が相呼応して合併計画を作つて、それに基づいて強力に奨励して、最後は住民投票で黑白を決するというようなことでやりました。一万多町村が再編成されたと思いまますね。一万一、二千ありましたものが約四千になります。私は大変効果があつて、市町村の能力の向上と均質化が進んだと思います。あの六三三四という新しい学制もそれなりに成功したと。その過程ではいろいろありましたね。例えば旧町村を財産区にするとか、あるいは新しい市町村名をめぐつて一部が分離するとか、いろんなことがありますましたし、選挙でそれが持ち越されたりいろんなことがありましたけれども、やっぱり十一年、二十年たまますともうほとんど一つの自治体としての共通の認識を持つ市町村に私、変わつてきたとこう思いますよね。

○木庭健太郎君 それと、これも午前中御質問があつたんで重ねて思いましたが、まあ大臣にちょっとお聞きしておきますが、昭和の大合併の問題でございます。これが結局、昭和の大合併、いろんな意味でいい面もあつたし、悪い面もあつたし、そういう意味では昭和の大合併の傷跡みたいなものを引きずっている自治体もあるんだというような御指摘も現実にございました。

が明らかになっているわけでございます。これは、全団体の平均を基礎として割増し率を算出する方法を改め、より効率的な財政運営を行つて、上位三分の二の団体の平均を基礎として割増し率を算出しようとするものである。

この案、先ほどというか午前中のを聞いていましたら、これと市町村合併の問題は別問題だといふにはおつしやつておりますが、やはりこの時期に出てくると、これは合併促進のためのむちじやないかというようなことも実は批判が出てくるわけですよ。その辺はよく整理をしていただきたいし、やはりこの地方交付税の制度というのは、市町村を財政的に保障する制度だということ大事な制度でもあるわけであつて、その辺、合併促進を目的とした段階補正の見直しなのかどうかということが盛んにマスコミには書かれているわけですから、その辺について説明はきちんと総務省としてやるべきところはやらなければならぬと思うのですが、本来どんな思いでこれをやろうとなさつておるのか、きちんとした御説明を改めて伺つておきたいと思います。

○大臣政務官(滝実君) この問題は、委員御指摘のとおり、元々、合併という声が上がってきてから手を付けたものではございませんで、ここ数年

来、段階補正の在り方ということずっと見直しを進めてまいりましたわでござります。

基本は、交付税というのは、御案内のとおり、実態をどれだけ反映させるか、その反映させる中で、ある程度の理想型といいますか、そういうものができるだけ入れ込みたいと、こういうような欲張った考え方があるわけでござりますけれども、現実の姿が、小規模の町村といえどもかなり技術的な改善あるいは経営的な努力、そういうものが見られる中では、やっぱりそういう実態に合わせた見直しというのはどうしても必要だと、こういうことでやつてきているわけでございます。

したがつて、今御指摘のとおり、今まで町村の平均的な基準をベースにして段階補正を考えたわけでござりますけれども、ここへ来るとか

なりの町村でいろんな取組をしている、そういうことの努力的な成果というものもこの際やつぱり入れ込みたい、そういうふうなことで、仰せのところではあります。そこで、衆議院の総務委員会でも何とかの委員が指摘になつたところでござります。おり、上位、経営努力をしている上位三分の二ぐらいの町村の平均的な数値と、こういうことで押さえているわけでございまして、あくまでもやっぱり実態というものを反映させるという交付税の基本的な理念というものを踏まえての話でございまして、そこに合併という問題がちょうどタイミングとして合うのですから、合併をやらないとこの段階補正の不利を被ると、こういうような意見もあるわけでござりますけれども、基本的には交付税の実態に即したという、あくまでもそういう理念に基づいて検討してまいりたとすることを申し上げたいと思います。

○木庭健太郎君 もう一つ、これも前回も議論になつておりましたが、市町村の適正規模という問題でござります。よく、住民一人当たりの行政費を計算しておおむね人口十五万から三十五万人の規模がその経費が最小となって、これが適正規模だというような論議は実際にあるわけでござります。一人当たりの経費を考えれば確かにそういう適正規模といふのは一つの指標になることは指標になるんですけども、確かに行政サービスの供給の条件を考えたら、人口規模のみでもやれるわけでもないわけです。いろんな地域の実情もあるし、歴史的経過もあるし、いろんな問題もあることも事実でござります。

ただ、ある程度のこういう一つの適正規模の目安というのも要るといつたら要るんじゃないかなという気も私もしております。やっぱりそれは合併協議会の設置といふのを避けたいといふんで、今回は住民投票によつて少なくとも協議会の設置といつところまではお認めいただくと、こういうことなのでございます。

そこで、少なくとも住民の方で発議までというような動きがあれば、少なくとも、それが長あるには議会が途中で握りつぶして合併の議論がしないうちに芽を摘まれちゃうと、こういうようなことを避けたいといふんで、この趣旨でございます。〔委員長退席、理事谷川秀善君着席〕そこで、少なくとも住民の方で発議までといふのを認めていたいと、こういうことなのでございます。

ところが、やはりこれがなぜ合併そのものの議論にならないかといえば、やっぱりこれは、日本

の場合は地方団体といえどもやつぱり議会制度を取つてはいるわけでござりますから、やはり議会の関与は最終的には必要だと、こういうことでございまして、少なくとも議論は、この住民投票によって協議会を設置することによって議論はできる、しかしその結果は最終的には長と議会がお決めるにになると、こういうような二段構えで行かざるを得ないと。今の日本の議会制度ということを、間接民主主義ということを前提にすれば、そういうような論理構成をさせていただいたというのが今回の考え方だと存じております。

○木庭健太郎君 そういう趣旨だらうとは思ひながらも、なかなかこれは、本当もう少しきんと

もある、これは強制力はありません。

でも、わざわざ今回、そういういろんな、各自

治体が取り組んだ過去の経過もいろんな経過があ

る中で、なぜこの合併協議会の設置といつことが

住民投票になつたのかと、ここについて、もう一度その趣旨をきちんと伺つておきたいと思いま

す。

○大臣政務官(滝実君) 仰せのとおり、この問題は合併ということを決めるんじゃなくて、合併協議会の設置を住民投票でお決めいただくと、こういう趣旨でござります。

基本的に、合併については住民発議といふのがあるわけでござりますけれども、発議いたしましてもなかなか協議会の設置まで行かない、こ

ういう趣旨でござります。

〔委員長退席、理事谷川秀善君着席〕

そこで、少なくとも住民の方で発議までといふのを認めていたいと、こういうことなのでございます。

ところが、やはりこれがなぜ合併そのものの議論にならないかといえば、やっぱりこれは、日本

の場合は地方団体といえどもやつぱり議会制度を取つてはいるわけでござりますから、やはり議会の

関与は最終的には必要だと、こういうことでございまして、少なくとも議論は、この住民投票によつて協議会を設置することによって議論はでき

る、しかしその結果は最終的には長と議会がお決

めになると、こういうような二段構えで行かざるを得ないと。今の日本の議会制度ということを、

間接民主主義ということを前提にすれば、そうい

ういう論理構成をさせていただいたというのが

今回の考え方だと存じております。

○木庭健太郎君 そういう趣旨だらうとは思ひな

説明においてやらないとなかなか厳しいなどいう一面を持つておりますので、是非そういう趣旨も住民によく分かるようにしていただきたいなと、こう思つておるんです。

この住民投票なんですけれども、要件を見ますと、合併請求市町村の長からの請求、又は合併請求市町村の有権者の六分の一以上の者の署名によって行われる直接請求といふに挙げてあるわけでございます。

直接請求という問題、署名数については、現行の他の直接請求制度を見ると、例えば、条例の制定、改廃の直接請求に必要な署名数は有権者の五十分の一以上でございます。また、議会の解散、首長の解職の直接請求は、これは有権者の三分の直接請求の必要な署名数、これは、これとの整合性とかを考えると、どんなところで六分の一ですか、というような数字が出てきているのか。ここについて、それぞればらばらな面もありますし、どういう趣旨から六分の一というような数になりましたのか、これも理由を聞いておきたいと思います。

○大臣政務官(滝実君) 正にこの三分の一と五十分の大体中間程度をねらつたと、こういうのが考え方だらうというふうに思つております。

元々、今仰せになりました条例の制定の直接請求、これは五十分の一です。これは要するに、そういうものを制定してくれといふ請求が五十分の一。ところが、今回この協議会の設置は、これで住民投票が成立しますと設置そのものがもう自動的に決定されると、こういうことでございまして、五十分の一の単なる請求では具合が悪いと、こういふことでございまして、五十分の一よりは上だらうと。それから、今も御指摘になりました解職請求、リコールの場合には三分の一でございます。これは個人的といふか、役職の、ポストの問題でございますから、これはなかなか重い責任を伴う制度でございます。それが三

分の一ですから、三分の一というのはやつぱり厳し過ぎると、中を取つて大体六分の一、その辺のところがよろしかろうと。こういうような議論の末、こういうふうな数字に決めさせていただいたということでございます。

○木庭健太郎君 なかなか合理的な理屈じゃないんだろうと思うんですけれども、三分の一にしちゃこれは多過ぎるし、五十分の一じゃこれはちよつとひど過ぎるし、どの辺かなというようなところなんだろうと実際は思うんですね。

ただ、一つは、今回やっぱり非常に重要な点は何かというと、今回の住民投票の一番重要な点は何かというと、法的拘束力が付与されるというこれがどういう仕組みを今回作つたわけです。

その辺が、逆に言うと、今までだつて合併の問題では非を問う住民投票を条例なんかでやつたりいろいろなこともあります。でも、今回は法的拘束力を付けようと、こうしたわけですよね。その辺、ある意味では新たな仕組みを一つ作つたわけですから、それについても、なぜ法的拘束力を今回は持たせようとしたのか、そういう法案を出されたのかと、その説明はきちんとおいてもらいたいと思うんです。

○大臣政務官(滝実君) これはおっしゃるとおり、やはりそういうようなことも踏まえて、これは合併の一つのPRと申しますか、そういうことの意義というものも併せて訴えることによって、合併に対して関心を持つていただくということになります。

おいては御指摘のとおりだと思いますので、そのようなことを踏まえてやつていく必要があるといふには思つております。

○木庭健太郎君 それから、幾つか具体的なことを聞いていて、政令で特別の定めをするものと除外するなどの弊害を防止するための規制を必要最小限で設けることを検討しております。公の選挙でございますけれども、以上の観点に立ちまして、公平な投票が害されたり、また投票運動が住民の多大な迷惑となつたり、買収等がうわさされたりするなどの弊害を防止するための規制を必要最小限で設けることを検討しております。

○木庭健太郎君 住民投票の問題でもう一点、これを質問の最後にしたいと思うんですけれども、伺つておきたい点は、一体住民投票の投票資格者がどうなるかという点でございます。

準用されると、こういうふうになつてゐるわけですね。ですから、投票勧誘活動についても原則として選挙運動同様の厳格な規制の下に置かれるといふことが、こうなつてゐるから想定はされるわけです。

もちろん、買収とか供應とか、それはいけませんから、それは避けなければならないんですけども、余り過度な規制の中に置いた場合に、合併論議、全く選挙と別の問題なんですよ。そういう意味では、真剣な議論が妨げられる結果になりはしないかという危惧も抱いているわけでございます。

ですから、住民投票に際して行われる投票勧誘について、実際どのような規制がしかれるのか、その辺も教えておいていただきたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいま御指摘がありましたが、詳細な手続については政令により規定する地方自治法に定める住民投票と同じように、基本的に公職選挙法を準用することとしております。

今回の住民投票では、市町村合併は地方公共団体の存立にかかる、また今後の地域の在り方を決定する重要な問題でありますから、住民自身の意思を問う住民投票制度の導入することとした趣旨を踏まえて、合併協議会設置の是非について地域住民の多様な意思が積極的に表明されることが望まれることを考慮すべきものと考えております。

〔理事谷川秀善君退席、委員長着席〕  
○政府参考人(芳山達郎君) 今回の住民投票制度は、投票資格を有する者を公職選挙法の選挙権を有する者としております。

これは、今回の住民投票制度は、直接請求制度に位置付けられておりますことから、自治法、地方自治法に定める直接請求制度、ほかにございませんが、ともに地方公共団体の住民の直接請求の一環であるという具合に考えております。したがいまして、地方自治法に定めております議会の解散請求でありますとか、長の解職請求に係る規制制度と同じように公職選挙法の選挙権を有する者という具合に考えております。法律上、そう規定しておりますので、よろしくお願い申上げます。

○木庭健太郎君 終わります。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

今回のこの住民投票というのには、地域住民の意向を反映させるということであるならば、その地域住民の意向を反映させるというのであれば、選挙権、いわゆる選挙権を有しない未成年者の問題をどう考えるのか。例えは、住んでる外国人に対する投票資格をどうするか、そのことだつて検討もできるはずだと思うんであります。

例えば、これ田無市と保谷市でしたか、ここで市町村合併に関する市民意識調査をやつたとき、お聞きすると、投票資格者が満十八歳以上の者とするというようなことをやつたようでございました。滋賀県の米原町でございましたか、ここは永住外国人に対して市町村合併に関する住民投票の投票資格を付与するというようなことを考えたり、いろんなケースがあるようござりますが、私は、やっぱり地域住民の意向をどう反映するかが大事だし、そこをどう考えるかという問題になつてくるんだろうと思うんです。

今回、導入が提案されておりますこの住民投票について、総務省として、投票資格者、どんなふうに考えられているのか、それをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

今回、導入が提案されておりますこの住民投票について、総務省として、投票資格者、どんなふうに考えられているのか、それをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君) 今回の住民投票制度は、投票資格を有する者を公職選挙法の選挙権を有する者としております。

〔理事谷川秀善君退席、委員長着席〕  
これは、今回の住民投票制度は、直接請求制度に位置付けられておりますことから、自治法、地方自治法に定める直接請求制度、ほかにございませんが、ともに地方公共団体の住民の直接請求の一環であるという具合に考えております。したがいまして、地方自治法に定めております議会の解散請求でありますとか、長の解職請求に係る規制制度と同じように公職選挙法の選挙権を有する者という具合に考えております。法律上、そう規定しておりますので、よろしくお願い申上げます。

○木庭健太郎君 終わります。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

本題に入る前に一問だけ、今国会に提出される予定の郵政公社法に関するお伺いしたいと思うんです。

というのは、先週末にこれに關係する四法案の提出の遅延理由なるものが配付されました。これは、内容について精緻かつ幅広い検討とか、多数省庁との調整ということが書かれておりました。もちろん検討の不十分な法案を国会に出してもらつては困るんですけども、かといって法案はいつまでたつても出てこないで、出たと思ったらもう時間が無いで急いで審議してくれと、これは国民が法案の内容を知る間もなく採決されるということにもなり、これは重大な問題だと思うんです。そういう意味できちんとした取扱いが必要だということをまず指摘を申し上げたいと思います。

それで、法案の内容について、一部では第三種、第四種郵便が廃止されるという報道もあります。関係団体の間に疑問と不安が広がっております。去る三月の七日に日本機関誌協会の主催で開催された懇談会では、この問題への強い危機感が口々に表明されました。例えば、日本消費者連盟は、機関誌を月に三回発送しており、三種郵便がなくなれば運動そのものも危機になると。心臓病の子供を守る会は、障害者団体の運動も機関誌が命だと。埼玉土建組合は、機関誌の発行を続けられるのが組合員に心配の声が広がっている。こういふ声でした。

明日の午前中に我が党も準備させていただきたいのですが、その懇談会にも既に様々な分野の二十数団体から参加の回答が来ておりまして、改めて関心の強さに驚いております。

片山総務大臣はこの問題について、衆議院で我が党の矢島議員に、公社が料金をまけるのがいいのか、別の公的支援があるのか等を含めて検討していると答弁されておりますけれども、この答弁は、現行の第三種、第四種のサービスが今後どのようになるのかをしつかり示した上で公社関係の

四法案が提出されるんだという意味に受け取つてよろしいですか。

○國務大臣(片山虎之助君) まず、郵政公社関係法案の御心配をいただきましてありがとうございます。

四法案を考えておりますが、大変なボリュームがあるんですよね。二百何十の法案を全部直すと。そこで、今週ぐらいからほかの省庁との調整、法制局審査並びに与党との意見のすり合わせを始めておりまして、できるだけ今月中を目指しております。

そこで、三種、四種の料金の話でございますけれども、現在では国そのものがやつておりますからそういう政策料金を導入いたしております。公社になつたときにはどう考へるか。

それぞれ意味があつて今の三種、四種というのは作つてゐるわけありますから、この意味については十分重く受け止めなければならないと思いまますけれども、一方、公社の経営のこともありまし、それから、ちょっと宮本委員引用されましたがけれども、政策的な優遇をするにして、料金で優遇するのか助成で優遇するのか、いろんなやり方ござります。その辺を含めて、法律にどこまで書き、政令にどこまで譲るか、これを含め現在検討中でございますけれども、関係の団体の御心配は私も十分承知いたしておりますので、そういうことを踏まえた上での検討をさせていただきたいたいと思っております。

○宮本岳志君 私は、公社自身が三種、四種のサービス水準を維持できるように制度設計するのが筋だと考へておりますけれども、少なくとも全体として国民のサービス水準の切下げにならないよう

ように、この点、切れ目がないようには是非きちっと進めていただきたいというふうに思つております。

○宮本岳志君 私は、公社自身が三種、四種のサービス水準を維持できるように制度設計するのが筋だと考へておりますけれども、少なくとも全体として国民のサービス水準の切下げにならないようには是非きちんと位置付けております。

さて、本題の地方自治法の改正案に入ります。合併協議会の設置手続の中に新たに住民投票の制度を設けるということが提出された法案の中にはも、住民投票の対象をこのような場合に限定する理由として、合併については地方団体の存立そのものにかかる問題ということで、住民投票に同じむという答申がなされたと、こういう答申がございました。

これは、昨年十月二十五日の地方制度調査会答申の第一の一の括弧一というところに、ただ市町村合併については云々とある、この部分以下の記述を踏まえた答弁だと思うんですが、局長、それでよろしいですか。

○政府参考人(芳山達郎君) 御指摘のとおりでございまして、昨年の二十六次地方制度調査会の答申の中で、一般制度の下に市町村合併についての住民投票制度の導入を認めることで、特に、正に地方団体の存立そのものにかかる重要な問題であること、地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問うことから、その地域に住む住民の意思を問うことになります。

○宮本岳志君 その地方制度調査会の答申を見ますと、ただ市町村合併については、一、正に地方公共団体の存立そのものにかかる重要な問題であること、二、地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民の意思を問うことになります。

○宮本岳志君 その地域に住む住民の意思を問こと

までの問題でありますけれども、この問題を解決するには、この合併の可否についての住民の意思を聞くため、住民投票制度の一環としていよいよではないかと、この問題を解決する手段として、この趣旨は、その問題があると、ここの御意見がございました。

○宮本岳志君 確かにこの答申の中に、制度化に当たつては関係団体の意見を十分聴取の上とありますよ。しかし、その関係団体の意見を聞くといふのは、この合併の可否についての住民の意思を聞く制度を仕組む上で意見を聞けど、そういうことだと思うんですね、この趣旨は、この趣旨は、そんな協議会の設置についての住民投票の意見を聞けとはここに書いていないわけですよ。そういう意味では、この調査会の答申とも私は趣旨が違うと。

そこで、今回の制度化がいかにこの趣旨からずれるかということを私はお伺いしたいんで

すけれども、この法案に基づいて、今回の皆さん方の提案している法案に基づいて合併協議会の設置をめぐる住民投票が実施された場合、合併賛成だという、そういう意思を示したい住民はどのよ

うな投票行動をすればいいのか。また、合併反対だという住民はどういう投票行動をすればよいのか。これは自治行政局長、お答えいただけますか。

○政府参考人(芳山達郎君) 正しく合併協議会の設置の意義だらうと思います。

合併協議会の設置については、合併が前提となるものではありませんで、合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を検討する場だという

○宮本岳志君 それなら、なぜ答申どおりに合併の是非についての住民の意思を問う制度を導入しないんですか、大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) それは、何度もまた

したがいまして、今回の住民投票制度は、このような合併協議会の設置に関して議会と住民の意思とが著しく乖離をする、例えば、これまで平成七年に住民発議制度が発足して以来、五十一地域百件の発議がなされましたけれども、そのうち十五地域二十七件しか合併協議会ができるいないというような状況をかんがみて、議会と住民の意思で著しく乖離がある場合に、住民の意思を尊重する観点から、改めて署名を集めて、署名要件をきつくして、そして住民の意思をもう一回取って、過半数の賛成があれば合併協議会の設置を認めるという住民発議の手続の一環として導入をするという具合に位置付けておるわけでございます。したがいまして、合併そのものは是非ではなくて、あくまで合併協議会の是非について住民投票をするという具合に我々は理解しています。

したがいまして、今後、合併協議会設置後に、先生、今御指摘がありました住民代表の参加を得るとか、ないしは協議内容についての情報公開の、情報の開示でありますとか、また原則公開でありますとか、住民説明会を開くということがあり得ると、またそうしていろいろな具合に理解しております。

○宮本岳志君 この答申には、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化は、地方自治の充実を図るという観点からは重要な課題であると書かれています。

つまり、住民投票を制度化する意義は、それによつて直接に住民の意思が地方政府に反映されることにあるとはつきり認めているんですね。

それでもかわらず、この答申に基づくと称してあなた方が出してきてある住民投票は、自治体住民が合併に賛成の意思表示もするわけでもない、反対の意思表示をするわけでもないという、そういうただ単に賛成か反対かを議論する場を置くだけであつて、そういう意思表示ではないんだというような制度になつていていますよ。

これは私、住民投票で最も間わねばならないこ

とを問わないでおいて、そして最終的に合併するかどうかという最も住民の意思を問うべき、直接聞くべきことは聞かないと、全くおかしな制度設計になつてゐると思います。

合併協議会の設置は、設置については、地方公団体の存立そのものにかかる重要な課題だが、合併するかどうかは余り重要な課題でないと、総務大臣、そんなふうに総務省はお考えなんですか。

○政府参考人(芳山達郎君) 先生、二十六次地方制度調査会の答申で、先ほど先生が引用された、市町村合併について住民投票を導入することが適当である、その場合、自主的合併の推進という観点から市町村合併特例法に位置付ける、特例法に位置付けるという形で位置付けて、その制度化をどういう形にするかは関係団体とよく協議をしながらです。

さいと。あくまで市町村合併についての手続は、地方自治法上、議会と首長さんの判断に今回任せられております。

ただ、合併特例法上の住民、合併協議会の中での位置付けるかと。いろいろ地方分権推進委員会の御答申もあって、法案の制度化に当たつてどういう形で入れようかという御論議を関係団体としました。その中で、住民投票制度はまだ一般化についてはちょっと早いんじゃないかなという御意見でございました。ただ、合併協議会については、要件について当初の五十分の一よりも重くした形で、改めて住民の御意見を聞いて制度化することについては御賛成されたということで今回の法案ができたという具合に理解しております。

○宮本岳志君 先週の我が党の八田議員の質問で、また翌日行つた参考人の陳述の中でも、合併の可否の検討は協議会でやるんだと、そういう宣伝を信じて賛成の投票をしたら、さつきキャベン

手に決めていいんだと、それが総務大臣、総務省の考え方なんですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは正に国会が決めるんですよ。本来の廃置分合の手続は議会でございません。議会で大いに議論していただければ十分にかけると、それは国会が国民の意思として決めますよ。それは正に立法政策の問題でございません。池上公述人が指摘した廃置分合という考え方を踏まえるならば、市町村の合併手続にだけ住民投票の制度を作るのではなく、分割とか分立にも同様に適用できる制度にしなければ筋が通らないのではないかと私は思いますが、総務大臣、そう思ひませんか。

○副大臣(若松謙維君) 現在のいわゆる地方自治の在り方という議論の流れからすると、この二十六次地方制度調査会答申、又は地方分権推進委員会の意見、こういったものを踏まえると、やはり市町村合併は自主的にしつかりやつていこうと、こういった議論が大勢であります。その中で住民発議の手続の一環としてこの住民投票制度が導入されたわけであります。

ですから、分割とか分立ということは特に

ちよつと、今の時代の流れからはちよつと違うのではなかかなという、そういう認識をしておりまして、是非御理解を賜りたいと思います。

○宮本岳志君 地方自治というのは、憲法にわざわざ第八章と章を上げて、そして地方自治の本旨に基づいて進める書いてあるんですよ。地方自治法の中に明瞭に第七条として廃置分合という規定があつて、市町村の規模をどうするかは地方自治体の固有の正に自治の内容なんですよ。それを定めて、國の勝手な目標を立てて、そして國の価値判断によって制度を作り、一つの方向に誘導するんだけど、そんな答弁は重大だと。

それならば、何を住民投票で決めなければならぬことか、何は議会の権限に属るべきことか、そんなことはその時々の政府の都合で好き勝手に決めていいんだと、それが総務大臣、総務省の考え方なんですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは正に国会が決めるんですよ。本来の廃置分合の手續は議会でございません。議会で大いに議論していただければ十分にかけると、それは国会が国民の意思として決めますよ。それは正に立法政策の問題でございません。池上公述人が指摘した廃置分合という考え方を踏まえるならば、市町村の合併手続にだけ住民投票の制度を作るのではなく、分割とか分立にも同様に適用できる制度にしなければ筋が通らないのではないかと私は思いますが、総務大臣、そう思ひませんか。

○副大臣(若松謙維君) 現在のいわゆる地方自治の在り方という議論の流れからすると、この二十六次地方制度調査会答申、又は地方分権推進委員会の意見、こういったものを踏まえると、やはり市町村合併は自主的にしつかりやつていこうと、こういった議論が大勢であります。その中で住民発議の手続の一環としてこの住民投票制度が導入されたわけであります。

ですから、分割とか分立ということは特に

ちよつと、今の時代の流れからはちよつと違うのではなかかなという、そういう認識をしておりまして、是非御理解を賜りたいと思います。

○宮本岳志君 地方自治の本旨に基づいて進める書いてあるんですよ。地方自治法の中に明瞭に第七条として廃置分合という規定があつて、市町村の規模をどうするかは地方自治体の固有の正に自治の内容なんですよ。それを定めて、國の勝手な目標を立てて、そして國の価値判断によって制度を作り、一つの方向に誘導するんだと、そんな答弁は重大だと。

それならば、何を住民投票で決めなければならぬことか、何は議会の権限に属るべきことか、そんなことはその時々の政府の都合で好き勝手に決めていいんだと、それが総務大臣、総務省の考え方なんですか。大臣、いかがですか。

このような事例を総務省は承知しておりますか。それはどのような事例ですか。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいまの四号訴訟と三号訴訟との関係でございますけれども、個人を直接に被告とする四号訴訟を提起できる場合に、執行機関を被告として怠る事実の違法確認を求める三号訴訟のみが提起される例はあります。

具体的には、神奈川県のある市町村における住民訴訟におきまして、納稅貯蓄組合への補助金支出が違法であるということで、補助金交付決定を行った予算執行職員であります収納課長に対しても損害賠償を求める四号訴訟の提起が可能でありますけれども、それではなくて、執行機関としての市長を被告に、当該職員への損害賠償を怠る事が違法であるという請求がなされた事例があることを承知しております。

○宮本岳志君 三号訴訟というもののがなぜそのように活用できるのか、今の事例に即して簡単に説明していただけますか。

○政府参考人(芳山達郎君) 四号訴訟で追及、請求されます損害賠償請求権でござりますけれども、地方自治法上の財産に該当するという具合に解されております。

そのため、四号訴訟で住民が追及しようとする損害賠償請求権について地方公共団体の執行機関が請求していらない場合に、当該請求権の不行使、行使していないということで財産の管理を怠る事実と構成することによって可能であるという具合に解されておるところでございます。

したがいまして、四号訴訟の対象となる行為についても、三号訴訟により執行機関を被告として怠る事実の違法確認をできるといふ具合に思います。

○宮本岳志君 大臣、聞いていただけましたか。

この石津参考人の指摘といふのは実際に重要なものだつたと私は思います。住民訴訟制度といふのは非常に柔軟な枠組みを住民の総意でうまく使いながら発展してきたものであります。それがこういう形で使われるといふばかりでなく、実際にも行

われていることが明らかになりました。

総務大臣は、四号訴訟では機関の責任が追及できないと繰り返し答弁されますけれども、少なくとも機関の責任についてはこのよう三号訴訟で追及できるし、それを今までの四号訴訟と併用して提起することもできるということなんですね。

うじやないです、大臣。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいま申し上げましたように、三号訴訟における被告は当該怠る事

実に係る執行機関でありますから、個人ではなくて地方公共団体の執行機関として責任を追及できることでありますし、三号訴訟と四号訴訟の併合提起、先ほど御質問がこれございましたけれども、最近の事例で最高裁で認められたという具合なのは承知をしております。

○宮本岳志君 大臣、よろしいですね、事実の確認。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいま申したとおりでございます。

○宮本岳志君 大臣が、今度の法改正はやらないと機関の責任問えないと、もう何度も何度も言つたじゃないですか。そうじやないと。既に三号訴訟でやる、あるいは三号訴訟と四号訴訟を併用してやるということができる、これは与党がお招きした石津参考人が述べたことと今お認めになつたわけですから。何かあるんですか。

○政府参考人(芳山達郎君) それで、ちょっと舌足らずでございまして、三号、四号訴訟を併用するというのと今度の四号訴訟の意味合いでございます。意味合いでございます。

意味合いは、三号訴訟は被告を相手とするといふことで、違法であることが確認されるだけでござります。違法であることが確認されるだけでございまして、今回の四号訴訟においては、執行機関を被告としますが、義務付けがなされると。今

すべて執行機関と個人が、一回で解決をされる

ということが一点でございます。

もう一点は、あくまで四号訴訟がありますから、三号と四号の場合には、四号がありますから、個人の萎縮効果、今回の訴訟の一番のポイントであります萎縮効果、その効果であります一つ、それも併せての効果、その効果は今回の三号、四号と今回の四号訴訟とは全然違うという具合に理解をしております。

○宮本岳志君 違法が確認されたら、あなた方は性善説に立つておられるわけでしょう。情報公開でも、いやいやそんなの出しますよと言つてゐるじゃないですか。違法が確認されたら、当然そんなものの、その損害を求めるに決まつてゐるじやないですか。出して、いるところが違うなんて言つたって、説明になつていいですよ。

それで、私はこの四号訴訟の、あなたがつまり今回新四号訴訟なるものを作つて訴訟類型の再構成などと言つてゐるのは、実はこれまでの三号訴訟の一部を補強したようなものを新四号訴訟と称することによつて、結局は現行の四号訴訟を廃止するということにはかならないと。私はこれが今回の改正案の本質だと思ひますよ。

ここで、若干そのことをはつきりさせるために質問の角度を変えたいと思います。

大臣も局長もこれまで審議の中で行政の説明責任ということを今回の中でも強調されてまいりました。自治体業務の適正さの確保という、訴訟を提起する側の目的的達成がより確実になるというのが本法案提案の立場だと思います。同時に、十五日の参考人の陳述の中では、先ほど局長もお話をなつた訴えられる側の苦労を改善するといふことも言わされました。

この場合は執行機関を相手にして義務付けがなさざります。違法であることが確認されるだけでございまして、今回の四号訴訟においては、執行機

りますが、二十六次の地方制度調査会の答申を踏まえて行うものでございます。この答申では、いわゆる地方分権一括法の施行によりまして、地方公共団体が自主的、主体的な施策の展開が求められる、またその責任を自覚した上で自らを律する

という認識の下で、住民自治の一環であります住民による監視機能の強化が必要であるということを理解しております。

それで、今回、そういう観点から、答申の趣旨を踏まえて、差し止めを求める一号訴訟の対象範囲の拡大、原告勝訴の場合の弁護士費用の拡充、四号訴訟における地方団体の機関を被告として真正に据えて説明責任を果たさせる、損害の補てんを図るというものであります。

今お尋ねありました四号訴訟の再構成は、被告側の負担軽減を主要な目的とするものであります。併せて萎縮効果等の弊害を除去しつつその機能の強化を図ろうというものであります。

○宮本岳志君 余りよくすつきりとは分かりませんが、説明責任が果たされるといふことも皆さん方がから繰り返し言わっていますから、では、この法改正で本当に行政の説明責任が果たされるかどうかを議論したいと思うんです。

衆議院の審議では、昨年の十一月の二十九日、芳山自治行政局長はこう答弁しております。今度の新しい四号訴訟でございますが、地方団体を当事者とすることになりますと、不利益文書が存在しないながら文書命令に従わない、文書を提出しないという場合には、被告であります執行機関等に訴訟上の不利益が生じます。法律上生じます。そういうことから、第三者としての参加に比べまして、地方団体に対する文書提出の効果が促される

と答弁されております。

自治体が、機関自身が被告になれば、裁判で負けないようにするから文書の提出命令にも従うだろうと、こういう御答弁だと思うんですが、つまり、これからは自治体の機関自身が四号訴訟の当

事者になれば、機関には裁判で負けないようになります。インセンティブが働くと、このことは議論の前提として認めになるわけですね。

○政府参考人芳山達郎君 今の点は都度都度申し上げておりますけれども、今回、地方等を被告とするということで正面に据えるということです。

これは、これまで個人であります職員であるとか長が被告になつておるわけですから、その面では文書も出ないと、出にくいくと、ないしは訴訟の類型が個人と住民でございますので、地方団体全体には正の効果が及ばないというようないろいろの面での不都合がございます。そういう面で、今回、地方公共団体の執行機関そのものを据えることによって説明責任を果たさると、または是正の効果が地方団体全体に及ぶと。

我々、再三再四言つていますけれども、裁判所において文書の提出を地方団体が果たさない場合には不利益の裁判になるというようなもろもろ考慮して、今回の訴訟類型の再構成になつたという具合に理解をしております。

○宮本岳志君 それは、原告の主張を、もちろんその裁判に負けまいとする自治体は、自分たちに誤りがなかつたという証拠は、資料はなるほど從来よりも積極的に出すでしようよ。しかし、その裁判で被告になることによって、原告の主張を裏付ける内容の資料が果たしておつしやるように出るかと。それは、隠せば不利になるから出るはずだというのが唯一の答弁なんですよ。

ところが、そのような文書が存在すると裁判官にも分かっていて、およそ内容も知れていることがあります。三月十四日の日経にこう書いてあります。鈴木宗男衆議院議員と外務省の関係を

提としてお認めになるわけですね。

○政府参考人芳山達郎君 今の点は都度都度申し上げておりますけれども、今回、地方等を被告とするということで正面に据えるということです。

めぐる外務省の内部文書が次々と表面化している。十三日には鈴木氏が六年前、外務省職員に暴行を加えたとする文書も明るみに出た。鈴木氏との関係を清算したい外務省と、これを後押すする官邸の思惑も浮き彫りになつてきた。つまり、今まで隠されていた文書が表に出るようになつたのは、外務省が宗男氏との関係を清算しようとする立場に転じたからだ。それまでは、ここで言われている暴行事件の存在 자체が知られていなかつたんですから、それを出すということでも、だれももちろんこれ要求するはずもないんですよ。

私が国会に来てからあなた方総務省、そして旧郵政省、対応もそうだと思います。役所が自分に不利な資料をいつでも誠実に出すというんだつたら、我々は質問をするのに苦労しないんです。

昨年は、いわゆる高祖憲治参議院議員派の公職選挙法違反で職員が逮捕されるという事件がありました。その後で大臣は、各郵政局長や郵政監察局長に状況を聞いたと。そして、浅尾慶一郎議員の質問にこう答弁しました。極めて顕著な服務規律の違反や公私混同はなかつたというふうな報告を受けていると。そう答えたのを大臣、覚えておられますか、覚えておられますね。

○國務大臣(片山虎之助君) いや、話がいろいろ広がつてしまして、結構なんですが。今までは個人が訴訟の相手、被告ですからね、地方団体の仕事をとしてやつた、大多数は。にもかかわらず、個人が訴訟の当事者になる。個人の説明責任ですよ。今度は地方団体の機関そのものを相手にするんだから、地方団体の機関としての説明責任を果たすと。それが本来の在り方じゃないかというのが我々の考え方で、今までは地方団体は後ろに引いてますから、資料を出せといつたら裁判所が一定の手続をやつて、手間も暇も掛かるんですよ。今度は当事者ですから、もつと出やすくなる。それは全部出るか出ないか、それは訴訟のいろんなあれがありますからね。しかし、ずっと出やすい環境になつて、ずっと出るというのが、我々が見ておりまして、その方が本来の在り方ではないか

と。個人が個人の行為をやつたんじゃないんですよ。地方団体の意思として、政策として、判断としてやつたこと、これが争われるんですから、その機関なり団体としてのいろいろなやつたことの説明は明らかにすべきだろうと、こう言つているわけであります。

それから、三号は怠る事実の違法確認なんですよ。四号とは全く違うんですよ。これはやらないことを違法だから解消しろという訴訟ですよ。四号とは全く違うんで、我々は四号も執行機関の責任にしているわけです。

○宮本岳志君 それは三号は四号と違いますよ。しかし、三号は機関相手にやる裁判でしようといふことを言つているんですよ。それはそうでして、それは違うから三号と四号と番号が違うんでしょ。うと、機関相手に訴えられないとあなたがおつしやるから、三号で訴えることができるんじゃないですかということを私は言つているんであって、それは違うから三号と四号と番号が違うんでしょ。

それで、私の聞いたことに答えていただいていいです。そういう答弁をしたことを見えておられないですかと聞いたんです。

○國務大臣(片山虎之助君) 私は資料がありませんが、あなたが資料を持って言われているなんなら、そうでしょう、議事録にあるんなら。○宮本岳志君 つまり、あのときもそういう指摘をされても、結局その後、そういうふうにあなたは公私混同はなかつたという報告を受けていると言つたけれども、その後にこの東北郵政局で渡し切り費から裏金作っていたことも明らかになつたわけですよ。

そういう一つ一つのことが決して自主的にあなた方から出てきているわけじゃないじゃないですか、大体ここに国会の場だつて。それが、地方自治体がこういう事態になつたら自分に不利な資料統けたわけです。これもいづれ私は明らかになれるときが来るだろうということを申し上げておきたいと思います。

大臣、行政訴訟制度というのは住民が自治体の

に思つております。

ちょっと事実の問題がいろいろここで問題になつたときに、結局明らかにあなた方もしてこなつたということにかかるて聞くんですけれども、ついこの前の木曜日の私の質問についてもそうです。私は資料を配付して、NTT東西の説明と、そして総務省が出してきた資料とNTTの内部文書が明確に食い違つているということを指摘をいたしました。

あととき問題になつたことはこういうことなんですよ。あなた方が説明したように、依然として集計中だとNTTが答えたとすれば、二月の二十二日時点で集計中だとNTTが答えたとすれば、NTTは総務省にうその報告をしたと。既に一月の三十日には集計を終わつていてるのに集計中だとNTTが集計中だと言つてもいのに、私は集計中だと聞いているとうその資料を出したということになります。

これ、大臣、どちらがうそをついたことになるんですか、はつきり答えていただけますか。

○國務大臣(片山虎之助君) これは私が答弁したんじやございませんが、委員御質問の件につきましては、二月十八日の委員からの照会に基づきNTTに確認を担当の部局が行いまして、NTTから集計中であると回答が来ましたので、それをお答えしたものであります。

なお、三月十四日の総務委員会で委員から御提示のあつた対処方針の文書については、当方はそら文書は承知しておりますが、局長が答弁したのであります。

○宮本岳志君 郵政のときもそういう内部文書の事実かどうかを確認していないというふうに言つたわけですよ。これもいづれ私は明らかになれるときが来るだろうということを申し上げておきたいと思います。

大

納めた税金が正しく使われるような規律が働くようになることに意味があるんです。それを自治体が裁判の当事者になつたときに、自分が負けるような資料を一生懸命出すだろうと。そんな想定が成り立つならば、最初からこんな制度はなくとも大丈夫とということになるんですよ。そんなものを全部性善でやつていいというんだつたら。

十五日の参考人質疑で、私は、司法改革フォーラムという団体から、「住民訴訟の見直し案は廃案に」と題する提言が昨年九月に発表されているということを指摘いたしました。このフォーラムのメンバーにはオリックスの宮内会長も名前を連ねておられます。宮内氏は旧総務庁の規制改革委員会の委員長であり、あなたの方もよく知つていてる方だと思います。この提言では、冒頭に本法案の内容が住民による地方自治の直接監視機能を空洞化させると指摘した上で、我が国でようやく根付き始めた草の根民主主義を一挙に後退させるものであると、こう指摘をしております。

片山大臣は、衆議院で、改正前の制度だと個人

しか責任を問えないから機関の責任が問えない

じやないかと、それをまずはつきり問うて、その

上での個人にも責任がある場合には賠償せざると答

弁しました。つまり、新しい制度では、今度の制

度では、矢面に立つのは不正を行つた個人ではなく自治体の機関そのものだということです。

○国務大臣(片山虎之助君) そうなんですよ。地

方団体の機関が被告になるというのか当事者にな

るんですよ。今まで個人が当事者だったんですね。

○個人が当事者になると機関が当事者になる

のでは資料の出方が違いますよ。それは、今まで

は局外者なんだから、訴訟参加しているかどうか

は別にして。だから、大変な手間があつて出にく

い。今度は当事者ですから、そういう意味では大

変出やすい環境になつたということを我々は言つておるわけでございましてね。

しかも、その機関が仮に負ける、敗訴すると機関が個人に損害賠償するわけございまして、そ

れはもう委員よく御承知のとおりでございますの

で、今度は機関と個人を両つかまえてるんで

すよ。前は個人だけなんですよ。そこに我々は問題があつて、地方自治行政の萎縮その他の弊害もあつたと、こういう認識から、地方制度調査会の答申を得て、こういう制度を今回お願いしておるわけであります。

○宮本岳志君 資料が出るかどうかというの先ほどずっと議論をしましたけれども、自治体にとって不利な資料が出やすくなるというのは到底理解できない話なんですよ、それは。しかも、存在するかどうかはあらかじめみんなに分かっています。そのためには、その長なり個人に責任はないんですね。そのことは一向に説得力を私は持たないと思うんですけども、確かに訴えられる側にとつての負担の軽減であることだけは一目瞭然だというふうに思いました。

このフォーラムの提言の「自治体が組織をあげて弁護」という言い方の中に訴訟費用の問題も指摘をされております。

新四号訴訟では、被告の自治体が敗訴して個人への損害賠償を義務付けられた場合でも、自治体がその訴訟費用を個人に請求することはしない

か。これはどういう理由ですか。

○政府参考人(芳山達郎君) 住民訴訟が今度再構成されますけれども、住民訴訟になる前に住民監

査請求が前置でなされております。住民監査請求

がなされておりまして、住民の方は執行機関の方

が違法、不正な財務会計行為をやつているという

具合に主張をすると、地方団体の方は住民監査請

求の段階では正しいということをしている、住民

監査請求の段階では意見が合致していないとい

うことですござります。それが住民訴訟、監査委員の

結果が出て、それに不服ある住民が訴訟に持ち

込むというわけでありまして、当然執行機関で

ある被告の方は、なぜ当該者に対しても損害賠償を

請求しないかと、しないのが正当かというのを主

張するというのは住民訴訟の今度の類型でござい

ます。

そういう意味で、自分の立場を、自分がそうしないという立場を主張する、自分の立場を主張する

と、正当性を主張するということでござりますか

を主張する判断については地方団体が負担すると

いう具合に考えております。

○宮本岳志君 だから、自分の立場を主張するといふのは、その長なり個人に責任はないんですね。そのためには、その長なり個人が負担するというこ

とになるんですよ。つまり、それが敗訴した場

合でも、結局その裁判、それは事実、結局は判決

が出た場合は、敗訴した場合は、そうじやなかつ

たと、その個人が悪いと、つまり自治体も被害者

となるんですね。つまり、それが敗訴した場合

になると、この今回の改悪だと思いますけれども、改

悪の性質が如実に示されているというふうに私は

思います。

それで、もう一つ提言の中で触れられているこ

とがあるんです。

○政府参考人(芳山達郎君) 地方自治体が敗訴して、財務会計職員への賠償命令が出されても、責任を問われた会計職員が取消し訴訟を提起した場合には訴訟が二段階ではなく三段階になつてしまふということが指摘されております。このような取消し訴訟を提起することは法的に可能ですか。

○政府参考人(芳山達郎君) はい、可能であります。

今回の改正案で訴訟告知を義務付けております

ことから、第一回目の訴訟の効力は原則として長

個人に及ぶことになりますが、賠償命令とい

うのは財務会計職員でございまして、財務会計

職員に対して第一回目の訴訟で賠償命令を出し

た、それに対しては職員の方は取消し訴訟をする

ことは可能であります。可能でありますか、第一

回目の訴訟が訴訟告知をしております関係上、争

う意味はない、争う実益はないということでございます。

○宮本岳志君 その可能性はあるということです

よね。だから、三段階の訴訟になつて引き延ばさ

れる可能性もこの中にはやっぱり法的には残され

ていると。

さらに、この提言はこういうことを言つております。訴訟の当事者となつている首長が裁判の途中で落選する場合もある。そうなると、一気に天

守つてくれていた役所が、今の鈴木宗男氏のよう

に、逆に不利な材料をどんどん出される。

自治体の首長が敵対的な立場の人物へと交代し

た場合、賠償請求の義務付けが争われている当事

者はどのようにして自分の権利を守ることができますか。

○政府参考人(芳山達郎君) したがいまして、今

回の訴訟においては被告であります地方公共団体

の執行機関から個人であります首長さん、職員、

その他に対する訴訟告知を義務付けておるわけ

でございます。訴訟告知を受けた当人については、

四号訴訟で自らの法的利権を主張するために訴訟

参加することができます。

○政府参考人(芳山達郎君) 御指摘のように、長が交代した場合にも当然訴

訟に参加することができますが、これは訴訟告知があつた場合にも当然訴

わったフォーラムの結論なんですよ。私は、こういう法案は、このフォーラムも提言しているように、国会の責任で廃案にすべきだということを強く主張したいと思います。

最後に、議員の派遣に関する規定、法の第百条の十二として整備することについて質問したい。

このような法整備をしなければ国内や海外の調査のための派遣はできないんですか、行政局長。

○政府参考人(芳山達郎君) 議員の派遣の制度でございますけれども、今回位置付けましたのは、

二十六次地方制度調査会の答申の中で、地方議会の活性化を図るために、これまで明文の規定がありませんでした議員の派遣制度、これにつきまして今回法律で、議案の審査、当該団体の事務に関する調査、議会が必要と認める場合には、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができるという根拠規定を設けました。それをする

ことによりまして、議会の審査、調査機能及び議員研修の一層の充実が図られるという具合に理解しております。

○宮本岳志君 この法案が成立すれば、県議や市議の公費での海外旅行も大いに結構というようなことになるんですか。

○政府参考人(芳山達郎君) この法規定は、今まで法規定の明確な根拠ないし規定がなかつたわけですが、昭和六十三年の最高裁判決で、地方公共団体の議会の権能、議会の機能を適切に果たすために、その裁量で議員を本会議として派遣することはできるということは既に認められておりま

す。ただ、これまで全国三団体、全国都道府県議会等から、この最高裁の趣旨に沿つた法整備を図つてもらようかねてから要請がございまして、一方、先ほど、地方制度調査会の御答申もありまして、今回法制度化をしました。これは国会における議員派遣と同じ仕組みでございました

ただ、今御指摘ありました点は、当然、今回、議員の派遣は、先ほど、法の規定の趣旨にのつとつて、議案の審査、事務に関する調査、これに資するような研修ということです、その限りにおいて行われるというわけでございます。

今後、各地方団体において必要と認められる場合に派遣されるということでございます。議員派遣の目的が議会において必要と認められる場合に派遣されるということでござります。

○宮本岳志君 我が党は、海外視察の名目で実際に物見遊山に近いことに公費が使われているということを厳しく批判をしてまいりました。私の地元、大阪の河内長野で八八年から昨年まで毎年、百数十万円の費用を使って議員の海外視察を実施しております。十四年間で二千万円です。もちろん、我が党の市会議員団はこのようなものには参加をしておりません。地方自治体が財政危機に苦しんでいる今、こういう経費こそ削減するべきだということを主張しております。

とにかくそついた批判が全国で巻き起こっておるときですから、当然、こういう法改正をやつたからといって、適正に調査目的を限定して行われるべきであるということを指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

○渡辺秀央君 住民訴訟あるいはまた町村合併等々にまつわる議論も大分細部にわたって、しかももまた何回かの巡回を得ておられますか

総じて大臣、ここは政治家同士の議論の場でもありますから、総じて私は今、どうも国にもちらん権限が來てい過ぎるから、一局集中じゃなく、いろいろ問題もあるでしよう。

しかし、私は基本的にこの法律について、大臣、賛成の意を表しながら、若干問題があるところは後でありますから、総じて私は今、どうも国にももちろん権限が來てい過ぎるから、一局集中じゃなく、いろいろ問題もあるでしよう。

市町村議員の言うならば来年は統一地方選挙もありますよね。やはり市町村、いわゆる地方自治体、これの権威、同時にその権能、権限、こういうものが分権によつても更に、あるいはまた自治体の努力によって、あるいはまた地域の人たちとの相乗性によつてもちろん大き上がるもので

しょう。しかし、中央としての行政指導というか、あるいはまた考え方というものが非常に大事なところに来てやしないかと。

そこで、市町村が今回の合併の推進によつて仮に千なりそれに近い数字に再編成されるとすれば、都道府県の今のままの四十七で残しておく必要があります。そこで、市町村が今回の合併の推進によつて仮に千なりそれに近い数字に再編成されるとすれば、都道府県の今のままの四十七で残しておく必

とですよ。

地方自治法改正案の審議では、都道府県と市町村の二層制の今後の在り方ということが取り上げられて都道府県と市町村の関係が議論されておりますけれども、本来、市町村が地域の公共事務の担い手であるはずなのに、いわゆる自治というの

いとは言いませんけれども、本来的には自治といふのは市町村単位なんであろうと。市町村が地域の公共事務の担い手であるはずなのに、現実には

権限につきましては、あるいは国の関与の縮小につきましては、二年前の地方分権一括推進法の施行によつて大分私は事態は進んだと思いますけれども、しかしながらそれは十分じゃありません。更なる権限移譲あるいは関与の縮小ということが図られなければならないと思いますし、それとあわせて、やっぱり税財源の移譲、国から地方への税財源の移譲、特に市町村への税財源の移譲というのが必要じゃなかろうかと、こう考えております。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、渡辺委員言われましたように、二十世紀は地方の時代、その地方は都道府県でなくして市町村の時代、市町村中心の地方分権、地方自治を作りたいと我々は考えています。

そこで、冒頭委員が言われましたように、今我が国的地方制度は二層制でございます、都道府県と市町村の。この二層制をどうするか。私は、やつぱり相当長い間、二層制の維持はこれはそうでなければいけないと、国と市町村だけになりま

すと市町村が弱過ぎるということもあります。今の市町村の規模では、例えば公共下水道は市町村の仕事だったんですけども、今はそんなことでは追いかぬものですから流域下水道になつてゐるんですね。水道も水源の問題がありますから広域水道になつていて、産廃の処理なんというものは市町村ではとてもできません。そういうことで、どうしても大きな広域的な仕事、市町村でできない補完的な仕事、調整的な仕事は都道府県がせざるを得ない。

そこで、市町村が今回の合併の推進によつて仮に千なりそれに近い数字に再編成されるとすれば、都道府県の今のままの四十七で残しておく必

的な自治体というのを要るんではなかろうかと。道州制とか連邦制とかいろんなことが言われておりますけれども、そういう新しい都道府県の在り方について、市町村合併と並行して議論を始めるべきではなかろうかと。

こういうことでございまして、地方分権改革推進会議や今度の第二十七次の地方制度調査会での議論をお願いいたしたいと。総務省の中には有識者による研究会を作つておりまして、そこで議論を始めておりますけれども、是非今から議論をスタートさせたいと、こういうふうに思つてはいる次第であります。

○渡辺秀央君 今言われたように、かなりの時間必要とするであろうし、あるいはまた、正に明治維新の廢藩置県じゃありませんけれども、いまだにまだ昔は何々藩であったとか言われているわけですから、なかなか容易ではないと思う。しかし、しかしやはりあるべき国姿の基本は、その市町村あるいは地方の積み上げが日本国の国体ということになるわけですから、そういう意味ではやっぱり今おつしやつたように今から議論をしていくべきだらうと。

これは絶対に回避してはならない。むしろ積極的に議論をしていくことによつて、将来像あるいはその地域による意欲というのが助長されてくる、あるいは地方にそいつた一つの大きなパワーというのができるとするならば、後ほども若干述べますけれども、有能な人材がおのずとそこに集約されていく、あるいはまた吸收されていく。中央にだけ優秀な人間集まつて、地方は二流、三流だなんというようなことであつてはならぬわけで、むしろ地方にこそ一流、二流の人材が集まるといふことが大事ではないか。そのための一つの問題として、私は、今そうだというわけじやありませんよ、ありませんが、しかしそういうことを懸念しながら、かつよく聞く話として、いや、先生、町村合併はいいが、それだけの権限を移譲されてもいいけれども、今その権限をさばく人材がないですと言われますな。これはどこ

でも言われる。それは、すなはち地方自治体のたゆみない努力が足りない、あるいはまたそういう人材を中央で考えていく。昔のようなただ出向いていた意味じゃなくて、有能な人材を吸収呼び込むような、そういう意味で有能な人材を地方に派遣する、そういうことがあっていいのではないか、そういう観点から私は先ほどの意見を申し述べたわけであります。大臣の今お考えのようには、是非ひとつ進められていくことを期待をいたしてまいりたいと思います。

同時に、市町村合併によって、デメリットとして、合併後の、いわゆる市町が合併される、村が合併される、中心部と周辺部との地域格差が生ずることが挙げられて、余り賛成しないというようないということがありますよ。余りいい感じを持つていらないということが今の状態でしよう。

具体的には、周辺部の行政サービスが低下するのではないかという懸念であります。それに加えて、更に私はもう一つは、治安の悪化が社会不安の増加ということ、これ、懸念いたしますね。同時に、町村合併は合理化である。ある意味においては行政改革だ。あるいはスリム化していくかなきやいかぬ。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

だから、今まで駐在所は一人駐在所があつた、これはどうも要らないんじゃないかというようなことによる、今はもう、大臣の里なんかどうか分からぬが、私の方は昔は年じゅうかぎなんか掛けたことはなかつたですよ、本当に、一軒のうちで。奥さんが買物に出るといつたって、かぎなんか掛け出ませんよ。今はどんなところだつてかぎ掛け出なかつたら用ひならぬ。要するに治安、これは決して外國の人たちが大勢になつたところだけを指して言うわけではありません、いうことだけを指して言うわけではありません、断つておきますが。しかし、そういう意味では、社会不安の一つとして、どうも人心が安定していない、政治の責任もあるでしょう。

そういう問題点を考えてみると、やっぱりそういう治安に対する、過疎化のときには一応一人

駐在があつたが、今度はなくなるということにならぬように、住民の不安を守るという国的基本的な任務にのつとての、いざなうかろうかと思いますが、今は正にそんなことを非これは一掃しておなきやいかぬのではないかと。町村合併を進める上で国民の生活をしっかりと守るという國の基本的な任務にのつとての、いざなうかろうかと思いますが、今は正にそんなことを非これは主務大臣でないにして、しかし国会の場で話し合わなきやならないほど、社会的には行政が維持されている国家と言えなくなつてしまつた。非常にお互い情けない状態ですけれども、一言意見がありましたら申し述べてください。

○副大臣(若松謙維君) 片山大臣はたしか岡山県であります、といつても警官の配置率が一番少ない。埼玉県であります、今、委員の御指摘が本当に大事な切実な問題になつてゐるわけであります。そういう住民の不安に対応するために、やはり地方自治の強化というのはいや増して必要なのかなと、そういう認識もしております。やはり総務省、さらには国家公安委員会等、不断の連携等も図りながら治安の向上、強化、そういうものにしつかり対応しなければいけない、そのための自治強化も図つていかなければならぬ、そのように認識しているところでございます。

○渡辺秀央君 いずれこの問題は、警察の最近の不祥事の問題等も多々あり、これは行政監視委員会とかそういうところで一応また別の機会にしたいたいと思いますが、しかし、町村合併に絡んだ問題として、やつぱり総務省としてテーケノートしておくべきことであろうと。非常に小さい問題の指摘であります、大変、今の副大臣の答弁で私は満足をいたしております。

今進められている平成の大合併は、あくまでも自治体の自主的な合併をいろんな合併支援策をもつて推進するという形で一貫しておられます。

○副大臣(若松謙維君) 御存じのように、地方自この方法では、合併に真剣にならなければそれまでということになりかねない。どつちでもいいよ、住民の考え方でどつちでもいいよ。しかし、私も相当連立のときによるさく言いまして、當時、自治省、当時の自治省にこの合併推進をもつと積極的にやるように私は申し上げた張本人であります。そういう意味では、真剣に取り組む県とどうもそうでないところある。だから、それは是非総務省として監視をしていかなきやいかぬことではないかなと。推進本部を作つたからいいというものでもなかろうというふうに私は思います。町村合併に反対された人たちもいるけれども、私は推進者として、是非、これは真剣に取り組んでいる県に対し、大いに国の行政の方針ということ、重要な国の行政の方針ということで強力に進めていかなければならないことだらうと思うんです。

後ほど、合併推進のための言うならばメリットとデメリットをお聞きしますが、今の状態で三分の二近くが町村合併の協議に乗つてているということもよく分かつております。よく承知しております。町村合併に反対された人たちもいるけれども、私は、そこは、やつぱり合併をして、国としてもよく分かつております。よく承知しております。議会をやれということを勧めているんだと、何もたかの、大臣でしたか副大臣だったか、どなたかの質問でお答えをしておられましたけれども、協議会をやれということを勧めているんだと、何も今すぐ合併をやれということじゃないよと、こういうことを暗におわせた答弁をしておられた。私は、そこは、やつぱり合併をして、国としてもうとにかく全国で三千を干します、あるいは五百にする目的でやりますということを明確に、方向あるわけですから、そうしたらそういう方向で、知事さんたつて、一生懸命やつてある知事さんと、まあどうでもいいやというような知事さんは言わないが、比較的控え目な知事さんとありますよ。それじゃちょっと困るんじゃないかなと思うんですけども、今の段階で、町村合併の現況はよく分かつてますが、そういう問題についてどんな感じを持っておられます。

治のある意味で自治権とでも言いましょうか、それは憲法九十二条でも保障されたお話をあります。しかし今非常に財政状況が厳しい、さらに住民のニーズも高まっているという様々な諸要素を考えれば、やはり地方自治体のいわゆる機能、そして能力の強化、これは図らなければならぬと、そう認識しております。

〔理事景山俊太郎君退席、委員長着席〕

そういうことを考えますと、やはり今、総務省としても、三千二百の市町村、自治体があるわけであります。しかし市町村合併等は進めていただくべきであると、そのように認識しております。先ほどの合併支援本部またはリレーションシップ等、様々な施策を通じながら市町村合併の推進のために各自治体に御努力を願つておられます。

そういう意味で、都道府県によって市町村に対する取組の姿勢等に差があるのは事実であります。総務省としては、可能な限り、先ほど九十二条の話があるわけであります。それを踏まえて、しかし時代を見極めて市町村合併しっかりと対応していただきたい、そのような思いでござります。

○渡辺秀央君 副大臣、それはもうもちろん分かつて質問しているんですけど、私が言いたいことは、いわゆる国策として取り組んでいるんだから、それは地方自治法があり、憲法でこうなっているというようなことではなくて、国として、今の政府としてこういう方針で臨んでいます。それに対して都道府県知事が賛成するか反対するがあつたついで思うんですよ。だけれども、賛成するところに対してもしっかりと強力に推進してもらつて、そこに対してもういうメリットがあったのかという実証を早く上げていかなけりや、後から付いてくる気なんて出てこなくなつちやうよ。後から一生懸命やろうという県がやる気がなくなつてしまつたのでは何にもならないので、老婆心ながら申し上げておるわけであります。

現行の地方自治法では、政令指定都市、中核都市、特例市といふ一定の人口、規模を有する基礎的自治体について都道府県から権限を移譲する制度があり、政令指定都市の要件、中核市要件の緩和が現在議論されている。政令指定都市要件の緩和については我が新潟県などはその対象に入つてくるようであるけれども、その内容についてちょっと確認をしておきたいと思うんですが、局長、いかがですか。

○政府参考人(芳山達郎君) 現行の政令指定都市は三十一年に制度化されましたけれども、これまで、その沿革もあります。当初の指定五大市において、人口や行政能力との関係でそれと同等の都市を指定するということでこれまで指定をしてきておるわけでございます。

ただ、今度の合併との関係で申し上げますと、政令都市への移行に伴つて都市機能の権限移譲が図られるということもありまして、市町村合併条例が適用される平成十七年三月までの間に大きな、大規模な市町村合併が行われ、また関係の合併の市町村また関係の都道府県の要望がある場合には政令都市の弾力的な指定を検討するというようになります。そこで、昨年八月の市町村合併支援プランにその旨を盛り込んだところでございます。指定都市の弾力化ということでございます。

具体的に、現在、大きな合併として静岡の清水と静岡の七十万以上の合併がございますけれども、そういうところの強い要望がございますが、今後、今、先生御指摘の新潟市が今後どのような合併を行つていくのか、ないしはどうのような規模になるかというの定かでございませんけれども、具体的には、今後、各地域における合併の規模なり関係団体の要望、関係県の意向、そういうのを踏まえながら具体的個々別に御案内してまいります。

○渡辺秀央君 それが大事だと思うんです。ありがとうございます。そういう個別的にやつぱり聞いてみる必  
要はあると思うんですね。

そこで、私はもう一つ、都道府県から権限を移譲される市については、最も移譲事項が少ない特例市でも人口二十万人以上なければならない。地方で合併を進めてもなかなか、二十万以上の市になると、さつき若干申し上げたように、地方の市町村合併はなかなか同時に進まなくなつてしまふ。そこで、私は、これは前から私が言つてゐるところだけれども、これは私の私見であります。十万人以上というのもやつぱり考えたらどうですかと前から、総務省の以前の自治省のときから僕は言つてきているわけだね。それ、何らかの形で考えられませんかということを是非研究、今日はここでもちろん考えますとは言えないでしようが、それは研究ぐらいしてみていただいたらどうかなというふうに思いますよ。それが現実に大規模合併に進めていく手順になると思う、そういう意味では、意欲は出でていますよ。それ、是非、片山大臣のときに私は期待をしたいなど、こう思つております。合併によつて新しい地域づくりが課題になるから、現行の特例市並みに都市計画などに関する事務や環境保全行政に関する事務について一定の権限を移譲しても、この十万人ぐらいのところにですよ、例えば、例えば、そんなことではいいのではないかというふうに考えております。見解を伺いたいと思います。

それからもう一点、立つたり座つたりもあればすから、もう次のことを申し上げます。  
地方において合併が進んでくると、過疎地域とそうでない地域の合併というのは私ども新潟なんかも、かなり多くなるんですね。ほかのところでもそうだと思います。過疎法上の合併特例によるところにです。だから、もう次のことと申します。  
そこで、今、渡辺委員は十万を作れと、十万以上を作れと、こういうことでございますが、例の骨太の方針、経済財政諮問会議の骨太の方針では、団体規模に応じて責任や仕事の量を変えたらどうかと、こういう提言をしておりますし、今これだけ人口や力に差がある全国の市町村を幾つかの制度だけでやるということにはやや無理がありますですね。

だから、そういう意味では、できるだけ、差別化でもないんですねが、実態に応じてと、こういうことで仕事や責任を変えてきているわけでありま  
すけれども、十万以上と十万以下というのは一つの、交付税上は十万が標準団体なんですよ、市町村の。そういう意味で、十万以上の市について

何らかの差別化といいますか権限や責任の付与を考えるかということは私は研究してもいいと、こう考えておりますから、研究対象にさせていただきたいと思います。

それから、過疎地域と過疎地域でないところが合併した場合に、全体が過疎地域の要件を満たせば過疎地域なんです。これは当たり前ですね。ただ、全体が過疎地域の要件を満たさない場合でも、一定の条件を満たした場合には合併促進の意味で過疎地域にしているんです。過疎地域と一緒にになって、過疎地域の要件を満たせばいいんです。満たさない場合、そこで、満たさなくても一定の要件以上の場合には、人口だと財政力指数などか施設整備の面で過疎地域にしておりまして、しかしそれにも該当しない場合には、申し訳ないんですけど、従来過疎地域であつたところだけが過疎地域、残りは過疎地域以外の扱いにさせていただいくと、こういうことでございまして、一定の要件を満たすものについてそういうことにしましては、やっぱり合併促進の意味で、合併の特例優遇としてそういうことにいたしているわけありますから、具体的にいろんなあれがありますれば、十分検討させていただきます。

○渡辺秀央君 大臣、ありがとうございます。大臣、その十万人以上というのを検討していくだけ

るということは大変うれしいことでありますし、現実的になつていくと思います。

もう一つは、地方分権の推進は地方公共団体の自主性、自立性を高めて、地域の実情や住民ニーズに合った行政を展開する必要性があるとともに、一方では地域を支えるいわゆる多様な人材、さつきの人材問題でありますけれども、有効活用、育成を図り、簡素で効率的な組織を維持しながら、地方行政の高度化、専門化や行政需要の増大に対処する必要があると思うんです。

さつきの人材問題でありますけれども、

近年においては、行政需要の変化、ニーズの変化に対応したスクランプ・アンド・ビルトにより、より地域における行政需要を反映したものとするために適切な職員配置に努める必要がある。

少子高齢化社会を迎えて、教育、福祉、介護など、重点的な対応を迫られている分野もあります。

こうした環境変化においては市町村合併は避けられない流れであるけれども、行政の効率化はまた同時に至上命題であります。地方分権による権限移譲の次はいわゆる地方財源問題でありますけれども、実際には、その受皿である地方公共団体における、先ほど申し上げた、人材を確保しないければ絵にかいたもちに終わってしまうということだと思います。こういう需要に対する基本的な理念をお伺いをいたしたい。

もしも地方での人材育成のための積極的な人材派遣であれば、先ほど私申し上げた、中央から地方への中央官庁職員のこの問題、その中央から地方に人を行かせるということに賛否両論あると思うんですが、先ほど私が言つた、有能な人材を誘導する、吸収していく、あるいはまた先兵となつて行く、そういう意味の役柄としてこの派遣を大いに考えたらいんじやないか。今まで交換で行かせたら、そのいい、すばらしい人間がすばらしい人間をまた呼びますよ。そういうものだと思ふんですね。是非検討していつていただきたいと、地方分権と絡んで人材の確保ということは至るうんですね。いい人間をその市役所に例えば行かせたら、そのいい、すばらしい人間がすばらしい人間をまた呼びますよ。そういうものだと思ふんですね。是非検討していつていただきたいと、地方分権と絡んで人材の確保ということは至上命題だというふうに思います。

もう一つは、ちょっとこれは少しリアルになるか分からぬんですが、大臣、国家公務員の営利事業への再就職については、国家公務員法によつて人事院の事前審査があつて、一定の規制が掛けられている。しかしながら、地方公務員についても同様の問題が指摘されて、さらには、公務員の中立性、全体の奉仕者性を脅かす問題であつて、昨今の贈収賄問題にも類似のケースが目立つておりますが、政府の行政改革大綱にも、これは平成十二年のやつですが、地方公務員制度の抜本改革として、國家公務員のみならず地方公務員による再就職に関する合理的かつ厳正な、厳格な規制がうたわれております。

確かに、単に天下りを規制するに当たっては、定年制延長、早期退職勧奨制度など公務員の昇進の仕組みとの絡みもあつて、総体的な制度の改革が必要である問題でありますけれども、総務大臣として、これ何らかの指針を作成するなり、国だけではなくて地方も含めた考え方をしないといけないのではないかと。

いざれにしても、この市町村合併をしつかりやることによりまして市町村の人口規模が少ないところはなかなか人材が確保できないと、委員の御指摘のあつたところであります。

いざれにしても、この市町村合併をしつかりやることによりまして市町村の人口規模をしつかり強化すると。あわせて、管理部門の効率化も図られながら、その自治体が提供するサービスは大

変良くなると。こういったことが可能となるわけでありまして、どうしても小規模町村では、例えば設置困難な専任の組織とか職員の配置とか、また専門職の採用ですか、増強、こういったところがどうしても限られますので、やはり市町村合併をしつかりと強化するという観点の延長線で私はこの人材の確保は図られるし、そのためにも総務省はしっかりと応援していかなければいけない、そのように認識しております。

○渡辺秀央君 どうぞ、そういう認識でいいと思うんですが、今、最後におつしやつたそういう認識でやっぱり指導をしていくということが大事だと思うんですね。いい人間をその市役所に例えば行かせたら、そのいい、すばらしい人間がすばらしい人間をまた呼びますよ。そういうものだと思ふんですね。是非検討していつていただきたいと、地方分権と絡んで人材の確保ということは至るうんですね。いい人間がその市役所に例えば行かせたら、そのいい、すばらしい人間がすばらしい人間をまた呼びますよ。そういうものだと思ふんですね。是非検討していつていただきたいと、地方分権と絡んで人材の確保ということは至上命題だというふうに思います。

ちよつと、地方の私は警察がもうお粗末だといふのはもう前からあれしているんですけど、今度少しへ行政監視委員会で指摘しますけれども、いわゆるこういうことはその公務員のモラルの問題でもありますけれども、同時にこういったことは常識なんですね。しかし、きちんととした歯止めができる月後にその顧問だとか、いや何だとかということを行くんだな。これ、地方はどうしてこういうことが短絡的にやれるのかね。これ、物すごい問題だと僕は思つている。

ちよつと、地方の私は警察がもうお粗末だといふのはもう前からあれしているんですけど、今度少しへ行政監視委員会で指摘しますけれども、いわゆるこういうことはその公務員のモラルの問題でもありますけれども、同時にこういったことは常識なんですね。しかし、きちんととした歯止めができる月後にその顧問だとか、いや何だとかということを行くんだな。これ、地方はどうしてこういうことが短絡的にやれるのかね。これ、物すごい問題だと僕は思つている。

ちよつと、私は今や全国区の候補者でありますから、新潟県のことを言つてゐるんじやないです。断つておきますけれども、断つておくけれども、それは本当に今や全国区の候補者でありますからね。正に入札をさせてその指名に入れただところに天下りに行く、そんなことが、ちよつと非常識じゃないか。国民をなめている。しかし、地域の人たちは知りませんから文句言わないですね。僕はこういうことはいかがかと思うね。だから、こちら邊が正に中央におけるいろんな問題にも波及している、そういう感じがしてなりません。

○國務大臣(片山虎之助君) 公務員の天下り問題というのは本当に古くて新しい問題でございますが、國の場合には今大変な議論になつて、特殊法人改革絡みでいろんな検討がされておりますが、地方公務員の天下りについては法律上の規制はございません。それから、中央と比べてみますと地方にはそんなに物すごくいいポストがたくさんあるわけでもないような気がいたしますし、ほぼ定

年近くまでいきますね、地方の場合には、中央はもうかなり早くから間引かれるというんでしようか、勧奨退職と、こういうことになるんで、中央とは少し違うと思いますけれども、しかし、今、渡辺委員言われたように、大変目に付くようないどい例もないわけではないと思います。

そこで、今、幾つかの団体では、例えば一定期間はその地方団体に対する営業を自粛するとか、あるいは毎年度の地方団体の退職者の再就職先を公表するとか、情報公開で、そういうことを始めております。私の岡山県庁なんかも一定期間は営業を禁止する、例えば土木部の職員が建設会社に行つた場合に県庁への営業は禁止させると、こういう措置を取つてはいるようなところもあつて、大分様子は変わってきたなど、こういうふうに思つておりますけれども、今、委員が言われましたように、やっぱり自主的な措置は措置として、当方で何らかの指針的なものを示してそれを周知して、できるだけ地方の住民の皆さんから批判されないように、そういうことはこれから検討させていただきたいと、こういうふうに思つております。

○渡辺秀央君 これ、本当に大臣にそういう認識を持つてもらつていいということはすばらしい。是非その知事に、あるいは県庁から発表させたらいいんですね。この人は何年何月定年、半年ぐらいい前になって、一年ぐらい前に、定年です、どこに就職というか再就職の予定であります、顧問であろうと何だろうと。そうすることによって、同じ業界でも監視の目が行き届くんですよ。そうではないと、なめたことをやりおるんですな。やりおるで、なめたことの表現、標準語でなくて悪いですけれども。是非ちょっと検討を約束していただいたんで、大変僕は期待をいたして見詰めてまいりたいと思っております。

最後に、もう時間が迫つてまいりましたので、もう一つ、首長の多選問題を本当は申し上げたかったんですが、前にもこの場で一回大臣にも申上げていますので、そのことよりも今日は島嶼

岬について、島、これは、町村合併をやつて、しまさと、これは、今度また翻つて我があぶるさと帰ると、佐渡島なんというのは、これ全部一つの町村にしようかとやるわけですね。そういうことですよ。私は、島にこそ日本が残つて、日本の國が、自然あるいは人情あるいは文化伝統、もう本当に島にこそ我々の先祖、日本の民族のそういういろんなものが、これは北海道から沖縄の石垣島に至るまで残つてますよ。それらを次の世代に残していくのに、島というものを、これは所管と若干違うにしても、自治体としての考え方の中では非とられてますよ。でも、それはその地域の判断によっていいと思う。僕は、極端な話が、あるいはまた観光税が、私は、島振興議員連盟というのを仰せ付かって今やつているんですよ、超党派で、超党派でやつているんですけど。

ヨーロッパは、大臣、消費税取つていらないんでですよ、島は。それはどういうことかといいますと、どういうことかというと、税は公平なりといふでしょ。公平ということは、あくまでも基盤がまず公平でなきやいかぬ、だから公平感が出るわけでしょう。島というのには、持つていくことによつて、輸送することによつてコストが上がるわけですよ。上がつたところから消費税5%をと、こうすれば本島よりも高い消費税を払つては困るんですね、島民は。いや、その分は交付税で見ていますよ、いや、島振興策の一環として見ていますよといつても、個人の生活と間接的ではあつても直接関係はない。

私は、これだけ西欧化してきたり、あるいはまたアメリカナイズされてきた我が国の将来を考えていくと、本当に文化、歴史、伝統あるいは人間性といふものは、島根性とかといふこともよく言われてきた、しかし、だけれどもそれは悪い点もあるし、またいい点もあるわけですよ。こいつの意味では、市町村合併はやはりしていただいた方がいいのではないかと理解しております。

もう一つ、じや伝統芸能とか伝統文化、これもどうしても自治体が小さくなるともう自らのいろんな細かい住民ニーズの対応に追われて、しっかりともう本当に大事な伝統を後世に残すとか、そこまで余裕ないと。そういうことを考えますと、そういう伝統の保存とかそういうことは、やはり自治体はしっかりとした、正に合併も進めた方がいいのではないかと理解しております。

まず第一番目に、下関フェリー訴訟についてお伺いをいたしてまいります。

よく例に挙げられる今度のこの下関市の日韓フェリーの訴訟については、元市長に三億四千円という莫大な賠償を命じたものと、こういうことに伺つてあります。この事件は、第三セクターである日韓高速船株式会社といふ、この会社が作つた負債を、市が保証する義務がないにもかかわらず肩代わりをしたということが問われたものだと思います。採算が明らかでない事業に第三セク

ターを通じて自治体が進出し、赤字を公金で穴埋めをするというルーズな会計支出の典型だったんだろうと思います。ところが、この事例が今回の法改正案提出の、つまり被告を首長等の個人から機関に変えるという案の動機になっているというふうに言われていますけれども、支出は議会の同意を経ているし、これだけの大金を元市長個人に賠償させるのは無理だという、こんなことも言われておりますけれども、まず初めに、確認ですけれども、この元市長個人の責任について判決の要旨は何と言つていいのか、芳山局長からお聞きしたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいまの下闇の第三セクターの裁判でございますけれども、下関市の住民が第三セクターの会社の清算に当たりまして、市としては議会の議決を経て行つた補助金の支出でありますけれども、それが違法であるということで当時の市長に対して損害賠償を求めた事案であります。

それで、当該裁判については、平成十三年六月九日に山口地方裁判所において、清算に当たつて支出された補助金が違法であるということを市長に對して八億四千五百万の支払が命じられたわけでござりますけれども、第二審、控訴審であります。広島高等裁判所におきましては、平成十三年五月二十九日に、前下関市長に対し、補助金支出の中、そのうち第三セクターの借入金整理を目的に支出された部分についてのみ裁量権の逸脱があるとして、前市長に三億四千百万円余りの支払を命ずる判決がなされました。現在、最高裁にこの部分について上告中と聞いております。

○又市征治君 その高裁の判決では、つまり債務肩代わりについては裁量権の逸脱だとして、また市長個人の責任については、自治省勤務時代に補助金の在り方を自治体に指導していた経歴からして過失責任は免れないというふうにしているわけそこでお伺いをするわけですが、このケースに

この後の賠償は一体どういうことになつていくのか。つまり、改正後の新設される第二次訴訟を市が起こすわけでしようけれども、元市長個人に請求をしていくことになるのか、またそれがなくなるとすれば一体だれを相手に第二次訴訟となるのは起ることになるのか、この点をお伺いします。

○政府参考人(芳山達郎君) 御指摘の点は、今住民が、支出をした当時の市長に対して高額の損害賠償請求をしておるということであります。

それで、今回の改正案に即して申し上げますと、新四号訴訟において住民が勝訴をした場合においては、判決が確定してから六十日以内に損害賠償金が支払われないときは地方公共団体が訴訟を提起しなければならないという条文を入れておられます。したがいまして、仮に住民が勝訴し判決が確定した場合には訴訟を提起すべき義務を長が負うわけでございまして、正当な理由がない限り速やかに訴訟を提起しなければならない義務を負うということをございます。そういうことで法律上明らかにしてございます。

○又市征治君 いや、そんなことを聞いたんじやなくて、第二次訴訟を市が元市長に対して起こすわけですかと、こう聞いたわけです。

○政府参考人(芳山達郎君) はい。当然、今言いました第二次訴訟としては、支払わなければ当該個人に対しても三億、被害金額を請求するということがござります。

○又市征治君 次に、憲法の政教分離の原則に違反するとして知事に公金の返還を命じた判例が九年、最高裁の靖国神社玉ぐし料裁判で、これは愛媛県の問題ですが、出ております。私は今ここで靖国神社問題を論議するつもりはありませんが、金額はわずか十六万六千円ながら、松山地裁はこの支出を憲法が禁止している宗教活動だといふふうに断じたわけです。

そして、今回の中の改正案、つまり長の個人責任との関係でいえば、地裁判決はこう言っています。そこでお伺いするわけですが、このケースに

事自らが行つたと。実は原告は前知事以下幹部職員七名を訴えていたわけですから、裁判所はこういう判断によつて前知事一人の判断だ、責任支出だというふうに認定をしたというふうに思ひます。私は、こういう極めて政治的な支出ですか、幹部の合議というより知事の判断だつたんだろうというふうに思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 団体と機関という関係になりますね。団体が機関のそれぞれに対しても損害賠償すると。それで第一段目の訴訟で、訴訟の判決は原則として今言われた元首長や職員個人に及びますから、ここで住民が勝訴した場合は、元首長や職員個人は二段目の訴訟はやりませんわね。もう勝負は付いていますから、実益がございませんので。そうなると損害賠償を支払うこと、こういうことになりますし、しかしこれはもうみんな分かたことですから、そこで損害賠償を負けるとか和解するとかということは私はなかなかになりにくいんではなかろうかと。普通は私は払うケースが多いだろうと。

ただ、それでもまあ訴訟になる場合には、これはもう訴訟を起こさざるを得ません。新しい長さんが損害賠償金を支払わない場合ということをございますけれども、地方公共団体の長が当該元市長に対する損害賠償請求が認められた事案でございます。

○政府参考人(芳山達郎君) 今回の平成九年四月の最高裁判決でござりますけれども、玉ぐし料の支出が憲法二十条三項に規定する宗教的活動に当たり、違法な公金の支出であるということで、市長に対する損害賠償請求が認められた事案でございます。

○政府参考人(芳山達郎君) 今回の平成九年四月の最高裁判決でござりますけれども、玉ぐし料の支出が憲法二十条三項に規定する宗教的活動に当たり、違法な公金の支出であるということで、市長に対する損害賠償請求が認められた事案でございます。

○又市征治君 以下、ちょっと二点、大臣にお伺いをしたいと思いますが、今二つの判例の問題を取り上げさせていただきました。これらの場合、改正案では第二次訴訟という次のステップが生まれることになつていますね。そこには住民は参加ができないで、機関としての自治体が原告になつていくと、こういうことなんだと思いますね。首長や元首長、あるいは自らの職員を訴えるという、こういうことになるわけです。

この点に対して、言わば身内同士の訴訟になるので、殊更低い額で和解するなどなれ合いも可能なんではないかという批判があることも御承知だろうと思います。第二次訴訟において原告は、つまり機関としての自治体ということになりますけ

う思います。

改正後のこの四号訴訟においては、個人でなく、機関を挙げて組織的に被告となつて原告と渡り合うという事になるわけですが、このことが首長らの誤った判断あるいはその資質にいたずらに追随をしたり、あるいは裁判所の命令にもかかわらず情報を開示しなかつたりすることにならないうように、これは是非万全の措置を取つていただきたい、こんなふうに望んでおきたいと思いま

す。

ただ、これに関連して、公務員が自らの組織内の不正に我慢がならないとかあるいは許せないという、こういう場合があるのです。こういう場合、これを明らかにするというケースについて少し考えてみたいと思うのですが、これについては現在、刑事訴訟法二百三十九条二項の告発の問題だとか、公務員倫理規程第十二条だとか、あるいは原子炉規制法などにちよつとありますけれども、その彼あるいは彼女の身分を守る規定としては極めて不十分なわけですね。

この点に関して、アメリカでは正義の内部告発を保障する法律があつて、通称ホイッスルブローアー法、つまり笛を吹く人、警鐘を鳴らす人という意味で呼んでいるそうですけれども、こうした正義感ある公務員の行動を保護する法律といふのを新たに制定することも必要ではないか。そういうことを併せていかないと、こうした自治体内でのそうした不正など、こういったものをしっかりと正していくことにならないんではないのか。

我が党としても、こうした正義感ある公務員の行動を保護する法律、これも準備してまいりたいと思つてますが、このことについて大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 大変難しい問題ですが、できればこういう法律はない方がいいです。やつぱり組織内やあるいは組織ぐるみや個人のそういう非違行為、犯罪的行為が私はない方がいいと思いますけれども、今、アメリカにはお話を

のような法制があるようでございますしね、今、日本でもそういう議論が現実になされていること

も事実でございます。

ただ一方では、公務員は守秘義務がございまして、職務上知り得たことはほかに漏らしたら駄目だと。それが国や地方団体の利益に反するし、個人のプライバシーにも場合によつては触れることがあると、こういうことでございまして、それはなかなか難しいことだと思いますけれども、私は、究極的には程度問題で、守秘義務なり内部告発なりのより大きな利益、法益は何かということを考えるべきかなと、こういうふうに思いますけれども、基本的には、国家公務員も地方公務員も全体の奉仕者としての道を踏み外さないようにやると。そういう中での私は守秘義務の遵守であり、あるいは刑事訴訟法上じや内部告発を、一種の訓示規定でございますけれども義務付けている

わけでございましてね、その辺は正に程度における運用の判断ではなかろうかと。

答えになつていないと自分でも思いながら言つておりますけれども、大変難しい問題で、どちらがどうとは言えませんので、この辺でひとつ御了承いただければ有り難いといたします。

○又市征治君 難しい問題は分かりますが、刑事訴訟法二百三十九条第二項は、今も大臣言われましたけれども、「官吏又は公吏は、その職務を行ふことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と、こういうことになつているんですが、これをやつた場合に、その後の不利益取扱いの問題がこれは出でまいりますから。

したがつて、せんだつてから外務省の内部の問題いろいろと出でていますけれども、そんなことがずっと隠れたままで、今になつてそんなことが出てくるという、こういう問題があるわけで、程度の問題というお話をございましたけれども、できれば、そうした全体的な視野でこんなことも検討を是非お願いをしてまいりたいと、こう思つています。これは答弁要りません。

続いて、二つ目に、市町村合併について伺つてまいります。

私は、十四日の大臣の所信表明の質疑なりあるいは法案審議で、合併そのものだとかあるいは候補のものを否定をするというつもりはありませんけれども、ただ、市町村合併を認めとむちで強制するようなやり方、この点は大変問題だということで、具体例も挙げて少し批判を申し上げたわけですが、やはり将来に向かつて、その地域の人々がどういう町づくりをやつていくのか、その自主性あるいは自立性というものを是非尊重すべきだというふうに申し上げてまいりました。

そういう立場で、もう少し、残つた問題点だけしてまいりたいと思います。これは若松副大臣に何点か、幾つかお願いをしてまいりますが、いわゆる合併持参金の問題について伺つてまいります。

今、多くの県で、合併支援特別交付金、合併特例交付金、合併推進交付金、合併市町村交付金などという、いろいろと名前がありますけれども、そうした名目で、私流に言わしていただくならば合併持参金とも言うべき根拠のないつかみ金が大盤振る舞いされているんではないか、こういうふうに思います。

国の合併促進策の一環として、多分総務省が音頭を取つておられるんだろうと思いますが、この県からのつかみ金について、総務省は一体何を法的根拠にして裏打ちをし、奨励をされているんでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 今の持参金とかつかみ金とか、私どもにとつて余り聞き慣れぬ言葉をちょっとお使いになつておられるんだどうと思いますが、この市町村合併は、もとより市町村の主体的な取組の下に進められるものと認識しております。さらに、その円滑な推進に当たりましては、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体であります都道府県の果たす役割が大変重要であると、このよう

なつておられます。これが算定根拠のないこういう金を出し、これが国が半額を見していくというのは、これ一体、特別の需要というふうに言えるのかどうか。国はどういう根拠でこれを算定できるのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 都道府県がそれぞれの都道府県内にある市町村合併について、積極的にやつておられる知事もありますし、また消極的な方も現実にいらっしゃいます。

しかし、総務省といたしましては、市町村合併

ていただきました市町村合併の推進についての要綱、これを踏まえた今後の取組、いわゆる指針で

すね、におきまして、都道府県は合併市町村における円滑な行政運営や事業実施を確保するため、

合併市町村の行う事業に対する交付金等の交付などの支援策を講ずることが望まれるということになつております。

なお、この指針でありますのが、自主的な市町村の合併を推進するため、市町村合併特例法第十六条第一項に基づく必要な助言を行つておるということでありまして、是非とも御理解をいただきたいと思います。

○又市征治君 ちょっと余りよく分からないんですけど、いわゆる私流に言わしていただくこの合併持参金、全部が県の一般財源なら、それはその県の独自の政策判断ですからとやかく言うべきことではないかもしません。

しかし、半額を国が地方交付税の特別交付税として裏打ちしているとなれば、大変問題は別と言わざるを得ないわけでありまして、地方交付税法第十五条に、「基準財政需要額の算定方法によつては捕そくされなかつた特別の財政需要があること」、こういう規定がありますけれども、特別交付税そのものをこういう規定に多分基づいてやられておるんだどうと思いませんが、ある県が、はい、一億円を一合併について出しましよう、いや、うちには二億五千万円出しましよう、いや、うちには向こう五年間で五億円ですよ。こういう格好で、何ら算定根拠のないこういう金を出し、これに国が半額を見ていくというのは、これ一体、

特別の需要というふうに言えるのかどうか。国はどういう根拠でこれを算定できるのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 都道府県がそれぞれの都道府県内にある市町村合併について、積極的にやつておられる知事もありますし、また消極的な方も現実にいらっしゃいます。

そういう観点から、平成十三年三月に出されました。

というのは大変重要な施策と認識しております。そのため、そのような市町村合併を主体的に都道府県がやっているということに対しても、これ大変支援する必要がある、そういう認識をしているところであります。

したがいまして、現在、都道府県が自主的に交付する合併の交付金に対して、その特別交付税に関する省令、この法律に、省令に基づきまして、合併市町村を支援するための交付する額に、先ほど委員も御指摘になつた〇・五二分の一の特別交付税措置を講じてゐるところであります。

○又市征治君 億単位のかなり大きい額ですよ。これは必要経費でなく政策的支出ということに今お伺いをしたわけですが、悪く言えば、札束ではほつべたひっぱたくようなものだと言わざるを得ぬわけであります。

で、今年度はまだ、県の歳出予算ベースでいいますと、全体で十四億円ぐらいというふうに聞いています。これが、その半額を持つということで、国特別交付税ベースでいうと、本年度の予算では三億七千五百萬が予算化をされてゐるんだろう、うとおもいます。来年度からは合併期間、十七年度末に掛けては、当然これは十倍とか百倍にも増えていくことになるんだろう、うとおもいます。

交付税は、あくまで地方財源の偏在をなくして均てん化すること、つまり弱小団体でも財政的自立ができるように重点的に配分することが目的なんだろうと思うんです。そうしますと、特別交付税だつてこの原則には違はないはずだろうと思うんですが、だのに、合併しない市町村はこの分け配分が減らされるということになるわけですよ。そうすると、これ自身がやつぱり差別だというふうに声がやつぱりあるわけですよ。

そしてまた、これを除いても、今申し上げた三億七千五百萬を除いても、今年度の予算で言うならば、合併関連の特別交付税は三十億円余り予算措置をとられているわけですが、様々な特典をばらまくという格好に今なつてゐる。

その上に、今申し上げたように、県のつかみ金と、こう申し上げているんですが、ある県は一億円だ、ある県は二億五千万だ、ある県は五億円だと、こういう格好でそれぞれに交付金を出して、これに二分の一を国が特別交付税を出すんですよということになれば、大変な格差はあるいは差別。こんな格好で公平を欠くということになるとんじやないでどうか。

そういう意味では、私は、地方交付税制度の趣旨をゆがめるものとのそりはやつぱり免れないだろうと、こういうふうに言わざるを得ないわけでありまして、この点についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) まず特別交付税であります。これはちょうど今月の三十一日支給される予定となつておりますが、その金額の内容が、たしか先週でしようか、閣議決定がなされたところであります。

御存じのように特別交付税というのは、普通交付税、つまり弱小団体でも財政的自立ができるよう重心的に配分することができるようになっています。

付税というのは極めて画一的な算定方法で金額が決定されておりまして、この普通交付税では捕捉されない特別の財政需要を算定の対象としておりまして、具体的には、特に新潟の豪雪、そいつた、または生活バス路線の運行維持に必要な経費とか、こんな地域的な特別の財政需要を算定の対象としているところであります。

今、委員がお触れになりました都道府県が合併を支援するということになりますが、御存じのように合併といふのもやはり地域事情にかなり差があります。そうすると、これ自身がやつぱり差別だというふうに声がやつぱりあるわけですよ。

そしてまた、これを除いても、今申し上げた三億七千五百萬を除いても、今年度の予算で言うならば、合併関連の特別交付税は三十億円余り予算措置をとられているわけですが、様々な特典をばらまくという格好に今なつてゐる。

ということでありまして、私は、各都道府県に共通のルールで算定しているものでありまして、公平に行わせていただいている、そのように理解しております。

○又市征治君 次に、大臣にお伺いをしたいと思いますが、先日も私、富山県の三十五市町村の例を挙げまして、市町村が分権のためには一番大事だというふうに言つてるのは何といつても財源の問題、特に是非そういう意味では税財源の移譲は非常に強く求めている、これが全国の状況でもあるのではないだろうか、こんなことを申し上げさせていただきました。

大臣は、せんだつての場合に、合併を国の財政支出削減のためなどとは毛頭考えていないと、こういう御答弁をいただいて、削つたものは国だけが助かるんじゃないだと、そんなことを申されたわけですが、やはり是非こうした努力をしつかりやつていただきたいと思うんです。

せんだつても問題になりました福島県の矢祭町の例ですね、ここでもこんなふうにこの宣言の中で言われています。「矢祭町は、常に爪に火をともす思いで行財政の効率化に努力してきたが、更に自主財源の確保は勿論のこと、地方交付税についても、憲法で保障された地方自治の発展のための財源保障制度であり、その堅持に努める。以上宣言する。」というふうに書かれておるのを見させていただきました。

小さな町村にとつては地方交付税制度の堅持とは一体何なのか。大変、そういう意味では、段階補正が改悪されるとか、合併による需要額が切り詰められる、あるいは赤字地方債による補てん、その他現状の中でのやりくりばかりが出されてくるというふうに声がやつぱりあるわけですが、ど持つておられるんじやないか、こういうふうに思ふんですけれども、大臣、改めて、この小さな自治体の言つてみれば税財源の移譲を是非強く求めたいというふうに切実な思い、もつと言つて思ふらば小さな自治体の大きな理想といいますか、こんなことについても感想を是非お聞かせいただきたいと思います。

そこで、我々は合併推進が大きな国策と考えておりますけれども、それはあくまでも実質的な合併で、誘導はいたします、啓蒙はいたします、指導はいたしますけれども、強制はしないと、こういうことで今までやつてまいつております。今後とも是非その努力を続けてまいりたいと。

しかし、その上でいろいろな事情で合併ができるない小規模な町村が残るということもあり得ると思います。その場合、そういう小規模町村の扱いにつきまして、制度的な面であるいは財政的な面でこれも併せて検討する必要があるんではなかろうかと、こういうふうに思つて次第でござります。

○又市征治君 最後に住民投票の問題について指摘をして、時間がありませんので終わりたいと思います。

いずれにいたしましても、合併は新しい自治体を創設するということでありまして、自治の区域の変更ということになつてしまります。合併に際しては、自治体の主権者である住民の自己決定権こそ尊重されなければならないし、住民投票で最終決定すべきだろうというのが我が党の考え方でございます。

今回、住民発議の合併協議会設置案件が議会で否決された場合に限つて住民投票が導入をされることになつておりますけれども、しかしこれ是最終段階で自治体の主権者たる住民が合併そのもののは非を判断するための住民投票とは全く異なる

たいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 矢祭町のお話もこの前お伺いしました。矢祭町は合併はしないと、こいう宣言をされたようですが、何か最近の情報だと、未確認でございますけれども、町民の皆さんにアンケートを取つてみると、そういうことの努力もされているようございますが、税源の移譲は我が省の悲願でございまして、これは経済財政諮問会議その他の強く言つております。是非具体化のための道筋を作つていただきたい、こういふうに思つております。

そこで、我々は合併推進が大きな国策と考えておりますけれども、それはあくまでも実質的な合併で、誘導はいたします、啓蒙はいたします、指導はいたしますけれども、強制はしないと、こういうことで今までやつてまいつております。非具体化のための道筋を作つていただきたい、こういふうに思つております。

そこで、我々は合併推進が大きな国策と考えておりますけれども、それはあくまでも実質的な合併で、誘導はいたします、啓蒙はいたします、指導はいたしますけれども、強制はしないと、こういうことで今までやつてまいつております。非具体化のための道筋を作つていただきたい、こういふうに思つております。

そこで、我々は合併推進が大きな国策と考えておりますけれども、それはあくまでも実質的な合併で、誘導はいたします、啓蒙はいたします、指導はいたしますけれども、強制はしないと、こういうことで今までやつてまいつております。非具体化のための道筋を作つていただきたい、こういふうに思つております。

ものであるとともに、住民から見ると、合併協議会設置後の新しい自治体づくりを行政と議会に白紙委任するものでしかないではないのか、合併促進のための抜け道にはかならないという。こういう批判は依然として消えないわけあります。そういう意味で、先日も申し上げましたけれども、是非、大きな今流れからいますと、本当にやつぱり出口での住民投票による合併の是非を問うというこ道も是非早急に御検討いただきたい、こんな立場で今出されておるものについては残念ながら賛成しかねる、このことを申し上げて、私の討論を終わりたいと思います。

○委員長(田村公平君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について松井君及び宮本君から発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。松井孝治君。

○松井孝治君 私は、ただいま議題となつております地方自治法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表いたしまして、修正の動議を提出いたしました。その内容をお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

まず、修正案の説明を行う前に申し上げたいことがございます。それは、今回、政府が提出した地方自治法等の一部改正案には、性質の全く異なる改正案が混在しているということです。

特に、合併に係る改正は対象法律も市町村合併特例法と別法であり、なぜこの自治法改正と束ねているのか全く理解できません。政府の提出の仕方从根本上問題があると考えます。このような法律案の提出は、国会の審議及び意思表明を阻害するものであり、参議院の審議を軽視するものにはかならず、政府は重大な反省をすべきであります。

本改正案の最大のポイントは、住民訴訟制度における訴訟類型の変更にあります。すなわち、被

告を、首長、職員等の個人から自治体たる機関へと変更することになつております。確かに、現行の四号訴訟については、団体として行つた政策判断の責任まで個人に問われている、一部に乱訴の状況がある、職員等が過度に住民訴訟に反応し行政執行において萎縮する可能性がある、住民訴訟を理由に職員が脅迫される、個人の裁判費用の負担が過大である等、様々な問題があり、これらは実際に地方行政の現場にて奮闘しておられる自治体の首長あるいは職員の皆様にとって大変深刻な問題であると認識しております。

しかし一方で、四号訴訟が談合の防止や不正経理の是正など地方行政の適正化に寄与してきた事実は明らかであります。また、今後、地方分権が進む中で自治体の首長等は大きな権限を有することになり、この執行に関して住民が直接的にチエックできる手段をも確保する必要があると考えております。

加えて、訴訟類型を変更することにより、地方公共団体が有する証拠や資料の提出が停滞する、談合、不正経理問題などに係る被告側の弁護士費用の公費負担の在り方に問題が生じる等の新たな問題が発生することが予想されます。

民主党・新緑風会は、地方分権を最重要政策の一につき掲げておりますが、それは自立した市民によって支えられた地域が、地域としての主権を確立する社会を意味しております。この民主党の理念に照らしたとき、少なくとも現段階において個人を対象とする現行の四号訴訟の類型を変更することには賛成できません。よつて修正案を提出することといたしました。

以下に修正案の概要を御説明申し上げます。

最大の問題点は、政府案にあります四号訴訟の類型変更を削除していることとあります。したがつて、現行四号訴訟の訴訟類型を維持し、結果的に四号訴訟の被告は長又は職員個人のままであります。

その他の、現行四号訴訟の問題点を改善することといたしました。

その第一は、議会が合併協議会の設置を否決し

まず、政策判断を対象とする四号訴訟が数多く見られることから、四号訴訟の対象とならない行為の事例を挙げ、四号訴訟は政策判断を争うものでないことを明確にしております。

次に、代位訴訟の被告の限定を規定しております。すなわち、四号訴訟の被告の対象から非管理職員を除外しております。この除外の關係から、非管理職員が違法な財務会計行為を行い、団体に損害を与えた際に、首長が監査委員の監査を経て、当該職員に対し賠償命令を行う旨の規定を設けております。

また、職員等が職務を遂行するに際し、善意にしてかつ重大な過失がなかつたときの賠償限度額を、職員については年収の四倍、首長の場合は六倍とする旨定めております。

さらに、現在は四号訴訟において長又は職員等が勝訴した場合のみ認められていて、自治体による弁護士費用の負担の範囲を、原告の訴えの取下げ、原告の請求の放棄及び裁判上の和解まで拡大しております。

その他、職員の賠償責任の転嫁、住民訴訟の迅速な処理、住民訴訟に係る地方公共団体の情報提供等を定めております。

以上がこの修正案の概要であります。委員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○委員長(田村公平君) 次に、宮本岳志君。

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方自治法等の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出し、その提案理由及び概要を御説明いたします。

修正案の内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

本修正案を提出する理由は、去る十五日の本委員会での参考人質疑でも明らかになつたように、政府案には重大な問題があり、このまま本会議に上程されて成立することを看過するわけにはいかないからであります。

その第一は、議会が合併協議会の設置を否決し

正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○八田ひろ子君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方自治法等改正案に反対、民主党提出の修正案に賛成の討論を行います。

最初に、今回の地方自治法改正案は、市町村合併特例法の改正案とセットとなっており、本来それぞれ慎重に審議を尽くすべき法案をこうした形で提出することは審議を軽視するものであることを指摘しておきたいと思います。

政府提出の地方自治法等改正案に反対する第一の理由であります。

住民の自治体への直接参政の手段の一つであります住民訴訟制度を改悪するものであるからです。

現行の住民訴訟制度は、住民自治の立場から、自治体に成り代わって住民が損害賠償請求や不当利得返還請求などを長や職員個人を相手に起こすものであります。この現行制度の下では、住民と自治体との敵対関係になることは想定されません。だからこそ、住民自治が保障されます。

ところが、政府案では、訴訟の被告を長や職員個人から自治体の執行機関に変えることで、裁判上、住民の前に自治体が立ちはだかるという対立、敵対関係へと変えてしまうものであります。しかも、自治体は、住民の税金で弁護士を使うことも、職員を業務として裁判に就かせることもであります。現状ですら住民側不利と言われる裁判において、住民側はますますハンディキャップを負うこととなります。

被告を執行機関に変えることによって、自治体保有の資料が裁判で活用できると政府は説明いたします。しかし、本日の審議の中でも示されましたが、都合の悪い資料の存在そのものを含め隠される現実を見るときには、説得力は全くありません。

日弁連の意見書にも、地方公共団体の活動に対

する住民の統制機能を著しく後退させることになります。そこで反対、司法改革フォーラムの提言でも、我が国でようやく根付いた草の根民主主義を一挙に後退させるものであると反対の意見が表明をされており、国会は責任を持つて廃案にすべきものであります。

反対する第一の理由であります。

本来、住民の意向を行政に反映する有効な方法の一つであります住民投票制度を合併促進のためのみ導入しようとしているからであります。

本来、合併は市町村の存廃に係る重大問題であり、合併の是非を住民が判断できる十分な材料を住民に提供した上で、合併そのものについて住民が議会で否決された場合に限定をされています。

住民投票という地方自治を豊かにし、間接民主制を補完する直接民主制の一つの制度が合併推進のためだけに導入される、言わばつまみ食いも同然であり、容認できません。

ところが、政府案は、合併そのものではなく合併協議会の設置に係るもので、しかも協議会設置が議会で否決された場合に限定をされています。

住民投票という地方自治を豊かにし、間接民主制を補完する直接民主制の一つの制度が合併推進のためだけに導入される、言わばつまみ食いも同然であり、容認できません。

なお、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、地方議会における点字投票の導入、緊急時の監査委員による停止勧告制度の導入などの改正につきましては、住民の声を行政に反映させ、また障害者的政治参加を保障することなど、地方自治の発展に資するものでありますので、賛成です。

民主党の修正案につきましては、代位訴訟制度の見直し部分を削除することにつきましては評価をするものであります。提案されている内容について賛同できない部分がありますので、反対であります。

日本共産党提出の修正案は、ただいま説明がありましたように、政府提出法案の欠陥を取り除き、地方自治を豊かにするものであり、賛成であります。

以上で討論を終わります。

○委員長(田村公平君) 他に御意見もないようであります。

ですから、討論は終局したものと認めます。それでは、これより地方自治法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、宮本君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(田村公平君) 少数と認めます。よつて、宮本君提出の修正案は否決されました。

次に、松井君提出の修正案の採決を行います。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 少数と認めます。よつて、松井君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 少数と認めます。よつて、松井君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よつて、松井君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

以上の方針の下に、平成十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十七兆五千六百六十六億円、前年度に比べ一兆七千四百五億円、一・九%の減となっています。以上が平成十四年度の地方財政計画の概要です。一方で、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

また、通常収支における地方財源不足見込額について、国と地方で折半し、国負担分についており、国会は責任を持つて廃案にすべきものであります。

それで、これまで特例地方債の発行により補てんすることを基本としており、地方負担分については特例地方債の発行により補てんすることを基本としつつ、その一部について交付税特別会計借入金により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置するとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

以上の方針の下に、平成十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十七兆五千六百六十六億円、前年度に比べ一兆七千四百五億円、一・九%の減となっています。以上が平成十四年度の地方財政計画の概要です。一方で、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

以上であります。

○委員長(田村公平君) 次に、補足説明を聴取いたします。若松総務副大臣。

○副大臣(若松謙維君) 平成十四年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

地方財政計画の規模は、八十七兆五千六百六十六億円、前年度に比べ一兆七千四百五億円、一・九%の減となっています。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込額は、三十四兆二千五百六十億円で、前年度に対し一兆三千二百四十七億円、三・七%の減少となっています。

また、地方譲与税の収入見込額は、総額六千二百三十九億円で、前年度に対し二億円の増加となつております。

次に、地方特例交付金につきましては、九千三百億円で、前年度に対しても十八億円、〇・二%

の増加となつております。

地方交付税につきましては、平成十四年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれ

ぞれ一定割合の額の合計額十二兆七千三百十八億円から平成九年度及び平成十年度に係る精算額のうち平成十四年度分の精算額八百七十億円を減額した額十二兆六千四百四十八億円に、平成十三年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めることにより平成十四年度に一般会計から計算することとされた額三千三百六億円、国負担分の臨時財政対策加算額三兆千三百二十六億円、交付税特別会計における借入金三兆五千六百四十九億円を加算する措置等を講ずることにより、十九兆五千四百四十九億円を計上いたしました結果、前年度に対し八千四十九億円、四・〇%の減少となつております。

國庫支出金は、総額十二兆七千二百十三億円で、前年度に対し三千五百三十二億円、二・七%の減少となつております。

次に、地方債につきましては、普通会計分の地方債発行予定額は十二兆六千四百九十三億円で、前年度に対し七千三百八十六億円、六・二%の増加となつております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。職員数につきまして、国家公務員の定数削減の方針に準じて定員削減を行うこと等により、全体で一万三千三百九人の減員を見込んでおり、その総額は、二十三兆六千九百四十九億円で、前年度に対し四百八十九億円、〇・二%の増加となつております。

次に、一般行政経費につきましては、総額一兆八千六十八億円、前年度に対し二千七十四億円、一・〇%の増加となつております。このうち国庫補助負担金等を伴うものは九兆五千八百四十六億円で、前年度に対し二千三百七十三億円、終わらしていただきます。

二・五%の増加となつております。

また、国庫補助負担金を伴わないものにつきましては、既定の行政経費を縮減を図る一方、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を行うこととしており、その額は十一兆二千二百二十二億円で、前年度に対し二百九十九億円、〇・三%の減少となつております。

公債費は、総額十三兆四千三百十四億円で、前年度に対し六千四百十三億円、五・〇%の増加となつております。

維持補修費は、総額一兆百二十四億円で、前年度に対し四十一億円、〇・四%の減少となつております。

投資的経費は、総額二十四兆五千九百八十五億円で、前年度に対し二兆五千七百二十億円、九・五%の減少となつております。このうち、直轄・補助事業につきましては、八兆八千四百八十五億円で、前年度に対し八千二百二十億円、八・五%の減少となつております。

地方単独事業につきましては、國の公共投資関係費と同一の基調により前年度に比し一〇%を減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業の創設などにより、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的、効率的に推進することとし、十五兆七千五百億円を計上しております。

公営企業繰り出し金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配慮し、総額三兆一千百七十七億円を計上しております。

このうち、企業償償還費普通会計負担分は、二兆二千三百三十三億円で、前年度に対し五百十一億円、二・四%の増加となつております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上しております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらしていただきます。

○委員長(田村公平君) 以上で説明の聽取は終わりました。

○委員長(田村公平君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

投資的経費は、総額二兆五千九百八十五億円で、前年度に対し二兆五千七百二十億円、九・五%の減少となつております。このうち、直轄・補助事業につきましては、八兆八千四百八十五億円で、前年度に対し八千二百二十億円、八・五%の減少となつております。

地方単独事業につきましては、國の公共投資関係費と同一の基調により前年度に比し一〇%を減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業の創設などにより、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的、効率的に推進することとし、十五兆七千五百億円を計上しております。

公営企業繰り出し金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配慮し、総額三兆一千百七十七億円を計上しております。

このうち、企業償償還費普通会計負担分は、二兆二千三百三十三億円で、前年度に対し五百十一億円、二・四%の増加となつております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上しております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらしていただきます。

その三は、固定資産税についての改正であります。

固定資産税につきましては、納税者が自分の土地又は家屋の価格と他の土地又は家屋の価格とを比較できるよう縦覧制度の改正を行ふ等の措置を講ずることとしております。

その四是、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、徴収猶予を受けている者が当初の事業計画を変更した場合や土地を譲渡した場合に徴収猶予が継続する等の特例措置の適用要件を緩和する等の措置を講ずることとしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充及び住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件の緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行つとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行ふ必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、都道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化

に当たり、申告事務の負担軽減に資するため、一定の場合に申告を不要とする等の措置を講ずることとしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅用地に係る税額の減額措置の適用要件を緩和する等の措置を講すこととしております。

まず、平成十四年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に法定加算額三千三百六億円、臨時財政対策のための特別加算額三兆千三百二十六億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金三兆五千六百四十九億円及び同特別会計における剰余金四千八百億円

を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千六百八十九億円及び同特別会計借入金償還額三百九十一億円を控除した額とすることとしております。

また、平成十六年度から平成三十年度までの間における国的一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとしております。

次に、平成十四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、臨時財政対策債償還費を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

○委員長(田村公平君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案の補足説明につきましては、理事会において、本日の会議録の末尾に掲載することとしたしました。

両案に対する質疑は後日に議ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

〔参考〕

地方自治法等の一部を改正する法律案に対する修正案(松井孝治君提出)

第一条中第二百四十九条の三の改正規定を次のようにより改める。

第一項第二百四十二条の二の改正規定を次のようにより改める。

「同条第四項に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「行なわ

ない」を「行わない」に、「次の各号に」を「次に」に改め、ただし書を削り、同項第四号中「行なう当該職員」を「行う当該職員(管理又は監督の地位にある職員として条例で定める職員(以下「管理職員」という。))に限る。」に改め、同條第八項中「場合」の下に「又は同号の規定による訴訟が訴えの取下げ、請求の放棄若しくは裁判上の和解により完結した場合」を加え、「普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が訴訟外で当該訴訟を提起した者の請求に係る損害賠償又は不当利得の返還を行つた場合は、この限りでない。

第二百四十二条の二第八項を同條第十三項とし、同條第七項中「第一項第四号」を「第一項に改め、「場合」の下に「又は同項の規定による訴訟が請求の認諾若しくは裁判上の和解により完結した場合」を加え、「普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、同項を同條第十項から前項までに改め、同項を同條第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 普通地方公共団体は、第一項の規定による訴訟が提起されたときは、当該訴訟の当事者が必要とする情報の提供に努めなければならぬ。

第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

9 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

11 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

12 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

13 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

14 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

15 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

16 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

17 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

18 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

二 地方公共団体が出資等をしている団体の事業の継続等に必要な補助金その他の財政的援助で、正当な理由に基づくもの

三 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務に係る正当な公金の支出

四 前三号に掲げるもののほか、職員の正当な職務の執行に係る行為又は事実

裁判所は、第一項の規定による訴訟が迅速に行われるよう努めなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、職員の規定による改正規定を削る。

第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

五 第一項前段の職員で現金を保管しているもの当該現金の亡失に関する賠償責任は、当該職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任の原因となる行為又は事実があつた日の属する年ににおいて、当該職員が当該普通地方公共団体から支給を受けた次の各号に規定する給与の額の合計額に四を乗じて得た額を限度とする。

一 当該普通地方公共団体から退職手当以外の給与の支給を受けた場合には、当該給与の額の合計額(当該年において当該給与の支給を受けていない期間があるときは、当該給与の額の合計額を当該給与の支給を受けた期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額)

二 当該普通地方公共団体から退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の額を当該退職手当の算定の基礎となつた在職年数で除して得た額

三 第二百四十三条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、職員(管理職

員を除く。)が、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して第一号から第五号までに掲げる行為をしたこと又は第三号若しくは第六号に掲げる行為を怠つたこと(以下この条及び次条において「財務会計上の違法な行為等」という。)により普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

#### 一 公金の支出

#### 二 財産の取得又は処分

#### 三 財産の管理

#### 四 契約の締結又は履行

#### 五 債務その他の義務の負担

#### 六 公金の賦課又は徴収

第一条中第二百四十三条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二百四十三条の二の次に次の二条を加える。

第二百四十三条の二の二 前条第五項の規定は、財務会計上の違法な行為等に関する管理職員の民法の規定による賠償責任(職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、財務会計上の違法な行為等に関する管理職員の民法の規定による賠償責任(職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、財務会計上の違法な行為等について準用する。この場合において、同項中「四を乗じて得た額」とあらるの)は、「四を乗じて得た額(当該職員が普通地方公共団体の長である場合にあつては、当該合計額に六を乗じて得た額)」と読み替えるものとする。

第一条中第三百十四条の改正規定を次のように改める。

第三百十四条第一項中「第二百四十三条の二第一項から第五項まで及び第九項」を「第二百四十三条の二第一項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三条の二の二」に改める。附則第四条中「第二百四十二条の三及び第二百四十三条の二」を削り、「同法第二百四十二条の二」に改める。附則第五条を次のように改める。(職員の賠償責任に関する経過措置)

#### 第五条 施行日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任について

職員の賠償責任については、第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二及び第二百四十三条の二の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。附則第十三条中第三十四条の改正規定を次のように改める。

第三十四条中「地方自治法第二百四十三条の二の下に「及び第二百四十三条の二の二」を加え、「同条第一項」を「同法第二百四十三条の二第一項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二第四項」に、「書き」を「書き」に、「同条第七項」を「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第十一項に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改める。

附則に次の二条を加える。  
(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 施行日前の事実に基づく地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任については、第一条の規定による改正後の地方公営企業法第三十条において準用する第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二及び第二百四十三条の二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

完結した場合」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が訴訟外で当該訴訟を提起した者の請求に係る損害賠償又は不当利得の返還を行つた場合は、この限りでない。

第二百四十二条の二第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項」に

改め、「場合」の下に「又は同項の規定による訴訟が請求の認諾若しくは裁判上の和解により完結した場合」を加え、「普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前四項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

第二百四十二条の二に次の二項を加える。

10 普通地方公共団体は、第一項の規定による訴訟が提起されたときは、当該訴訟の当事者が必要とする情報の提供に努めなければならぬ。

第一条中第二百四十二条の二の次に一条を加える改正規定を削る。  
第一条中第二百四十三条の二の改正規定を次のように改める。  
第二百四十三条の二第三項ただし書を削り、同条第四項中「前項本文」を「前項」に、「書き」を「書き」に改め、同条第五項中「第三項本文」を「第三項」に改め、同条に次の二項を加える。  
(職員の賠償責任の転嫁)

第二百四十三条の二の二 職員は、その上司から法令の規定に違反すると認められる行為をするとの要求を受けたときは、その理由を明瞭にし、当該上司にその行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。

2 職員が前項の規定によつて意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司が当該職員に對し同一の行為をすべき旨の要求をした場合において、当該行為をしたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによつて生じた賠償責任は、その要求をした上司が負うものとする。

第一条中第三百十四条第一項の改正規定を次の二項と、「職員」とあるのは「上司」と、「行下げ、請求の放棄若しくは裁判上の和解により

ように改める。

第三百四十四条第一項中「第九項」の下に「、第

二百四十三条の二の二」を加える。

第二条のうち第三条の改正規定中「次条第十八項又は第四条の二第二十七項」を「次条第九項又は第四条の二第二十一項」に改める。

第二条中第四条の改正規定及び第四条の二の改正規定を次のように改める。

第四条第一項中「市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」を「選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者)」とし、同条第八項から第十二項まで

「第六項」に改め、「結果を」の下に「、速やかに」

を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の

次に次の二項を加える。

7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定

により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、第一項の

代表者に意見述べる機会を与えないなければならない。

8 第二条のうち第五条の改正規定中「第四条第

八項又は前条第二十七項」を「第四条第九項又は前

条第十一項」に改める。

第二条中第五条の改正規定の次に次の改正規定

を加える。

第五条の二を第五条の二の二とし、第五条の

次に次の二項を加える。

(住民投票)

第五条の二 市町村の合併について地方自治法

第七条第一項の規定による申請をしようとするときは、市町村の長は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、選

挙権を有する者は、政令で定めるところによ

り、選挙権を有する者の総数をそれぞれ次の表の上欄に掲げる数に区分してそれぞれの数

に同表の下欄に掲げる割合を乗じて計算した

数を合算して得た数以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該市町村の選挙管理

委員会に対し、市町村の合併について選挙人

の投票に付するよう請求することができる。

3 前項の請求は、第一項の規定による公示が

あつた日から政令で定める期間を経過したと

五十万人以下の数

五十万人を超える百万人以下の数

百万人を超える数

百分の二十

百分の十五

百分の十

きは、することができない。

4 第二項の規定による請求があつたときは、

五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)と「を」を加える。

5 前項の規定による投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちに、これを第二項の代表者並びに市町村の長その他の執行機関及び議会に通知するとともに、公表しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた市町村の長その他の執行機関及び議会は、第四項の規定による投票の結果を尊重しなければならない。

7 第二条のうち第十九条の改正規定中「第四条の二第三十項」を「第四条の二第二十四項(第五条の二第二項)に、「同条第三十項」を「第四条の二第二十一項若しくは第四条の二第二十五項」を「第五条の二第二項」に、「同条第三十一項」を「第四条の二第二十五項(第五条の二第二十八項)において準用する場合を含む。」に改める。

8 第二条のうち第十九条の改正規定中「第四条の二第二十四項又は第十五項の規定は、第二項の規定により合算して得た数又は同項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第四条の二第二十四項中「同法第七十四条第六項から第八項まで」とあるのは「同法第七十四条第七項及び第八項」と読み替えるものとする。

9 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、第四項の規定による投票について準用する。

10 第四項の規定による投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙とともにこれを行うことができる。

第二条のうち第十七条の改正規定中「第十一条第二項」を「おいて」の下に「、第五条の二第一項中「地方自治法第二百八十二条の四第一項」とあるのは「地方自治法第二百八十二条の三及び第二百四十三条の二」を削り、「同法第二百四十二条の二第二項」を「同条第一項」に、「第一条の規定による改正前の地方自治法」を「旧地方自治法」に改める。

附則第五条を次のように改める。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第五条 施行日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新地方自治法第二

百四十三条の二及び第二百四十三条の二の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則第六条の前の見出し及び同条を削り、附則第七条を附則第六条とし、同条の前に見出しとして(合併協議会設置の請求に関する経過措置)を付し、附則第八条を附則第七条とし、附則第九条

を附則第八条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

する。

(住民投票に関する経過措置)

第九条 市町村の選挙管理委員会は、施行日前の直近の公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数に基づき新合併特例法第五条の二第二項の規定により合算して得た数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

附則第十三条中第三十四条の改正規定を次のように改める。

第三十四条中「地方自治法第二百四十三条の二」の下に「及び第二百四十三条の二の二」を加え、「同条第一項」を「同法第二百四十三条の二第一項」に、「きき」を「聴き」に改める。

附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十条から附則第十二条までを一条ずつ繰り下げ、附則第九条の次に次の二条を加える。

第十条 新合併特例法第五条の二の規定は、施行日の前日までに地方自治法第七条第五項の規定により関係のある普通地方公共団体の議会のいすれもが同条第一項の申請について議決をしていない場合について適用し、同日までに同条第五項の規定により関係のある普通地方公共団体の議会のいすれかが同条第一項の申請について議決をした場合には、なお従前の例による。

附則第十条の二の二及び第二百四十三条の二の二の二の二に改める。

附則第十一条第三項中「並びに第二百四十三条の二」を「、第二百四十三条の二並びに第二百四十三条の二の二」に改める。

(地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第十七条 地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四十七号)の一部を次のように改めることとする。

附則第三条中「第四条第十四項若しくは第四条の二第二十一項」を「第五条の二第四項」に、「第四条の二第三十三項」を「第五条の二第十項」に改める。

に供する不動産に係る非課税措置、軽自動車検査協会が業務の用に供する不動産に係る非課税措置、都道府県職業能力開発協会が業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止し、次に御説明いたします第三百四十九条の三において課税標準の特例措置を講じようとするものであります。さらに、日本鉄道建設公団が地方鉄道新線を建設するために取得した一定の土地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

第七十三条の十四の改正は、土地改良法緑資源公団法で準用する場合を含む。の規定に基づき土地を取得すること

が適当と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

が適當と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

が適當と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

が適當と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

が適當と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

が適當と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

が適當と認める者が取得する換地について、当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例

法の規定に基づき土地を取得すること

合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る非課税措置を廃止し、次に御説明いたします第三百四十九条の三において課税標準の特例措置を講じようとするものであります。さらに、日本鉄道建設公団が地方鉄道新線を建設するために取得した一定の土地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

第三百四十九条の三の改正は、鉄道事業者等が事業の用に供する送電施設の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止するとともに、電気事業者に係る電変電所の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行い、第三百四十八条におきまして廃止いたしました農業協同組合等が所有し、かつ有線放送電話業務の用に供する償却資産について課税標準をその価格の六分の一とする特例措置及び通信・放送機器が所有し、かつ、基盤技術研究円滑化法に規定する業務の用に供する償却資産について課税標準を最初の五年度間はその価格の三分の一、その後五年度間はその価格の三分の一とするとともに、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用償却資産に係る課税標準の特例措置について、対象に機構が所有し、かつ、基盤技術研究円滑化法に規定する業務の用に供する償却資産を加え、小型船舶検査機構の業務用固定資産に係る課税標準の特例措置について、対象に登録測度業務の用に供する固定資産を加えようとするものであります。

第三百四十九条の三の改正は、市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合には、課税明細書を納期限の十日前までに納税者に交付しなければならないこととします。

第三百四十九条の三の改正は、農業協同組

ものであります。

第三百八十二条の二の改正は、市町村長は、納稅義務者その他の者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産について記載されている

部分を閲覧に供しなければならないこととしようとするものであります。

第三百八十二条の三の改正は、納稅義務者その他の者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産に関する固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付しなければならない

こととしようとするものであります。

第三百八十七条の改正は、納稅義務者に対する固定資産課税台帳の閲覧は、土地名寄せ又は家屋名寄せの閲覧の方法によることとしようとするものであります。

第三百八十九条の改正は、道府県知事に対する固定資産課税台帳の閲覧は、土地名寄せ又は家屋名寄せの閲覧の方法によることとしようとするものであります。

第三百八十九条の改正は、市町村長による価格等の決定期限を三月三十一日としようとするものであります。

第四百十条の改正は、市町村長による価格等の決定期限を三月三十一日とするとともに、市町村長は、価格等を決定した場合においては、遅滞なく、地域ごとに標準的な価格を記載した書面を登録しなければならないこととしようとするものであります。

第四百十一条の改正は、市町村長は、一般の閲覧に供しなければならないこととしようとするものであります。

第四百九条の改正は、市町村長は、道府県知事の勧告を受けて固定資産の価格等を修正して固定資産課税台帳に登録した場合には、直ちに、その旨を公示しなければならないこととするとともに、

土地又は家屋の価格等を登録した場合には、直ちに、その旨を公示しなければならないこととします。

第四百五十五条の改正は、市町村長は、毎年三月三十一日までに、固定資産税を課すことができる土地及び家屋について、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならないこと

とするとともに、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録によつて行なうことができることとしようとします。

第四百十六条の改正は、市町村長は、当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は

家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較できるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、土地価格等縦覧帳簿を土地に対して課する固定資産税の納稅者の縦覧に、家屋価格等縦覧帳簿を家屋に対して課する固定資産税の納稅者の縦覧に供しなければならないこととしようとするものであります。

第四百十七条の改正は、市町村長は、固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日以後において登録された価格等に重大な錯誤があること等を発見した場合においては、直ちに価格等の修正等をして、これを固定資産課税台帳に登録しなければならないこととしようとするものであります。

第四百七十二条の改正は、市町村長は、固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日以後において定められた観光振興地域において定められた観光振興地域において新增設された特定民間観光関連施設の敷地の用に供する土地、同法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において新增設された特定民間観光関連施設の敷地の用に供する土地、同法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において新增設された一定の情報通信産業用設備又は情報通信技術利用事業用設備に係る建物の敷地の用に供する土地、同法に規定する産業高度化地域において新增設された一定の製造業等用設備又は産業高度化事業用設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地、同法に規定する自由貿易地域又は特別自由貿易地域において新增設された一定の製造業等用設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地、同法に規定する金融業務特別地区において新增設された一定の金融業務用設備に係る建物の敷地の用に供する土地及び同法の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法に規定する承認経営革新計画に従つて実施される経営革新等の用に供す

るものであります。するものであります。

第三百八十三条の改正は、固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間を、当該日後六十日までの間等としようとするものであります。

第三百八十四条の改正は、沖縄振興特別措置法の制定に伴い、沖縄振興開発特別措置法の規定に基づく非課税措置を廃止したうえ、沖縄振興特別措置法に規定する離島において宿泊施設等の敷地の用に供する土地、同法に規定する同意観光振興計画において定められた観光振興地域において新增設された特定民間観光関連施設の敷地の用に供する土地を加えようとするものであります。

第三百八十五条の改正は、沖縄振興特別措置法の規定による事業所等の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を講ずるとともに、マンション建設事業によって新築される施行再建マンションで事業所等の用に供するものに対する新增設に係る事業所税の非課税措置を講じるほか、所要の規定を整備するものであります。

第三百八十六条の改正は、附則の改正であります。

第三百八十七条の改正は、第七百一条の三十四の改正は、沖縄振興特別措置法に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される経営基盤強化事業の用に供する土地を加えようとするものであります。

第三百八十八条の改正は、附則の改正であります。

第三百八十九条の改正は、附則第三条の三の改正は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十六万円(現行三十二万円)を加算した金額)以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないようとしようとするものであります。

第三百九十条の改正は、附則第九条の二の改正は、沖縄電力株式会社が行う電気供給業に係る標準税率の特例措置の適用期限を五年間延長しよ

るものであります。するものであります。また、自然公園法に基づき締結された風景地保護協定において定められた風景地保護協定区域内の土地に係る非課税措置を講じようとするものであります。さらに、公害防止用設備の用に供する土地に係る非課税措置について、対象に土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による土壤の汚染を除去するための施設の用に供する土地を加え、小型船舶検査機構の業務用土地に係る非課税措置について、対象に登録測度業務の用に供する土地を加えようとするものであります。

第三百九十二条の改正は、沖縄振興特別措置法の規定による事業所等の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を講ずるとともに、マンション建設事業によって新築される施行再建マンションで事業所等の用に供するものに対する新增設に係る事業所税の非課税措置を講じるほか、所要の規定を整備するものであります。

第三百九十三条の改正は、附則の改正であります。

第三百九十四条の改正は、附則の改正であります。

第三百九十五条の改正は、附則の改正であります。

第三百九十六条の改正は、附則の改正であります。

第三百九十七条の改正は、附則の改正であります。

第三百九十八条の改正は、附則の改正であります。

第三百九十九条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百一条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百二条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百三条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百四条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百五条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百六条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百七条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百八条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百九条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十一条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十二条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十三条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十四条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十五条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十六条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十七条の改正は、附則の改正であります。

第三百一百十八条の改正は、附則の改正であります。

うとするものであります。

五十五ページ 附則第十条の改正は、保安林整備臨時措置法に規定する民有林野と国有林野との交換により新たに取得する土地に係る

非課税措置、民間都市開発の推進に関する特別措置法の規定により日本電信電話株式会社の株式の売却収入を活用して第

三セクターが取得する一定の不動産で國又は地方公共団体に無償譲渡されるものに係る非課税措置、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に規定する承

継銀行が内閣総理大臣の決定を受けて行う被管理金融機関の営業又は事業の譲受けにより取得する不動産に係る非課税措

置、保険業法に規定する承継保険会社が保険契約者保護機構の決定を受けて行う破綻保険会社の保険契約の移転に係る移

転契約に基づき取得する不動産に係る非課税措置及び保険業法に規定する協定銀

行が協定の定めにより保険契約者保護機

構の委託を受けて行う破綻保険会社、協

定承継保険会社又は清算保険会社の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の二の改正は、新築特例適用住宅用土地に係る減額措置に係る土地取得後の住宅取得までの経過年数要件を

三年以内に緩和する特例措置について適用対象となる要件の緩和を行うものであります。

五十五ページ 附則第十一条の二の改正は、新築特例適用住宅用土地に係る減額措置に係る土地取得後の住宅取得までの経過年数要件を

三年以内に緩和する特例措置について適用対象となる要件の緩和を行うものであります。

五十六ページ 附則第十一条の改正は、国行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えないときは、価格から控除する額を当

該補助相当額の五分の四としたうえ、そ

の適用期限を二年延長し、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて

取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が国行

政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けている場合で当該補助の額が当

該貸付けの額を超えるときは、価格から控除する額を当該貸付け相当額の五分の

四とし、農業振興地域の整備に関する法

律の規定による市町村長の勧告等によつて取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年

延長し、集落地域整備法に規定する交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置を廃止し、農林漁業経営団体が取

得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額を価格の三分の一

(現行五分の二)としたうえ、その適用期限を二年延長し、空港周辺整備機構が取

得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する土地に係る課

税標準の特例措置の適用期限を三年延長し、不動産特定共同事業契約(匿名組合型)により事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措

置及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する鉄軌道事業者が特定

事業計画に基づき既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、信用漁業協同組合連合会が

税標準の特例措置、民間都市開発推進機構が取得する事業見込地に係る課税標準の特例措置、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき国立病院

等の移譲等を受ける者が当該移譲等により取得する不動産に係る課税標準の特例措置及び河川法に規定する高規格堤防の

整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていった家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の

上に取得する代替家屋に係る課税標準の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えないときは、価格から控除する額を当

該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じ、軽自動車検査協会が業務の用に供する不動産の取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の一に相当する額を価格か

れ控除する課税標準の特例措置を講じ、

高压ガス保安協会が業務の用に供する不動産の取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動

産の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じ、マンション建替事業により一定の從

前居住者が取得する施行再建マンションの敷地の用に供する土地(住宅の用に供するものを除く。)又は売渡し請求を受け

て区分所有権及び敷地利用権を売り渡したもの等が取得する施行マンション内で

定計画に記載された交換により、隣接土地の所有者が事業区域外の土地で認定事業者が所有するものを取得した場合の当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を三年延長し、不動産特定共同事業契約(匿名組合型)により事業者が取得する

もののを除く。)について、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたとき限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課

税標準の特例措置を講じようとするもの

するものを除く。)について、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたとき限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課

有資産所在市町村納付金に係る特例措置の適用があつた償却資産に係る課税標準の特例措置について見直しを行おうとするものであります。また、農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産、公害防止用設備、公共の危害防止のために設置する構築物、介護老人保健施設の開設許可を受けた者が取得した一定の介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産、遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備、大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において取得された地震防災対策の用に供する償却資産、食品流通構造改善促進法に規定する構造改善計画に基づき取得される機械及び装置、アクセス管理者が不正アクセス行為を防御するための用に供する一定の電気通信設備、一般と畜場の設置者が取得した獸畜の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る課税標準の特例措置を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。加えて、外貿埠頭公社が取得した一定の特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さて、外貿埠頭公社が取得した一定の特定用途港湾施設について特例率を見直し、一定の施設について特例率を拡充したうえ、その適用期限を二年延長し、輸入の促進又は流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る課税標準の特例措置について、港湾上屋の設置主体に港湾運送事業者等に利用させるための港湾上屋を建設することを目的として設立された法人を追加したうえ、その適用期限を二年延長し、鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置について、緊急に整備する必要がある一

(八十九ページ) 定の償却資産については特例率を拡充するとともに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、対象に家屋を追加し、都市計画税の課税標準をその価格の二分の一としたうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、外国貿易用コンテナー、国内航空機、救急病院等の開設者が取得した一定の救急医療用機器、廃棄物再生処理用設備、日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の車両、卸売市場機が行う基盤整備事業により北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、見直しを行つたうえ、その適用期限を五年延長するとともに、旧日本国有鐵道清算事業団又は日本鐵道建設公司が直接その本来の事業の用に供する一定の家屋及び償却資産、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通特定事業計画に従つて実施される事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋又は償却資産、鉄道事業者等が取得する新造車両で高齢者、身体障害者等の利用の円滑化に資する一定の構造を有する車両並びに鉄道施設の貸付けを行う一定の法人が政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受けける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産及び国際船舶に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年、それぞれ延長しようとするものであります。

(九十六ページ) 附則第十五条の三の改正は、固定資産税の課税明細書の記載事項の特例を講じようとするものであります。 附則第十六条の改正は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置を見直し、新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置を二年延長するとともに、固定資産税の課税明細書の記載事項の特例を講じようとするものであります。

(九十七ページ) 附則第三十二条の改正は、幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき取得する沿道地区計画の区域内にある一定の土地に對して課する特別土地保有税の非課税措置を講じようとするものであります。

(九十八ページ) 附則第十五条の二の改正は、日本国有鐵道に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年、それぞれ延長しようとするものであります。 附則第十六条の二の改正は、幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき取得する沿道地区計画の区域内にある一定の土地に對して課する特別土地保有税の非課税措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。

(九十九ページ) 附則第十七条の改正は、運輸施設整備事業団が造船業構造転換業務の用

に供する土地に係る非課税措置を講じるとともに、空港周辺整備機構が取得する土地で航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する

土地、民間都市開発推進機構が土地取得業務の用に供する土地、沿道整備推進機構が取得する土地で道路交通騒音による障害の防止等に有効に利用できる土地及び中心市街地整備推進機構が取得する土地で中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

#### 附則第三十一条の三の二及び附則第三百四十八条

十一条の三の三の改正は、土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、平成十三年四月一日において徴収猶予を受けていれる者に限り適用する要件を廃止するともに、当該譲受者又は当該事業計画を変更した者が恒久的な建物、施設等の用に供する土地として使用し、又は使用せられる場合もその対象としようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、国行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を二年延長し、一定の低燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置の適用期限を一年延長し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内外において一定の自動車を完全廃車して最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合の税率の特

例措置と、一定の低燃費自動車に係る課税標準の特例措置との重複適用措置を廃止し、平成十三年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る

税率は、現行税率から、平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日までの間に取得されるものについては百分の一を、平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日までの間に取得されるものについては百分の〇・一を、それぞれ控除した率としようとするものであります。

#### 附則第三十二条の三及び第三十二条の百四十八条

四の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものであります。まず、中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物に対する事業に係る事業所税のうち資産割の非課税措置を廃止し、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に規定する特定周辺整備地区において整備される特定施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするとするものであります。次に、総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置の適用期間を基本構想の承認の日から十六年とするとともに、中小小売商業振興法に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される公衆の利便を図るために施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び沖縄振興開発特別措置法に規定する自由貿易地域又は特別自由貿易地域において一定の事業者が整備する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置に規定する一定の施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置を廃止しようとするものであります。次に、地方拠点都市地域の

整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する新增設に係る事業所税の非課税措置について、その適用期間を基本計画の承認の日から十一年としたうえ、変更同意の期限を二年延長するとともに、中小企業流通業務効率化促進法に規定する流

通業務効率化事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置について、適用対象となる組合の認定期限を二年延長しようとするものであります。また、大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置について、整備計画の変更同意の期限を二年延長するとともに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に規定する認定建築物に設置される特定施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設及び同法に規定する産業振興地域において設置される一定の情報通信産業の用に供する施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積から二分の一に相当する面積を五年間控除する特例措置を講じようとするものであります。次に、中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積から四分の三に相当する面積を控除する特例措置を講ずるとともに、北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が本来の事業の用に供する一定の施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止したうえ、資産割の課税標準の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。また、専ら公衆の利用を目的として第一種電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者

ともに、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

百二十ページ 附則第三十二条の七から第三十二条の九までの改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとをするものであります。まず、沖縄振興開発特別措置法に規定する自由貿易地域において一定の事業者が整備する一定の施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置を廃止し、沖縄振興特別措置法に規定する同意

観光振興計画において定められた観光振興地域において設置される特定民間観光関連施設、同法に規定する同意情報通信

産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設及び同法に規定する産業振興地域において設置される一定の情報通信産業の用に供する施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積から二分の一に相当する面積を五年間控除する特例措置を講じようとする施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積から二分の一に相当する面積を五年間控除する特例措置を講じようとするものであります。次に、中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積から四分の三に相当する面積を控除する特例措置を講ずるとともに、北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が本来の事業の用に供する一定の施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止したうえ、資産割の課税標準の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。また、専ら公衆の利用を目的として第一種電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者

が事業の用に供する一定の施設に対する事業に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

<sup>(百三十六ページ)</sup>附則第三十四条の改正は、平成十六年度までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額八千円超の部分の九%（道府県民税三%、市町村民税六%）の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を七・五%

（道府県民税二%、市町村民税五・五%）としよとするものであります。

<sup>(百四十九ページ)</sup>附則第三十五条の二から第三十五の二の六までの改正は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、証券業者に特定口座を有する場合の当該特定口

座に係る株式等の譲渡による所得の計算について、特定口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と、それ以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分し、また、特定口座に

おいて処理した信用取引に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とそれ以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とをその者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された上場株式等取引報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出することとするほか、前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得以外の所得を有する者

しなかつた者、前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつた者並びに前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得及び公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者については、道府県民税及び市町村民税の申告書を提出することを要しないものとしようとするものであります。

<sup>(百五十四ページ)</sup>附則第三十八条の改正は、民間事業者に係る不動産取得税及び固定資産税の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に係る不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置並びに当該施設の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止するほか、所要の規定を整備するものであります。

<sup>(百五十九ページ)</sup>附則第三十九条の改正は、固定資産税の課税明細書の記載事項の特例を講じようとするものであります。

<sup>(百六十六ページ)</sup>改正法附則第十六条による改正は、森林開発公団法の一部を改正する法律について、緑資源公団が旧農用地整備公団から引き継いだ換地計画において緑資源公団が土地を取得することが適當と認める者が取得する換地について当該換地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除することとする経過措置を講じようとするものであります。

以上でございます。

<sup>(百六十五ページ)</sup>第七十二条の二十五第五項中「並びに貸借対照表」を「貸借対照表」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

<sup>(百六十六ページ)</sup>第七十二条の二十六第四項中「並びに当該期間」を「当該期間」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

<sup>(百六十七ページ)</sup>第七十二条の二十六第二項中「過誤納金」を「還付金又は過誤納金」に改める。

<sup>(百六十八ページ)</sup>第七十三条の四第一項中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十四号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、第二十三号を削り、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号の二を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十七号を第二十二号とし、第十八号を削り、第十号を第十九号とし、第十四号を削り、第十五号を第十八号とし、第十二号の二を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

第二十四条第五項及び第五十二条第二項第三号を削り、「第四十二条の六第六項、第十第五項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第二十六条項を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を

第十三号とし、第九号の二を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の三を第十号とし、第八号の二を第九号とし、第七号を削り、第六号を

第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第七十三条の十四に次の二項を加える。

第七号とし、第五号の二を第六号とする。

の施行に伴い」に改め、「市街地再開発組合」に関しては「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、住宅街区整備組合に関しては「及び「市街地再開発組合」と、市街地再開発組合に関する項を削り、同項を同条第十項とし、同条第二項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2 前条第二項から第五項までの規定は、市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地六月以内」とあるのは「当該市街地再開発組合」と読み替えるものとする。

3 道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下本項から第八項までにおいて「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

6 前条第二項から第五項までの規定は、再開発

7 会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発会社」と読み替えるものとする。

8 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用

又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下本項及び次項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第一百八条の二十第一項の規定による公施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他政令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

9 取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

10 第三百四十九条の三第一項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十三項中「附則第二十三条第八項」を「昭和六十一年法律第九十二号」附則第六十三条第八項に改め、同条二十四項中「石油代替エネルギー」の開発及び導入の促進に関する法律」の下に「（昭和五十五年法律第七十一号）」を加え、「又はエネルギー」の使用の合理化に関する法律第二十二条の二第二号」を「エネルギー」の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十二条の二第一号又は基盤技術研究開発法（昭和六十年法律第六十五号）第四十七条の六第一号」に改め、同条第二十六項中「農業機械化促進法」の下に「（昭和二十八年法律第二百五十二条）」を加え、同条第三十項中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第三十六項中「高压ガス保安法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四号）」を加え、同条第三十七項中「又は送電施設」及び「当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては」を削り、「五分の二の額」の下に「とし」を加え、「しかし、当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の六分の五の額」を削り、同条に次の二項を加える。

11 第三百四十九条第七項及び第三百十二条第三項第三号中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。  
12 第二百九十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

13 第二百九十四条第七項及び第三百十二条第三項事業の施行に伴い都市再開発法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日同一項第三号の建築施設の部分（以下本項及び次項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日同一項第一項に規定する譲受發会社」と読み替えるものとする。

14 前条第二項から第五項までの規定は、再開發会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該

十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

15 第三百四十八条第二項第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

第三百四十八条第二項第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

第三百四十九条の三第一項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十三項中「附則第二十三条第八項」を「昭和六十一年法律第九十二号」附則第六十三条第八項に改め、同条二十四項中「石油代替エネルギー」の開発及び導入の促進に関する法律」の下に「（昭和五十五年法律第七十一号）」を加え、「又はエネルギー」の使用の合理化に関する法律第二十二条の二第二号」を「エネルギー」の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十二条の二第一号又は基盤技術研究開発法（昭和六十年法律第六十五号）第四十七条の六第一号」に改め、同条第二十六項中「農業機械化促進法」の下に「（昭和二十八年法律第二百五十二条）」を加え、同条第三十項中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第三十六項中「高压ガス保安法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四号）」を加え、同条第三十七項中「又は送電施設」及び「当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては」を削り、「五分の二の額」の下に「とし」を加え、「しかし、当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の六分の五の額」を削り、同条に次の二項を加える。

16 第三百四十九条第七項及び第三百十二条第三項第三号中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。

17 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

18 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

19 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

20 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

21 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

22 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

23 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

24 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

25 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

26 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

27 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

28 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

29 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

30 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

31 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

32 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

33 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

34 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

35 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

36 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

37 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

38 第三百二十二条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

39 農業協同組合法及び森林組合法による組合並びに業協同組合法及び有線放送電話業務の用に供する償却資産で政令で定める民法第三十四条の法人が所有し、かつ、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第一条第二項に規定する

で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

40 通信・放送機器が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第四十七条の二第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前から五年度分の固定資産税が課されることとなつた年度新たに固定資産税が課されると、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度の三分の二の額とする。

第三百四十九条の四第六項中「第四百十条」を「第四百十条第一項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百六十四条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第五項」を「若しくは第七項」に改め、「納稅通知書」の下に「又は第三項の課税明細書」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同項第二号第七項中「又は第五項」を「若しくは第七項」に改め、「納稅通知書」の下に「又は第三項の課税明細書」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同項第二号第七項中「すでに」を「既に」、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の規定」を「第五項の規定」に、「かかわらず、第三項」を「かかるず、第五項」に、「おいては、第三項」を「おいては、同項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「基いて」を「基づいて」に、「第六項」を「第八項第一号」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項中「第六項」とし、同条第四項中「基いて」を「基づいて」に、「前項」を「第二項」に、「以下第六項第一号」を「第八項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次二項を加える。

3 市町村は、土地又は家屋に対する課税標準を徴収しようとする場合においては、総資産税を徴収する。

務省令で定めるところによつて、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書(以下「課税明細書」という。)を当該納税者に交付しなければならない。

一 土地に対する課する固定資産税 当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格

二 家屋に対する課する固定資産税 当該家屋について家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格

三 市町村は、前項各号に定める事項のほか、第

三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地又は家屋については、当該土地の前項第一号の価格又は当該家屋の同項第二号の価格にそれぞれ第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定に定める率を乗じて得た金額を課税明細書に記載しなければならない。

第三百六十二条の二第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「行ない」を「行い」に、「附けてその申立」を「付けてその申出」に、「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第三百七十三条第六項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に改める。

第三百八十二条の次に次の二条を加える。  
(固定資産課税台帳の閲覧)

第三百八十二条の二 市町村長は、納稅義務者の他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載(当該

固定資産課税台帳の備付けが第三百八十二条の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項、次条と並んで記載)する。

第三百八十二条の二第一項中「前条第一項」に「第三百八十二条の二第一項」を「前条第三項」として、「土地名寄帳又は家屋名寄帳に固定資産課税台帳の登記事項と同一の事項が記載(当該土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項において同じ。)をされている場合に限り、同条第一項の規定により当該納稅義務者の閲覧に供するものとされる固定資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名寄帳若しくはその写し(当該土地名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項、次条において同じ。)をされ

る部分又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十二条の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合における事項を記載した書類。次項及び第三百八十七条第三項において同じ。)を当該納稅義務者の閲覧に供することができる。

第三百八十二条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第三百九十四条中「(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十二条の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。第四百十一条第二項及び第四百十九条第四項において同じ。)」を削る。

第三百八十二条の見出しを「(固定資産の価格等の決定等)」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「二月末日」を「三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

証明書の交付)

第三百八十二条の三 市町村長は、納稅義務者の他の政令で定める者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載されている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。

第三百八十七条に次の二項を加える。

第三百八十七条に次の二項を加える。  
(固定資産課税台帳の閲覧)

第三百八十二条の二第一項中「前条第一項」に、「第三百八十二条の二第一項」を「前条第三項」として、「土地名寄帳又は家屋名寄帳に固定資産課税台帳の登記事項と同一の事項が記載(当該土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項において同じ。)をされ

ている場合に限り、同条第一項の規定により当該納稅義務者の閲覧に供するものとされる固定

資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名寄帳若しくはその写し(当該土地名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項、次条において同じ。又は家屋名寄帳若しくはその

写し(当該家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項、次条において同じ。)をされ

ている場合に限り、同条第一項の規定により当該納稅義務者の閲覧に供するものとされる固定資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名寄帳若しくはその写し(当該土地名寄帳の備付けが第三百八十二条の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項において同じ。)をされ

ている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該納稅義務者の閲覧に供することができる。

第三百八十五条 市町村長は、総務省令で定めるところによつて、土地課税台帳等に登録された土地(この法律の規定により固定資産税を課することができるものに限る。)の所在、地番、地

目、地積(第三百四十八条の規定の適用を受ける土地にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九条第四項から第七項までにおいて「土地価格等縦覧帳簿」という。)並びに家屋課税台帳等に登録された家屋(この法律の規定により固定資産税を課することができるものに限る。)の所在、家屋番号、種類、構造、床面積(第三百四十八条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用を受け部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九条第四項から第七項までにおいて「家屋価格等縦覧帳簿」といいう。)を毎年三月三十一日までに作成しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

第四百六十六条 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日(いずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳

簿又はその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日(いづれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者に「固定資産課税台帳」を「土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われる場合にあつては、記録)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 市町村長は、第二項の規定によつて、土地又は家屋の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならない。

5 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成をもつて行なわれている場合にあつては、記録をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

6 市町村長は、第四項の規定によつて、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成した場合においては、その作成の日から二十日以上の期間、その指定する場所において、当該土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の帳簿又はその写しを縦覧に供した日」を「第四百十一条第二項の規定による公示の日」に改め、「第四百十一条第三項」を「第四百十一条第三項」に改める。

10条第一項に改める。

第四百三十二条第一項中「第四百五十五条第一項の縦覧期間の初日」を「第四百十一条第二項の規定による公示の日」に、「三十日」を「六十日」に、「縦覧期間の初日からその末日後十日」を規定による公示の日から同日後六十日」に、「第四百十一条第二項」を「第四百十一条第三項」に改める。

第五百八十六条第二項第一号の十を次のように改める。

一の十 削除

第五百八十六条第二項第一号の二十一及び第一号の二十二を次のように改める。

一の二十一及び一の二十二 削除

第五百八十六条第二項第一号の二十七の次に次の七号を加える。

一の二十八 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)第三条第三号に規定する離島において、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の二十九 沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において、同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の三十 沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第十八条第三項第一号に規定する情報通信技術利用事業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設し、かつ、当該設備に係る建物(政令で定め

第四百二十二条の三中「第四百十条」を「第四百一十条第一項に改める。

第四百十九条第三項を次のように改める。

3 市町村長は、前項の規定によつて、固定資産税の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第四百十九条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「固定

るものに限る。)を新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

一の三十一 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において、同法第三条第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業又は同法第十号に規定する産業高度化事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他の政令で定める建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

一の三十二 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二条第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地域のうち、政令で定めるものが当該設備に係る工場三条第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定める建物その他の政令で定める建物その他の政令で定める建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

一の三十三 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により金融業務特別地区として指定された地区において、同法第三条第十二条号に規定する金融業務に係る事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る。)の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

一の三十四 沖縄振興特別措置法第六十八条第一項に規定する承認経営基盤強化事業の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

五百八十六条第二項第十四号中「第五条第二項」の下に「(沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「同法第一条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に改め、同項第二十七号の四中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十七の五 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定において定められた同項第一号に規定する風景地保護協定区域内の土地

五百八十六条第二項第二十八号中「及び第五号の六」を「第五号の六及び前号」に改め、同項第二十九号中「第二十七号の二」を削る。

第七百一条の三十四第七項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業によつてされる同法第二条第七号に規定する施行再建マンションで事業所等の用に供するものの新築第七百四十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除外」を「除くほか」に、「第八項」を「第三項、第四項及び第十項」に改める。

第七百四十七条中「、指定期日前に第七百四十三条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第七百四十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除外」を「除くほか」に、「第八項」を「第三項、第四項及び第十項」に改める。

第七百四十七条中「指定期日前に第七百四十三条第一項又は第二項の規定により当該償却資産の所有者に対する通知は第四百五十五条第一項の規定による総覧と」を削る。

附則第三条の三中「三十二万円」を「三十六万円」に改める。

経営基盤強化事業又は当該経営基盤強化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

五百八十六条第二項第二号に次のように加える。

ヲ 土壤の特定有害物質(土壤汚染対策法(平成十四年法律第五号)第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。)による汚染を除去するための施設(同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。)で総務省令で定めるもの

五百八十六条第二項第十号を次のように改める。

十 削除

五百八十六条第二項第十四号中「第五条第二項」の下に「(沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を

第七百一条の三十四第二項中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加え、同条第三項第十九号の二を次のように改める。

十九の二 沖縄振興特別措置法第六十八条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される同法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第七項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業によつてされる同法第二条第七号に規定する施行再建マンションで事業所等の用に供するものの新築第七百四十三条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第七百四十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除外」を「除くほか」に、「第八項」を「第三項、第四項及び第十項」に改める。

第七百四十七条中「指定期日前に第七百四十三条第一項又は第二項の規定により当該償却資産の所有者に対する通知は第四百五十五条第一項の規定による総覧と」を削る。

附則第三条の三中「三十二万円」を「三十六万円」に改める。

建替事業の施行に伴う同法第二条第七号に規定する施行再建マンションの部分のうち同法第五十八条第一項第三号に規定する区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるもの以外のも

る。

附則第九条の二第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附則第九条の二第一項中「平成十四年五月十四日」を「平成十九年五月十四日」に改める。

附則第十条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを削り、第十項を第五項とし、第十一項を第六項とする。

附則第十条の二第二項中「土地を取得した者が

土地が取得され、かつ、」に「を新築した」を

が新築された」に改める。

附則第十一条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「乗じて得た額」の下に「(当該施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で当該補助を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額)」を加え、同条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第五項とし、同條第二項第一号中「第四項」を「第四項」とし、同條第三項第一号中「第四項」を「第四項」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一项を加える。

2 前項に規定する施設の取得が第七十三条の十

四第六項の規定に該当する場合で前項に規定する補助を受けた額が同条第六項に規定する貸付

けを受けた額を超えるときににおける同項の規

定の適用については、同項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額」とする。

附則第十二条第六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に、「五

分の二」を「三分の一」に改め、同条第八項中「第七十三条の四第一項第十九号の三」を「第七十三条の四第一項第二十四号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「(昭和六十二年法律第六十二号)」を加え、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十九項を同条第二十一項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項中「農業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「譲渡」の下に「により不動産を取得した場合又は漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第四号に規定する事業を行うものに限る)」が漁業協同組合から同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項の規定による行政の認可を受けて行う同条第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業(同法第十二条の四第二項に規定する信用事業をいう)の全部の譲渡により不動産を取得した場合若しくは水産加工業協同組合から同法第五十四条の二第二項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業(同法第十二条の四第二項に規定する信

用する同法第十二条の四第二項に規定する信用事業をいう)の全部の譲渡)を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に、「第二条第二項に規定する特定農業協同組合第一号において「特定農業協同組合」という)又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会」という)を「第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等(同項第六号に掲げるものを除く。第一号において「特定農水産業協同組合等」という)」に、「第一条第五項」を「第二条第四項」に改め、「同項第一号」の下に「又は第四号」を加え、同項第一号中「特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会」を「特定農水産業協同組合等」に、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等」に、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項」に改め、「次号において「信用事業」という)を「同項第五号に掲げるものを除く。」に改め、同項第二号中「農林中央金庫が」の下に「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二号に規定する」を加え、「信用事業」を「同条第三号に規定する信用事業(同項第一号に掲げるものに限る)」に改め、同項を同条第二十九項に次三項を加える。

30 軽自動車検査協会が道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

31 高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法第五十九条中「並びに同法第十五条第一項に規定する産

業廃棄物処理施設」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条第六項を次のように改める。

6 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる償却資産のうち、それぞれ当該各号に定める日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（第一号に掲げる償却資産については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該償却資産のうち總務省令で定めるものについては、当該償却資産の二分の二）の額とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条の平成十四年四月一日

二 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定期域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもの 平成十四年四月一日

三 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下本号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で政令で定めるも

四 土壤の特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための償却資産 同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で政令で定めるもの 土壤汚染対策法の施行の日

附則第十五条第七項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第八項中「第八号」を「第九号」に改め、「四分の三」を「六分の五」に改め、「四分の一」を「二分の一」に改め、「三分の二」を「三分の二（第五項第九号）」に、「三分の二（二分の一）」を「二分の一」に改め、「三分の二」を「三分の二（二分の一）」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設（第三百四十九条の三第三項、第四項又は第十九項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）の額とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの

二 大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんを処理するための施設で政令で定めるもの 土壤汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙を処理するための施設で政令で定めるもの

附則第十五条第十項中「平成十三年度」を「平成十五年度」に改め、同条第十三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月一日」から平成十四年三月三十一日までに、「二分の一」を「三分の二（二分の一）」に改め、同条第十八項中「定めるもの（二）」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までに、「四分の三」を「六分の五」に改め、同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「定めるもの（二）」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までに、「四分の三」を「六分の五」に改め、「四分の一」を「二分の一」に改め、「三分の二」を「三分の二（二分の一）」に改め、「三分の二（二分の一）」を「二分の一」に改め、「三分の二」を「三分の二（二分の一）」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設（第三百四十九条の三第三項、第四項又は第十九項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）の額とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五

条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの

とし、同条第四十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「償却資産」を「家屋及び償却資産」に、「固定資産税」を「固定資産税又は都市計画税」に、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」に改め、同項を同条第四十八項とする。

附則第十五条の二第一項中「から第二十項まで」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項中「次条を「次条第一項」に、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の三第一項中「平成九年度から平成十三年度まで」を「平成十四年度から平成十八年度まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二項中「北海道旅客会社等又は」及び「当該北海道旅客会社等若しくは」を削り、「平成十三年年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の四中「前三条」を「附則第十五条の五」とし、附則第十五条の三の次に次の二条を加える。

(固定資産税の課税明細書の記載事項の特例)

第十五条の四 市町村は、第三百六十四条第四項の規定にかかるわらず、前三条の規定の適用を受ける土地又は家屋については、第三百六十四条第三項各号に定める事項のほか、前三条の規定により固定資産税の課税標準とされる額を課税標準明細書に記載しなければならない。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同条に次の二条を加え。

と」を加え、同条第三項中「同項に規定する非課税土地」を、附則第三十一条の三の三第一項に規定する非課税土地に、「使用させ、又は」を「使用させること」と、「に改め、「特例譲渡すること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。  
附則第三十二条第一項中「平成十四年三月三十日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」を、平成十五年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「取得で政令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。  
11 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第四項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。  
一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一  
二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一  
附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二項中「次条第六項」を「次条第四項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「事業に係る事業所税」の下に「(同項に規定する事業に係る事業所税)をいう。以下本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「次条第十項を「次条第八項」に改め、同項を同条第三項とす

る。

附則第三十二条の四第一項中「十四年」を「十六年」に改め、同条第一項中「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六条に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。」及び「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「九年」を「十一年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項を同条第十一項とし、同条に次の四項を加える。

12 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において設置される同法第十一条第一項に規定する特定民間観光関連施設(政令で定めるものに係るものに係る新築又は増築で当該特定民間観光関連施設の使用者を行う者が建築主であるものに係る新築が平らす、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十二第一項の規定にかかる限り、第七百一条の三十二第一項の規定に従つて整備されるものを除く。)第六条に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項を同条第十一項とし、同条に次の四項を加える。

13 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信産業振興地帯において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信産業振興地帯で当該施設に係る事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに係る新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかる限り、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

14 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに係る新築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかる限り、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

15 指定都市等は、事業所用家屋で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六条に規定する認定計画に従つて整備される同項第一号に掲げるもののうち政令で定めるもの、同項第二号に掲げるもののうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるもの、同項第五号イ及び

16 口に掲げるものの、同項第六号イ、口及びトに掲げるものの、同項第七号に掲げるもののうち同号ロ又はハに掲げる施設と同号ニに掲げる施設が一体的に設置されるもの並びに同項第八号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げるものに限り、第二項に規定する中核的民間施設に該当するものを除く。)のうち政令で定めるものに係るもの的新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかる限り、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定第六条に規定する認定事業者が建築主であるものに係る新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかる限り、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

17 附則第三十二条の五中「若しくは第二項」を削る。

18 附則第三十二条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十二条の四第五項」を「附則第三十二条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十二条の四第八項」を「附則第三十二条の四第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第三十二条の四第十四項」を「附則第三十二条の四第十二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項に規定する事業所等に係る事業所床面積(第七百一

条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

19 附則第三十二条の四第十四項に規定する施設に係る事業所等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対し課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について規定する事業所等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対し課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について規定する。が、環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八条第一項第一号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの(産業公害の防除に資するものとして政令で定めるものに限る。)に係る施設に係る事業所等において行う事業に對して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに資する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について規定する。が、環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八条第一項第一号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの(産業公害の防除に資するものとして政令で定めるものに限る。)に係る施設に係る事業所等において行う事業に對して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する。

事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十六年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一十条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る。)又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

11 附則第三十二条の四第十五項に規定する特定施設に係る事業所等のうち平成十六年三月三十日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業所税に関する部分に限る。)又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該特定施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の八第一項中「次条第一項における事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、

「附則第三十二条の九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十二条の七第三項」に改め、同項を同条第三項」とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十四条第一項中「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、「前三項」に、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「百分の三」とあるのは「百分の五・五」と、同項第三号中「百六十万円」とあるのは「三百八十万円」と、「百分の六」とあるのは「百分の六」と、第二項中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第三項を「百分の二に相当する金額」とあるのは「百分の四に相当する金額」課税長期譲渡所得金額から四百万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額」と、第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第十二号」を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「同条第二項第七号から第十二号まで」を「同条第二項第七号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第三十二条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十二条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「(同条第二項)の規定により適用される場合を含む。」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第五項において準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは、「同条第五項において準用する同条第二項」と、「同条第一項各号」とあるのは、「同条第五項において準用する同条第一項各号」と、「同条第二項」とあるのは、「同条第五項において準用する同条第二項」と、「同条第一項」を「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同項」とあるのは、「同条第四項において準用する同条第一項の規定及び同条第五項」に改める。

附則第三十五条第一項第一号中「附則第三十四条第四項第三号」を「附則第三十四条第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第四項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に改め、同条第四項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十四条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三项」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「及び次項」の下に「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項」を加え、「附則第三十五条の二の三第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に改める。

附則第三十五条の二第二項中「並びに次条第二項」を「次条第一項及び第二項、附則第三十项」に、「次条第二項並びに附則第三十五条の三第二項」に、「次条第二項並びに第三十五条の二の六第二項、附則第三十五条の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項並びに第三十五条の三第四項」に改める。

附則第三十五条の二の三第三項中「第一項」を「及び第三十五条の二の二第一項」に、「附則第三十五条の二の二の三第一項」及び「次条第一項」を「附則第三十五条の二の二第一項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二の三第一項」及び「次条第一項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の三第四項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項から」を「第三十五条の一項」を「附則第三十五条の二の二第一項」に改め、「前条第一項から」に、「前条第七項」を「附則第三十五条の二の二第七項」に、「附則第三十五条の二の三第一項」を「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の二第六項」に、「前条第一項及び」を「附則第三十五条の二の二第一項及びび」に改め、「次条第一項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」とを削り、「附則第三十五条の二の二第六項」に、「附則第三十五条の二の二の三第四項」を「附則第三十五条の二の二の六第四項」に改め、同条を附則第三十五条の二の六とし、附則第三十五条の二の二の次に次の三条を加える。



所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第五項中「者の中」とあるのは「者のうち前年において証券業者に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座を開設していたことにより同条第七項の規定により同項の報告書を交付されるもの又は」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と、「給与所得又は」とあるのは「給与所得若しくは」と、「当該源泉徴収票又は」とあるのは「当該報告書若しくはその写し又は当該源泉徴収票若しくは」とする。

三 第三百二十二条の三第二項の規定の適用については、同項中「あるとき」とあるのは、「あるとき」(同項ただし書の規定に基づき同項の申告書を提出しない給与所得者にあつては、当該給与所得者が、給税省令で定めるところにより、当該市町村に対して直接に又は当該給与所得者に係る附則第三十五条の二の四第一項の上場株式等取引報告書を提出する義務を有する証券業者を通じて、給与所得以外の所得に係る所得額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたとき)」とする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(上場株式等取引報告書の提出義務違反に関する罪)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき當該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。  
附則第三十五条の三第一項中「を払込み」の下に「(これらの株式の発行に際してするものに限る。以下本条において同じ。)」を加える。  
附則第三十八条を次のように改める。  
**第三十八条 削除**  
附則第三十九条第五項中「あるのは、「を「あるのは」に改め、「附則第三十九条第四項」の下に「(と、附則第十五条の五中)附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは「附則第十五条から第十五条の三まで又は第三十九条第四項」を加える。  
**附 則**  
**(施行期日)**  
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三百六十二条第二項、第三百六十四条、  
第三百六十二条の二、第三百七十三条第六項  
及び第三百八十九条第一項の改正規定、第四百十条の改正規定(「二月末日」を「三月三十一日」に改める部分に限る)、第四百十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第四百十五条规定から第四百十七条まで、第四百四十九条、第四百三十二条规定第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十七条规定、同条を附則第十五条の四の改正規定、同条を附則第十五条の五とし、附則第十五条の三の次に一条を加え改正規定、附則第十六条に一項を加える改

正規定、附則第二十八条第三項、第二十九条、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項及び第三十五条の二の三の改正規定、同条を附則第三十五条の二の六とし、附則第三十五条の二の二の次に三条を加える改正規定並びに附則第三十九条第五項の改正規定並びに次条第二項、附則第四条第二項並びに第五条第八項及び第九項の規定 平成十五年四月一日

一 第三百四十八条第二項第二十七号及び第三百四十九条の三第二十三项の改正規定、第三百八十二条の次に二条を加える改正規定、第三百八十七条に二項を加える改正規定並びに第三百九十四条の改正規定 平成十五年四月一日

三 第二十四条第五項、第五十二条第二項第三号、第七十二条の五第一項第九号、第二百九十四条第七項、第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十二の改正規定、第七百一条の三十四の改正規定(同条第三項に係る部分を除く)、附則第十一条に三項を加える改正規定(同条第三十二項に係る部分に限る)並びに附則第三十四条の二第二項、第五项及び第七項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第一号)の施行の日

四 第七十三条の二十七の四の改正規定 都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)の施行の日

五 第五百八十六条第二項第一号の二十七の次に七号を加える改正規定、同項第十四号及び第七百一条の三十四第三項の改正規定、附則第三十二条の四に四項を加える改正規定(同条第十二項から第十四項までに係る部分に限る)、附則第三十二条の七第九項の改正規定並びに同項を同条第七項とし、同条に四項を加える改正規定(同条第十項及び第十一項に係る部分を除く)並びに附則第六条第六項から第十一項までの規定 沖縄振興特別措置法

（平成十四年法律第 号）の施行の日	度分の個人の道府県民税について適用する。
六 第五百八十六条第二項第一号の改正規定及び附則第十五条第六項の改正規定（同項第四号に係る部分に限る）並びに附則第六条第十二項の規定 土壤汚染対策法（平成十四年法律第 号）の施行の日	は、平成十四年四月一日（以下「施行日」といふ。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
七 第五百八十六条第二項第二十七号の四の次に一号を加える改正規定及び同項第二十八号の改正規定 自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日	（不動産取得税に関する経過措置）
八 附則第十一条第九項の改正規定（平成十四年三月三十一日）を「平成十六年三月三十一日」に改める部分に限る。 都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第三条の規定の施行の日	第二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の例による。
九 附則第十一条第三十項の改正規定（同項を同条第二十八項とする部分を除く。）及び同条第三十一項の改正規定（同項を同条第二十九項とする部分を除く。）水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日	2 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十条第八項の規定は、同項に規定する不動産の取得が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該決定を受けて行う保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社次項において「破綻保険会社」という。）の保険契約の移転に係る移転契約に基づく不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第八項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。
十 附則第三十二条の四に四項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第二条第六号トに掲げる施設に係る部分に限る。）民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日	3 新法の規定中法人の道府県民税について適用する委託の申出が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該委託を受けて行う破綻保険会社、保険業法第二百七十七条の三の六百十条第一項及び第七百四十三条の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
（道府県民税に関する経過措置）	4 旧法附則第十一条第十三項の規定は、同項に規定する不動産の取得が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。
第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。	5 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する固定資産税については、なお従前の例による。
（道府県民税に関する経過措置）	6 新法第三百四十九条の三第三十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。新法附則第三十二条の二の二第二項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第三十二条第二項の規定によりなお効力を有することとある。）の改正前における地方税法附则第十条第八項」とす	7 新法第三百四十九条の三第四十項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
（道府県民税に関する経過措置）	8 新法第三百六十四条、第四百十一条第二項、第四百十五条から第四百十七条まで、第四百十九条、第四百三十二条、第七百四十七条 附則
（道府県民税に関する経過措置）	2 施行日前に取得された旧法第三百四十八条第二十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。新法附則第三十二条の二の二から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税については、なお従前の例による。	3 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用する。







第十二条第一項の表市町村の項第九号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第十号、第十四号及び第十五号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

#### 十七 臨時財政対策債償還

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起

こすことができる」とされた地方債の額

第十二条第二項の表第十四号及び第十八号中「最近の学校基本調査の結果による」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した」に改め、同表第四十六号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表第四十七号及び第五十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表第五十二号中「平成十一年度から平成十二年度まで」を「平成十一年度から平成十三年度まで」に、「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表に次の一号を加える。

#### 五十四 臨時財政対

地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度において起こととされた

千円

#### 地方債の額

策のため平成十三年度において起こととされた

千円

#### 地方債の額

度において特別に起こととされた

千円

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表道府県の項第九号、第十二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

#### 十五 臨時財政対策

臨時財政対策のため平成十三年

種別補正

#### 度において特別に起こととされた地方債の額

度において特別に起こととされた

千円

第十三条第五項の表市町村の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号、第十二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の二号を加える。

#### 十五 臨時財政対策

臨時財政対策のため平成十三年

種別補正

#### 度において特別に起こととされた

千円

附則第四条の見出し中「平成十三年度分」を

「平成十四年度分」に改め、同条第一項各号列記等の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)に、「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第三号中「一千八百億円」を「四千八百億円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)」を「地方交付税法

等の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)に、「平成十三年度分」を「平成十四年

度分」に、「三千九百六十九億八千万円」を「千四百億円」に改め、同項第三号中「千七百二十五億円」を「五百七十八億円」に改め、同項第四号中「二百八十八億円」を「三百二十八億円」に改め

め、同項第五号中「一兆四千七百五十九億円」を「三兆三千三百二十六億円」に改め、同項第六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、「一兆二千八百五十九億円」を「二兆兆八千三百十一億九千八百七万九千円」に改め、同項第七号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「一兆二千八百五十九億四千九百万円」を「二兆九千九百四十億三千七百万円」に改め、同項第八号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円」に改め、同項第九号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「三十兆二千九百八十三億五千五百九十万八千円」に改め、「十兆三千九百五十七億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百十一億二千万円」を「三千六百五十九億円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「一千二十二億円」を「千六百八十五億円」に、「千百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「一千二百三十七億円」を「二千三十九億円」に、「一千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「一千四百九十六億二千九百万円」を「二千四百六十六億二千九百万円」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百万円」に改め、同条第六項を次のように改める。

#### 6 平成十五年度から平成三十年度までの各年

度分の交付税の総額は、平成十五年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定によ

りより加算される額並びに次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十六年度から平成二十一年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から前項までの規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十一年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成十五年度	千二百六十七億円

地 方 團 體 の 種 類	經 費 の 種 類	測 定 單 位	單 位 費 用	附 則 第 四 条 の 四 第一 項 中 「平 成 十 六 年 度 」を 削 り、 「當 該 各 年 度 分 」を 「同 年 度 分 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 二 第 七 項 中 「平 成 十 七 年 度 」を 「平 成 十 八 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 三 第 一 項 中 「平 成 十 八 年 度 」を 「平 成 十 九 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 四 第一 項 中 「平 成 十 九 年 度 」を 「平 成 二十 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 及 び 同 条 第 二 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て	附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て	附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。	別 表 (第 十二 条 関 係)
道 府 県	一 警 察 費	警 察 職 員 數	人 一 人 につ き	一 〇、七 四 四、〇 〇〇〇	附 則 第 四 条 の 二 第 七 項 中 「平 成 十 七 年 度 」を 「平 成 十 八 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 三 第 一 項 中 「平 成 十 八 年 度 」を 「平 成 十 九 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 四 第一 項 中 「平 成 十 九 年 度 」を 「平 成 二十 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 及 び 同 条 第 二 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て <td>附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て<td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。</td><td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。</td><td>別 表 (第 十二 条 関 係)</td></td>	附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て <td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。</td> <td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。</td> <td>別 表 (第 十二 条 関 係)</td>	附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。	別 表 (第 十二 条 関 係)
2 (1) 河川費 経常経費	2 (2) (1) 費 投資的経費 道路橋りよう	道路の面積 道路の延長	千平方メートルにつき 一キロメートルにつき	二二七、〇〇〇 五、五四九、〇〇〇	附 則 第 四 条 の 二 第 七 項 中 「平 成 十 七 年 度 」を 「平 成 十 八 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 三 第 一 項 中 「平 成 十 八 年 度 」を 「平 成 十 九 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 四 条 の 四 第一 項 中 「平 成 十 九 年 度 」を 「平 成 二十 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 及 び 同 条 第 二 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て <td>附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て<td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。</td><td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。</td><td>別 表 (第 十二 条 関 係)</td></td>	附 則 第 五 条 第 一 項 の 表 第 三 号 中 「發 行 を 許 可 さ れ た 」を 「發 行 に つ い て <td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。</td> <td>附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。</td> <td>別 表 (第 十二 条 関 係)</td>	附 則 第 九 条 中 「平 成 二十 年 度 」を 「平 成 二 十一 年 度 」に 改 め る。	附 則 第 九 条 中 「平 成 二 十一 年 度 」を 「平 成 二 十二 年 度 」に 改 め る。	別 表 (第 十二 条 関 係)
河川の延長			一キロメートルにつき	一四四、〇〇〇								

河 川 の 延 長	3 (2) 投 資 的 の 經 費	3 (2) 港 湾 費	河 川 の 延 長	一 キ ロ メ ー ト ル に つ き
4 (3) 社 費 高 齢 者 保 健 福	4 (2) 1 厚 生 勞 働 費	4 (2) 教 育 費	3 (2) 其 他 の 教 育 費	八 九 六、〇 〇〇
3 (2) 社 費 高 齢 者 保 健 福	3 (2) 生 活 保 護 費	3 (2) 中 學 校 費	3 (2) 小 學 校 費	三 五 、五 〇 〇
2 (2) 社 費 高 齢 者 保 健 福	2 (2) 社 會 福 祉 費	2 (2) 高 等 學 校 費	2 (1) 校 費	九 、三 一 〇
1 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	1 (1) 生 活 保 護 費	1 (1) 特 殊 教 育 諸 學	4 その 他の 土 木	六 、八 八 〇
4 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	4 (1) 投 資 的 の 經 費	4 (1) 經 常 經 費	3 教育 費	一 、四 五 〇
3 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	3 (1) 投 資 的 の 經 費	3 (1) 教 職 員 數	3 中 學 校 費	八 、八 二 〇
2 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	2 (1) 投 資 的 の 經 費	2 (1) 學 級 數	2 高 等 學 校 費	五 、三 〇 六、〇 〇〇
1 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	1 (1) 投 資 的 の 經 費	1 (1) 生 徒 數	1 小 學 校 費	五 、四 一 五、〇 〇〇
4 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	4 (1) 投 資 的 の 經 費	4 (1) 教 職 員 數	4 そ の 他 の 土 木	五 、四 六 〇 〇
3 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	3 (1) 投 資 的 の 經 費	3 (1) 學 級 數	3 教 職 員 數	七 〇、六 〇〇
2 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	2 (1) 投 資 的 の 經 費	2 (1) 兒 童 及 び 生 徒 數	2 兒 童 及 び 生 徒 數	八 、〇 八 三、〇 〇〇
1 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	1 (1) 投 資 的 の 經 費	1 (1) 人 口	1 兒 童 及 び 生 徒 數	五 、五 二 七、〇 〇〇
4 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	4 (1) 投 資 的 の 經 費	4 (1) 人 口	4 兒 童 及 び 生 徒 數	二 八 四、〇 〇〇
3 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	3 (1) 投 資 的 の 經 費	3 (1) 人 口	3 兒 童 及 び 生 徒 數	一 、四 三 三、〇 〇〇
2 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	2 (1) 投 資 的 の 經 費	2 (1) 人 口	2 兒 童 及 び 生 徒 數	一 、七 四 八、〇 〇〇
1 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	1 (1) 投 資 的 の 經 費	1 (1) 人 口	1 兒 童 及 び 生 徒 數	二 、三 〇 〇
4 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	4 (1) 投 資 的 の 經 費	4 (1) 人 口	4 兒 童 及 び 生 徒 數	五 、五 八 〇
3 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	3 (1) 投 資 的 の 經 費	3 (1) 人 口	3 兒 童 及 び 生 徒 數	三 八 二、〇 〇〇
2 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	2 (1) 投 資 的 の 經 費	2 (1) 人 口	2 兒 童 及 び 生 徒 數	六 、八 五 〇
1 (1) 社 費 高 齢 者 保 健 福	1 (1) 投 資 的 の 經 費	1 (1) 人 口	1 兒 童 及 び 生 徒 數	五 、八 四 〇



		市町村		十六 債債還費		臨時財政対策		とされた地方債の額	
		一 消防費		二 土木費		一 消防費		臨時財政対策のため平成十三年度に度にとされた地方債の額	
		一 消防費		二 土木費		一 消防費		臨時財政対策のため平成十三年度に度にとされた地方債の額	
三		1 教育費	6 費	5 下水道費	4 公園費	3 都市計画費	2 投資的経費	1 経常経費	2 中学校費
(1)		(2) (1)	(2) (1)	(2) (1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)
1 小学校費	経常経費	教育費	他の土木	投資的経費	公園費	投資的経費	港湾費	経常経費	中学校費
児童数	人口	人口	人口	人口	都市公園の面積	都市計画区域における人口	漁港における外郭	港湾における外郭	道路の面積
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	千平方メートルにつき	一人につき	施設の延長	施設の延長	道路の延長
四七、三〇〇	一、六三〇	一五〇	二五八	六八一	四四、二〇〇	一、二一〇	六、八八〇	一四、七〇〇	一一四、〇〇〇
									五七一、〇〇〇
									一〇、九〇〇円
									一千円につき
									一四

		五		四		三		二		一	
		1 農業経費		2 社費		3 保健衛生費		4 生活保護費		5 其他の教育	
		(1) 農業行政費		(2) (1)		(1) 投資的経費		(2) (1)		(1) 経常経費	
三	2 商工行政費	3 経済費	1 経常経費	5 清掃費	4 投資的経費	3 経常経費	2 保健衛生費	1 生活保護費	4 費	3 投資的経費	2 経常経費
(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
経常経費	その他の産業	経常経費	投資的経費	経常経費	投資的経費	経常経費	保健衛生費	生活保護費	その他の教育	投資的経費	経常経費
鉱業の従業者数及び	林業、水産業	農家数	人口	人口	七十五歳以上人口	六十歳以上人口	七十歳以上人口	市部人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一三二、〇〇〇	一、二五〇	六五、五〇〇	四二、六〇〇	六、九四〇	六、八〇一	五六、〇〇〇	三五、三〇〇	五六二	四〇三、〇〇〇	六、四四〇	八、一二五、〇〇〇
											三六、九〇〇
											一、一五〇、〇〇〇
											一、三、三四七、〇〇〇
											八二六、〇〇〇
											一〇、九五〇、〇〇〇
											八二六、〇〇〇



(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十  
三年度から平成三十七年度まで」を「平成十四年  
度から平成三十七年度まで」に改め、「平成十  
三年度にあつては四十二兆五千九百七十八億千  
四百九十八万七千円(以下「平成十三年度分の借  
度」に改め、同項の表を次のように改め

入金限度額」という。)を削り、「平成十三年度  
分の借入金限度額から三百九十一億円を控除し  
た額を「四十六兆一千二百三十五億九千九十八万  
七千円」に改め、同項の表を次のように改め

附則第六条中「平成十三年度」を「平成十四年  
度」に改める。

附則第六条の二第一項及び第六条の三第一項  
中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。  
附則第七条各号列記以外の部分中「平成十三  
年度」に改め、「平成二十九年度及び」を削り、  
同条第二号中「一兆二千七百三十三億円」を「一  
兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十  
七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆  
六千十三億六千七百五十万円」を「一兆六千八百  
六億六千七百五十万円」に、「三千七百六十二億  
円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億  
円」を「四千八百五十九億円」に、「四千三十二億  
円」を「五千八十七億円」に、「四千四百三十五億  
円」を「五千八十七億円」に、「四千八百八十一  
億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八  
十億円」を「六千五百五十七億円」に、「五千三百六  
十六億三千五十七万九千円」を「六千七百七十一億  
円」を「五千五百九十六億円」に、「二千三百四十七億  
円」を「三千八百九十一億五千万円」に改め、同  
条第三号中「二千四百七十一億円」を「二千三百  
九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百  
五十七万九千円」に、「二千三百四十七億  
円」を「三千八百九十一億五千万円」に改め、同  
条第三号中「二千四百七十一億円」を「二千三百  
九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百  
五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千  
三百二十七億円」に、「三千百十一億二千万円」  
を「三千六百五十九億二千万円」に、「九百二十一  
億円」を「千五百三十一億円」に、「千二十二億  
円」を「千六百八十五億円」に、「千三百五十九億  
円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億  
円」を「二千三十九億円」に、「千二百二十二億  
円」を「二千四百四十一億円」に、「千四百九十六  
億二千九百万円」を「二千四百六十六億二千九百  
八百万円」に改め、同条第四号の表を次によ  
うに改める。

年 度	控		除	額
	地方交付税法附則第四条第一項第六号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの		
平成十六年度	九千六百五十九億円	九千八百六十九億円	一千二百七十九億円	一千四百八億円
平成十七年度	一兆六百三十二億円	一兆三千九百八十九億円	一千四百八十九億円	一千四百八億円
平成十八年度	一兆六百八十三億五千万円	一兆八千三百九十八億円	一千五百四十八億円	一千五百四十四億円
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	一兆二千三百五十三億円	一千三百九十一億円	一千三百九十一億円
平成二十年度	一兆三千三百八十八億円	一兆五千九百八十二億円	二千九百五十七億円	二千九百五十七億円
平成二十一年度	一兆五千二百七十八億円	一兆五千九百八十九億円	二兆九千九十九億円	二兆九千九十九億円
平成二十二年度	一兆六千八百六億六千七百五十万円	一兆七千八百七十五億四千万円	二兆七千八百七十五億四千万円	二兆七千八百七十五億四千万円
平成二十三年度	四千六百三十四億円	四千八百五十九億円	二兆五千七十九億五千五万円	二兆五千七十九億五千五万円
平成二十四年度	五千八十七億円	五千八十七億円	二兆五千九百八十二億円	二兆五千九百八十二億円
平成二十五年度	五千五百九十六億円	六千五百五十七億円	二兆五千九百八十九億六千万円	二兆五千九百八十九億六千万円
平成二十六年度	六千五百五十七億円	六千五百五十七億円	二兆五千九百八十九億六千万円	二兆五千九百八十九億六千万円
平成二十七年度	六千七百七十一億三千五十七万九千円	二千四百六十六億二千九百万円	二兆五千九百八十九億六千万円	二兆五千九百八十九億六千万円
平成二十八年度	三千八百九十一億五千五万円	二千二百四十一億円	二兆五千九百八十九億六千万円	二兆五千九百八十九億六千万円
平成二十九年度	一千三百八十一億八千八百万円	一千三百八十一億八千八百万円	二兆六百六十億四千二百四十万八千円	二兆六百六十億四千二百四十万八千円
平成三十年度	七百七十三億円	三千七億円	一兆六百六十億四千二百四十万八千円	一兆六百六十億四千二百四十万八千円
平成三十一年度	二千一百二十七億円	二千三百三十七億円	一兆六千九百二十億三千八百八十万円	一兆六千九百二十億三千八百八十万円
平成三十二年度	二千二百二十二億円	二千三百二十三億円	一兆六千九百二十億三千八百八十万円	一兆六千九百二十億三千八百八十万円
平成三十三年度	二千四百二十八億円	二千三百二十二億円	六千三百四十億三千八百八十万円	六千三百四十億三千八百八十万円
平成三十六年度	三千七百三十七億円	三千九百五億円	三千七億円	三千七億円
平成三十七年度	三千九百五億円	二千三百三十七億円	二千三百三十七億円	二千三百三十七億円

年 度	金 領
平成十五年度	千二百六十七億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十一年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十二年度	六千七百三十五億円
平成二十三年度	六千二百九十八億円
平成二十四年度	五千五百四十七億円
平成二十五年度	四千七百四十二億円
平成二十六年度	三千九百四十六億円
平成二十七年度	三千百二十四億円
平成二十八年度	二千三百五十一億円
平成二十九年度	一千五百十六億円
平成三十一年度	七百八十四億円

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から

適用する。  
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十四年度分の予算から適用する。



平成十四年四月三日印刷

平成十四年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D